

## 1 子育て支援施策の充実・強化について

### 【提案・要望事項】

我が国の少子化は深刻さを増しており、2030年代に入るまでが少子化傾向を反転させるラストチャンスと言われるなど、少子化の問題はこれ以上放置できない待ったなしの課題として、地方においても予算を拡充し様々な子育て支援策に取り組んでいるが、少子化の流れを変えることはできていない。少子化・人口減少のトレンドを反転させるためには、国において、少子化対策、子育て支援施策の拡充を加速化し、強力に推進していく必要がある。昨年12月に決定した「こども大綱」や「こども未来戦略」により、国全体の大きな道筋が示されたところであり、これらに示された施策を着実に実行していくべき局面となっている。

については、次代を担うすべての子どもの健やかな育ちを支える基礎的な経済支援策について所得制限を設けないこと及び国の財政負担を基本に、以下の点について要望する。

#### ① こども未来戦略「加速化プラン」の着実な実施

こども未来戦略の「加速化プラン」を着実に実施するとともに、地方自治体の子育て支援施策を安定的に行えるよう十分な財政措置を行うこと。

#### ② 地域の少子化対策への財政支援

結婚支援などの少子化対策を継続・強化して実施できるよう、地域少子化対策重点推進交付金の拡充と運用の弾力化を継続すること。

#### ③ 妊娠・出産の願いに寄り添う不妊治療支援

不妊治療への保険適用前後での自己負担額や患者数の比較、保険適用後の医療費の状況などを分析し、保険適用の効果の検証を行い、経済的な理由により不妊治療をあきらめることがないよう、保険適用外治療を受ける場合や保険適用と保険適用外の治療を併用する場合、保険適用による3割負担が助成制度時の負担を上回る場合など、自己負担額を軽減する全国一律の制度を創設すること。また、自治体が独自の助成を行う場合、財政的支援を行うこと。

#### ④ 妊婦のための支援給付の支給方法の柔軟化

子ども・子育て支援法の改正により、令和7年度から、妊婦のための支援給付は、現金その他確実な支払の方法で内閣府令で定めるものにより支払うものとしているが、本来の目的である出産、子ども・子育て支援に直接資する形での支給を継続・推進するため、クーポン等による現物支給を後押しする運用を検討すること。好事例の周知や事務費の支援だけでなく、自治体独自に給付の上乗せをする場合の補助等、新たな具体的支援を検討すること。

また、妊婦のための支援給付に関し、都道府県及び市町村における給付事務に要する経費について、引き続き、国において財政的支援を講じること。

⑤ 男性の育児休業取得の促進

国では、令和7年4月から出生時育児休業給付金や育児休業給付金について、子の出生直後の一定期間以内に、被保険者とその配偶者の両方が14日以上の子育て休業を取得する場合に、支給額を最大28日間、手取りで10割相当に引き上げることとしているが、男性の育児休業取得を促進するには、少なくとも3か月間は、手取りで10割相当への引き上げとなるよう制度の拡充を行うこと。

⑥ 子ども医療費助成の国における制度化

国の責任において、全国一律の子ども医療費助成制度を創設すること。また、自治体が独自の助成を行う場合、財政的支援を行うこと。

⑦ 保育士人材等の確保

保育所等や放課後児童クラブについては、施設整備等を図っているものの、地域ごとの需要に見合う保育士や放課後児童支援員の確保が不十分であることから受入れに制約が生じている。そのため、保育士等が給与面においても魅力のある職となるよう公定価格の抜本的な見直しによる一層の処遇改善や、再就職支援等の多様な取組など、保育人材の確保対策をさらに強化するとともに、これらの取組の財源確保及び財政的支援を充実させること。

⑧ 学校給食費の無償化

国全体として学校給食費の在り方を抜本的に整理したうえで、国の責任で財源を含め具体的な施策を示すこと。

⑨ 高等教育の修学支援新制度の拡充

大学・専門学校等の高等教育にかかる教育費の負担軽減のため、国が実施する授業料等の減免や給付型奨学金事業について、所得基準を引き上げるとともに、授業料等の減免額や給付型奨学金の給付額を引き上げるなど制度の拡充を図ること。

## 【現状・課題】

① こども未来戦略「加速化プラン」の着実な実施

○ 昨年12月に、こども政策の基本的な方針等を定める「こども大綱」や、今後の具体的な施策を定める「こども未来戦略」が決定され、少子化対策及び子ども・子育て政策の大きな道筋が示されたところであり、今後は、「こどもまんなか」の理念のもと、これらに示された施策を着実に実行していく局面である。

○ こども未来戦略「加速化プラン」では、子育てにかかる経済的支援の強化や全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充など、今後3年間で集中的に少子化対策に取り組むとされており、これらの施策を着実に実施するとともに、地方自治体が子ども・子育て支援施策を推進するにあたって、事業が安定的に行えるように、十分な財政措置

が行われる必要があります。

## ② 地域の少子化対策への財政支援

- 結婚支援などの少子化対策の強化に向けて、「地域少子化対策重点推進交付金」等による支援制度がありますが、十分な予算を確保するとともに同一事業を複数年度にわたり実施することを可能とするなど、長期的な視点での事業の継続実施が可能な財政的支援が必要です。

## ③ 妊娠・出産の願いに寄り添う不妊治療支援

- 不妊治療は個々の状況を踏まえて治療法が選択されていますが、保険適用により選択の幅が狭まってしまうことや、助成廃止により自己負担額が増えるケースが生じることのないように、国の責任において、自己負担額を軽減する制度の創設が必要です。本県では、保険適用と先進医療を併用する場合の自己負担や、保険適用による3割負担が、助成制度時の負担を上回る場合に、自己負担額を軽減する制度を創設していますが、このように、自治体が独自の助成を行う場合、財政的支援が必要です。

## ④ 妊婦のための支援給付の支給方法の柔軟化

- 本県では、出産・子育て応援交付金の経済的支援の支給にあたり、すべての市町と連携して、電子カタログギフト（地域通貨を含む）での支給システムを構築し、令和6年4月から運用しています。一方で、令和7年度以降の給付金の支給方法については、制度上現金を基本とし、個人の希望に応じてクーポン等での支給を可能とする運用が示されていますが、これまで国の推奨を踏まえクーポン等での支給にかかるシステムを構築してきた自治体では、システムの維持や運用が困難となっています。国として本来の目的に資する形での支給を後押しする制度設計が必要です。

## ⑤ 男性の育児休業取得の促進

- 出生率の低下の要因は、子ども一人の家庭が増えているためとの指摘があります。その背景は、仕事と子育ての両立が難しく、育児が母親任せで父親の育児参加が期待できない、「共働き・共育てモデル」が確立されていない状況があると考えられます。また、育児休業中の手取り収入が大幅に減少するという経済的な問題が育休取得を阻害する一因になっているとの声も聞きます。
- 男性の育児参加を促進し、「共働き・共育てモデル」を確立するためには、男性が育児休業取得をしやすい仕組みが必要です。国においては、令和7年4月から、出生時育児休業給付金や育児休業給付金について、子の出生直後の一定期間以内（男性は子の出生後8週間以内、女性は産後休業後8週間以内）に、被保険者とその配偶者の両方が14日以上の育児休業を取得する場合に、支給額を最大28日間、手取りで10割相当へと引き上げることとしていることから、一定程度は取得促進につながるものと考えます。

しかしながら、育児の実感を得るには3か月程度は育休を取得することが望ましいと

考えることから、少なくとも3か月間は、手取りで10割相当への引上げとなるよう制度の拡充を行う必要があります。

#### ⑥ 子ども医療費助成の国における制度化

- 本県では、独自の子ども医療費助成制度を設けて市町への補助を行い、市町との協調により、令和5年8月から、県内すべての市町において、所得制限や自己負担なく高校卒業までの医療費無償化を行っています。国においても、子育て家庭に対する経済的支援の充実を図るため、国の責任において、全国一律の子ども医療費助成制度を創設する必要があります。また、自治体が独自の助成を行う場合、財政的支援が必要です。

#### ⑦ 保育士人材等の確保

- 本県では、保育士研修事業や保育士人材バンク等の事業を行い、保育士の確保などに努めているところですが、保育士不足により保育所等での受け入れ体制に制約が生じていること等から、保育所等利用待機児童が発生しております。

放課後児童クラブにおいても同様に、施設整備等を図っているものの、放課後児童支援員の不足により受け入れ体制に制約が生じていることから、待機児童が発生しており、支援員の人材確保のための取組を行う必要があります。

- 令和6年度から行われる3歳児、4・5歳児の保育士配置基準改善に加えて、1歳児の配置基準改善も予定されていること及び、令和7年度から「こども誰でも通園制度」が制度化され、令和8年度からは新たな給付制度として全自治体で実施される予定となっており、保育士人材等の確保がより一層求められることとなります。
- また、障害やアレルギーを持つ子ども等、特別な配慮が必要な子どもへの対応など保育士等に求められる役割は増加しており、現場の職員への負担が増しています。
- 保育施設や放課後児童クラブにおける保育の質と量の向上のためには、保育士等が給与面においても魅力のある職となるよう公定価格の抜本的な見直しによる一層の処遇改善をはじめ、潜在保育士の就職支援等の多様な取組により、人材を確保することが必要です。
- 国においては、これらの取組を実施するための財源確保や、財政的支援を充実するよう要望します。

#### ⑧ 学校給食費の無償化

- 多子世帯における子育ての経済的負担軽減を図るため、本県においては、本年1月から、すべての市町において第3子以降の学校給食費の無償化を実施しています。
- 少子化の進展等の社会情勢が変化する中、長期的な視点で、切れ目なく学校給食費の保護者負担の軽減を図る必要があります。そのため、学校給食費の無償化については、

国において全国一律の制度化が必要であると考えます。

- 制度設計に当たっては、各自治体の状況を把握したうえで制度設計を行うとともに、新たな制度設計にかかる人的・財政的費用負担が生じることがないようにする必要があります。
- 国の「こども未来戦略会議」において、無償化を実施する自治体における取組実態や成果・課題の調査を行った上で、小・中学校の給食実施状況の違いや法制面なども含め課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討するとされましたが、その後の議論等が示されていない状況にあります。国においては、財源を含め具体的な施策を示すことを要望します。

#### ⑨ 高等教育の修学支援新制度の拡充

- 本県では、県独自の大学生等への奨学金制度により、意欲や能力が高い大学生等が経済的理由により修学が困難とならないよう奨学金を貸し付けることにより、子育てにかかる経済的負担の軽減に努めるとともに、安心して子育てができる環境づくりを進めているところですが、高等教育にかかる教育費などの経済的負担の軽減については、県民や県内市町から強い要望があるところです。
- 令和2年4月から国が実施している「高等教育の修学支援新制度」において、住民税非課税世帯（年収目安約270万円未満）の場合は、授業料等の実質的な無償化が実現していますが、年収目安が270万円以上380万円未満の場合は減免額や給付額が減額されており、大学・専門学校等の高等教育にかかる教育費の負担軽減のためには、授業料等の減免額や給付型奨学金の給付額を引き上げるなど制度の拡充を図る必要があります。
- こうしたなか、国においては、「高等教育の修学支援新制度」の中間所得層への支援拡大について、令和6年4月から多子世帯、理学・工学・農学系への支援が拡大されましたが、安心して子どもを産み育てられるための制度となるよう支援対象の拡大や所得基準、減免額、給付額の引き上げなどのさらなる支援を行うよう要望します。

【所管府省】こども家庭庁（長官官房、成育局）、文部科学省（初等中等教育局、高等教育局）  
厚生労働省（職業安定局、雇用環境・均等局）

【県関係課】子ども政策課、子ども家庭課、総務学事課、義務教育課、保健体育課、政策課、  
労働政策課

# 1 子育て支援施策の充実・強化について

<b>提案・要望事項</b>	所管府省	県関係課	子ども家庭庁(長官官房、成育局)、 文部科学省(初等中等教育局、高等教育局) 厚生労働省(職業安定局、雇用環境・均等局)	子ども政策課、子ども家庭課、総務学事課、義務教育課 保健体育課、政策課、労働政策課
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ こども未来戦略「加速化プラン」の着実な実施</li> <li>○ 結婚支援などの少子化対策を継続してできるよう、地域少子化対策重点推進交付金の拡充と運用の弾力化の継続</li> <li>○ 不妊治療の保険適用の効果の検証及び自己負担額の軽減</li> <li>○ 妊婦のための支援給付の支給方法について、クーポン等による現物支給を後押しする運用の検討及び給付事務に要する経費の財政的支援の継続</li> <li>○ 男性の育児休業取得の促進</li> <li>○ 全国一律の子ども医療費助成制度の創設</li> <li>○ 保育士等の処遇改善及び人材確保対策の強化</li> <li>○ 国全体として学校給食費の在り方を抜本的に整理したうえで、国の責任で財源を含め具体的な施策の提示</li> <li>○ 高等教育の修学支援新制度の拡充</li> </ul>				

## 現状と課題

- 子育て支援の質・量の拡充を図るためには、財源の確保が必要である
- 国の支援制度の変更により、事業の継続実施が困難となるおそれがある
- 子どもの医療費や給食費の無償化等は、自治体によりばらつきがある

## 本県の取組

### 少子化対策局面打開パッケージ

**夢と仲間を持つ子育ての実現**

経済的負担の軽減

子育て拠点の充実

みんなでの子育て

## 国への提案・要望の実現

地域の実情に応じた施策の予算を十分確保できる、国の持続可能な制度設計
子どもの医療費や給食費の無償化等は全国一律の制度の創設
国の責務において高等教育にかかる教育費などの経済的負担の軽減
育児休業給付金についても少なくとも3か月間は手取りで10割相当に引上げ



## 「子育て県かがわ」の実現

結婚の希望をかなえ、誰もが**夢と仲間**をもって、次代を担う子どもたちを安心して生み、健やかに育てることができる

## 2 地方財政の充実・強化について

### 【提案・要望事項】

#### ① 一般財源総額の確保・充実等

地方の財政需要を的確に反映し、持続可能で安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保・充実を行うこと。

また、行政の効率化や人口減少等を理由とした単純な地方歳出の削減は行わないこと。

#### ② 新たに重点的に取り組むべき行政課題に対する財政措置の充実

- ・ 喫緊の課題であるこども・子育て政策の強化は、国と地方の適切な役割分担のもと、地方が事業を安定的に行えるよう、必要な財政措置を適切に講じること。その際、全国一律のこども医療費助成制度の創設や不妊治療の保険適用範囲の拡大、学校給食費の無償化等の実現に当たっては、原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることのないようにすること。

- ・ 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、必要な財政需要を的確に見込んだうえで確保するとともに、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」等の拡充や支給要件の緩和のほか、脱炭素化推進事業債の対象を国庫補助事業の地方負担分にも広げること。

- ・ デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化していけるよう、地方財政計画における「地方創生推進費」や「地域デジタル社会推進費」を拡充・継続し、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源を十分に確保すること。

#### ③ 地方公務員の定年引き上げ等にかかる適切な財政措置

令和5年度から施行された地方公務員の定年年齢の引き上げの円滑な制度移行において、地方の財政負担が新たに生じないよう、確実に所要の地方財政措置を講じること。特に、定年年齢の引き上げ期間中も真に必要な規模の新規採用を計画的に継続するために人件費が増加する場合等においても、適切に地方財政措置を講じること。

また、令和2年度から導入された会計年度任用職員制度が円滑に運用できるよう、制度運用に必要な地方財政措置を引き続き講じること。

#### ④ 臨時財政対策債の廃止及び償還財源の確保

令和6年度の地方財政計画においては、令和5年度に引き続き折半対象財源不足が生じておらず、臨時財政対策債の抑制が一定図られたものの、その廃止や地方交付税の法定率の引き上げなど抜本的な改革を行うべきであり、臨時財政対策債に頼らないよう、財源不足に対応して必要となる地方交付税の財源を適切に確保すること。

#### ⑤ 地方創生関連予算の十分な確保・充実

デジタル化の推進については、地域の実情を踏まえた自由な発想によるデジタル化を着実に実装できるよう「デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）」等の確保・充実、運用の弾力化を行うこと。

また、「デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ等）」の拡充・継続など、地方創生関連予算を十分に確保するとともに、令和6年度までの特例措置となっている「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」の拡充・延長を行うこと。

#### ⑥ 地域医療体制の充実・確保に向けた適切な財政措置

医療の先進性を確保し、県民医療の充実を図るため、高度医療・先進的医療のための医療器械の更新等について、リース等の購入以外の手法により調達ができるよう、適切な地方財政措置を講じること。

また、持続可能な医療提供体制の確保に向けて、地域において重要な役割を果たしている自治体病院の経営強化や医療体制の整備に対して、財政的な支援を拡充すること。

### 【現状・課題】

#### ① 一般財源総額の確保・充実等

- エネルギー価格や物価の高騰などが地域経済にも大きな影響を及ぼしており、税収等の減収など地方財政への影響が懸念されるなか、地方が責任をもって、こども・子育て政策の強化や地方創生・人口減少対策をはじめ、地域経済活性化・雇用対策、教育、福祉、防災・減災対策などの施策を実施するためには、地方単独事業を含めた社会保障関係費の増嵩分など、地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、持続可能で安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額が、令和7年度以降も引き続き確保されることが必要です。
- 歳出改革については、健全化に向けた努力は引き続き必要であるが、地方歳出の大半は、法令等で義務付けられた経費や国の補助事業であることから、独自の削減が困難であり、これまで、地方は国を大きく上回る行財政改革を断行し、社会保障関係費の自然増などを給与関係経費の削減努力などで補ってきており、今後は、従来のような削減は極めて困難な状況にあることから、基準財政需要額の算定について、効率化重視の視点のみでの歳出改革はすべきではありません。

#### ② 新たに重点的に取り組むべき行政課題に対する財政措置の充実

- こども・子育て政策の強化や地球温暖化対策、デジタル化の推進など、地球を取り巻く環境や社会情勢の変化等を踏まえ、国を挙げ重点的に取り組むべき行政課題が増えており、地方の積極的な取組が進むよう必要な財政需要を的確に見込むとともに、国の交付金等の確保・充実や運用の弾力化を行うことが必要です。
- また、脱炭素化推進事業債の対象は現在、「公共施設等の脱炭素化のための地方単独事業」とされていますが、脱炭素化への取組をより一層加速させるために、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」等、国の補助金を活用した事業における地方負担分（補

助裏)についても対象とすることが必要です。

### ③ 地方公務員の定年引き上げ等にかかる適切な財政措置

○ 令和5年度から施行された地方公務員の定年年齢の引き上げについて、制度移行期における新規採用の平準化に伴い、一時的に人件費が増加する場合等も含め、地方に新たな財政負担が生じないように適切な地方財政措置が必要です。

また、令和2年度から導入された会計年度任用職員制度についても、制度運用に必要な地方財政措置を引き続き講じることが必要です。

### ④ 臨時財政対策債の廃止及び償還財源の確保

○ 令和6年度の地方財政計画において、臨時財政対策債については、令和5年度に引き続き折半対象財源不足が生じておらず、一定の発行抑制が図られていますが、本県の既往債の残高は県債残高全体の約4割を占めるなど、財政健全化の足かせとなっているため、地方交付税の法定率の引き上げなど抜本的な改革が必要です。

### ⑤ 地方創生関連予算の十分な確保・充実

○ 地方移住への関心の高まり等の好機を捉え、「地方版総合戦略」に基づき、地方が積極的な取組を主体的に進めていけるよう、「デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ等)」の拡充・継続など、地方創生関連予算の十分な確保が必要です。

また、「地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)」は、地方への資金の流れを生み出すとともに、寄附を通じた新たな官民連携の取組を創出するものであり、地方創生の更なる充実・強化に向け、令和6年度までの特例措置となっている当税制の拡充・延長が必要です。

### ⑥ 地域医療体制の充実・確保に向けた適切な財政措置

○ 県民医療の充実のため、県民への高度医療・先進的医療の一層の提供が課題となっており、県立病院では医療の先進性を確保していくため、適時、医療器械の更新等を行い、県民に最適・最善・最新の医療を安定的に提供する必要があります。

こうしたなか、医療器械の購入については、病院事業債元利償還金の25%が普通交付税に算定されており、一定財政措置されている一方で、リース分については病床割に含まれていることから、リース料の多寡が反映されず、リースによる整備をためらう状況となっております。リース分についても単年度で実際に必要となるリース料を算定根拠とするなど、購入と同様に地方交付税の対象として明確に算定していただくことが必要です。

○ また、持続可能な医療提供体制の確保に向けて、不採算地区中核病院や精神病院、リハビリテーション専門病院も含め、地域において重要な役割を果たしている自治体病院の経営強化や医療体制の整備に対して、財政的な支援を拡充することが必要です。

【所管府省】 総務省(自治財政局)、財務省(主計局)、内閣官房(デジタル田園都市国家構想実現会議事務局)、内閣府(地方創生推進事務局)

【県関係課】 予算課、地域活力推進課、県立病院課

## 2 地方財政の充実・強化について

所管府省	総務省(自治財政局)、財務省(主計局)、内閣官房(デジタル田園都市国家構想実現会議事務局)、内閣府(地方創生推進事務局)	県関係課	予算課、地域活力推進課、会計課
------	--	------	-----------------

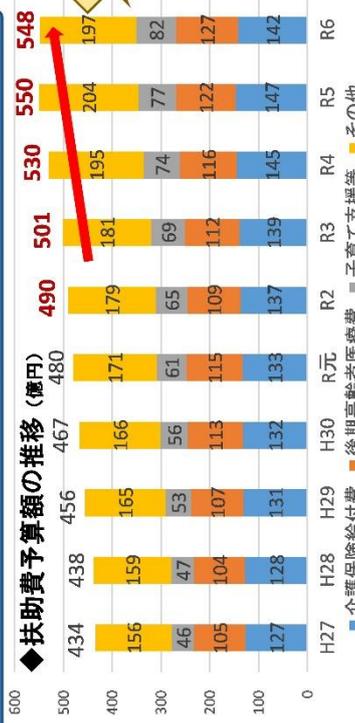
### 提案・要望事項

- 一般財源総額の確保・充実等 (地方の財政需要を的確に反映し、人口減少等を理由とした単純な地方歳出削減は行わないこと！)
- 新たな重点課題に対する財政措置の充実 (こども・子育て政策の強化や脱炭素・地球温暖化対策などにかかる財政措置と交付金等の弾力的な運用を！)
- 地方創生関連予算の十分な確保 (地方移転・移住の機運の高まりを逃さぬよう、地方の積極的な取組に必要な財政措置を！)

### 現状と課題

人口減少対策や防災・減災対策等に加え、脱炭素やデジタル化など課題が山積

#### 少子・高齢化の進行に伴い増高する社会保障関係費



#### 防災・減災対策が急務

南海トラフ地震は今後30年以内の発生確率が70~80%

財政需要が増大

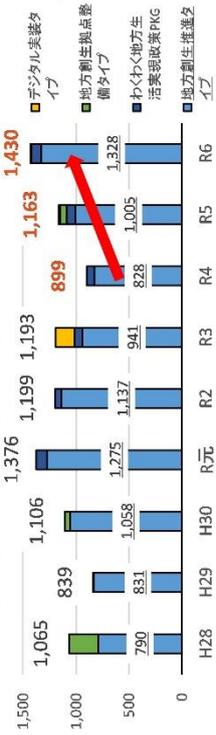
山積する諸課題に  
地方が責任を持って  
主体的に対応できるよう  
一般財源総額の  
確保・充実  
適切な財源措置  
が必要！

財政需要が増大

地方公務員の定年延長や  
会計年度任用職員制度の  
円滑な運営

#### 人口減少対策と東京一極集中の是正に向けた取組を強化

#### ◆地方創生関連交付金事業の申請額の推移(百万円)

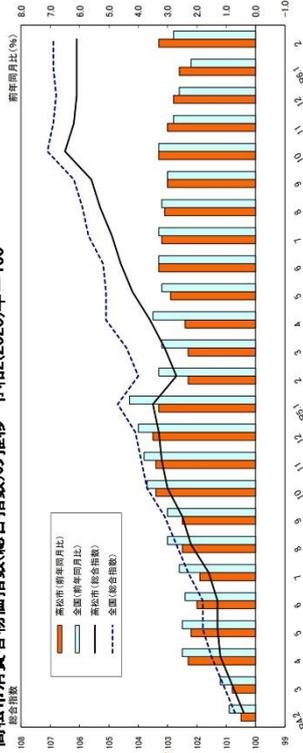


#### 新たに重点的に取り組むべき行政課題への対応

予算額	R4	R5	R6
少子化対策局面打開パッケージ	946	1,837	2,395
脱炭素・地球温暖化対策	624	1,097	1,523
デジタル化の推進	2,173	2,634	3,176
担い手確保・人手不足への対応	—	1,811	1,944
合計(百万円)	3,743	7,379	9,038

#### エネルギー価格や物価の高騰

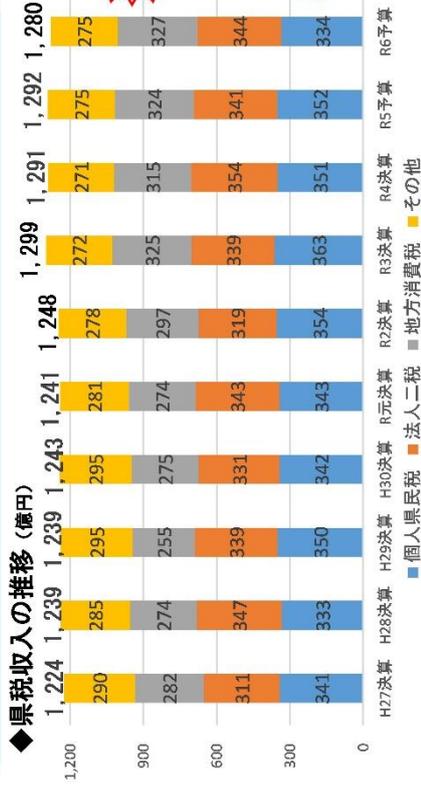
高松市消費者物価指数(総合指数)の推移 令和2(2020)年=100



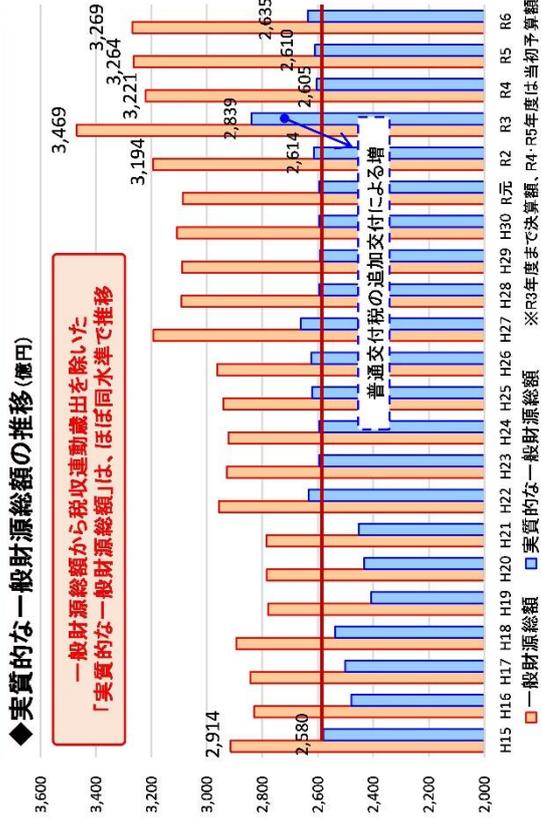
## 現状と課題

県税収入の減少懸念・基金残高の増大・基金残高が低水準の中、歳出削減努力は限界にある

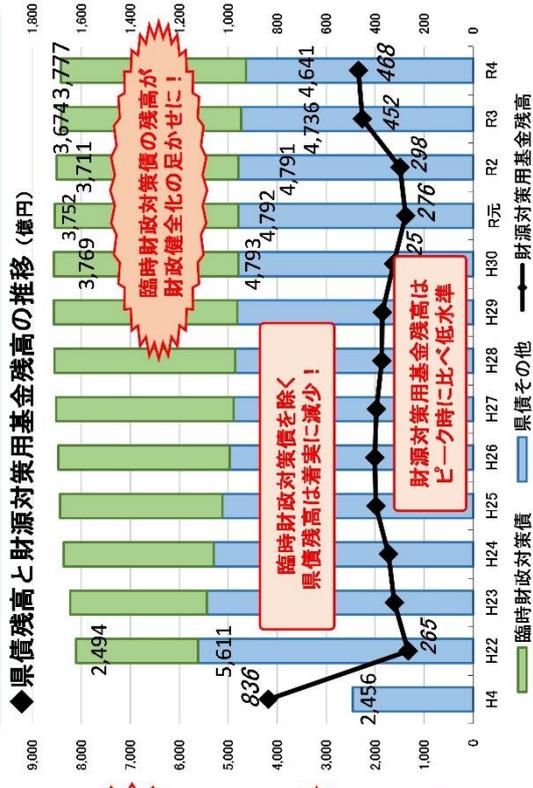
### 地域経済の悪化により、今後の県税収入の減少が懸念



### 行政課題の深刻化・複雑化・多様化に対し、実質的な一般財源総額は同水準で推移



### 財源対策用基金は低水準で推移、県債残高は高止まり



### 給与関係経費の削減努力も限界に

### ◆退職手当を除く人件費の推移 (億円)



- 新たな重点課題への適切な財政措置や交付金の運用弾力化
- 地方創生関連予算の拡充・継続措置
- 人事制度の改正に伴う適切な財政措置が必要！

地方の頑張り  
を支援！

### 3 地方における外国人材の受入れ促進と多文化共生社会の実現に向けた取組等への支援について

#### 【提案・要望事項】

##### ① 地方における外国人材の受入れ促進について

- ・ 地方自治体による県内企業の外国人材の受入れ支援などの独自の取組に対し、継続的な財政支援を講じること。
- ・ 外国人材の在留資格の取得や変更手続について、提出書類の省略など、一層の簡素化を図ること。

(例えば、詳細な業務内容や雇用の必要性の説明等を任意様式ではなく既存の申請様式の項目に加えるなど)

- ・ 「技術・人文知識・国際業務」などの専門的・技術的分野の在留資格において、事業者等の実情を反映し、外国人材が日本人同様の幅広い業種や職種に従事できるよう、従事可能な業務の緩和等を行うこと。

(例えば、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格でホテルのフロント業務に従事する外国人材が、客室清掃や配膳業務にも従事することを可能にするなど)

- ・ 新たに創設される「育成就労制度」について、混乱なく円滑に進められるよう、国において、地方自治体や関係団体等に対し、周知啓発を図るとともに、これに併せて既存の制度についても適宜必要な見直しを行うこと。

- ・ 「特定技能制度」について、地方の人手不足の解消に寄与するよう、制度の浸透や、特定産業分野の追加にかかる柔軟な対応、試験実施国や実施回数の増を図ること。

- ・ 「特定技能制度」や新たに創設される「育成就労制度」については、地域の人手不足に的確に対応し、地域の持続的な発展につながるものとなるよう、大都市等への過度の集中防止策について、地方自治体や関係団体等の意見を十分に聴取し、時宜にかなった実効性のある施策を国が責任を持って実施すること。

(特に、「育成就労制度」については、一定の要件の下で転籍が認められることとされており、大都市等への流出や人材育成への支障等が懸念されることから、転籍が可能となる就労の分野ごとの期間や技能等の水準などの設定にあたっては、人手不足が深刻となっている地方の中小企業等に十分に配慮したものとするなど)

##### ② 多文化共生社会の実現に向けた取組について

- ・ 外国人の生活支援、防災面及び日本語教育に関する支援等や社会参画の促進など、多文化共生の社会づくりに向けた取組や、窓口の設置などの取組に対し、継続的な財政支援を講じること。

##### ③ 外国人児童生徒の受入体制の整備について

- ・ 本県の日本語指導が必要な外国人児童生徒はこの 10 年間で倍増しており、また、その母語も多様化している中、現在の日本語指導教員数では十分な日本語指導を行うことが難しいことから、義務標準法における日本語指導の教員の配置基準である 18 人につき 1 人の基準の引き下げを行うこと。
- ・ 学校への日本語指導員派遣やオンライン授業等の指導環境整備のための財政支援を拡充すること。
- ・ 日本語指導を担当する教員等の研修の充実や、効果的に日本語指導を行うためのデジタル教材を開発すること。

## 【現状・課題】

### ① 地方における外国人材の受入れ促進について

- 本県においては、少子高齢化の進行や県外への人口流出などにより、生産年齢人口が減少するなか、有効求人倍率は、平成 23 年 8 月以降、1 倍を超えており、人手不足となっている県内企業が多い状況です。

一方で、本県の外国人労働者数は、昨年 10 月末現在で 12,302 人と、5 年前と比較して約 1.4 倍となっており、本県経済の持続的発展に必要な人材となっています。

- こうしたなか、本県では、県独自の取組として、外国人材を雇用する場合の在留資格や、労働条件等に関する相談を総合的に受け付ける「外国人労働人材関係相談窓口」を平成 31 年 4 月に開設し、専任職員を配置して対応しています。また、県内企業と留学生を対象とした交流会・企業説明会や、企業等を対象とした外国人材の適正な受入れや定着、活躍にかかる講義等を行うセミナーの開催、企業等が実施する外国人材の日本語能力向上のための取組への支援など、県内企業の外国人材の受入れ等を積極的に支援しています。

これらの取組を効果的かつ継続的に実施し、外国人材の雇用の円滑化を推進していくためには、外国人受入環境整備交付金の拡充はもとより、外国人材の受入支援などの県独自の取組に対して、継続的に、十分な財源が措置される必要があります。

- 外国人材の在留資格の取得や変更手続については、監理団体や登録支援機関等の関係機関から「申請・届出手続きが煩雑すぎる」等の意見が多くあることから、申請・届出手続の一層の簡素化が求められています。

また、多くの事業者等において、あらゆる業種や職種における人手不足が顕著となっている実情があることから、外国人材が従事可能な業務について、緩和等を行うなど柔軟に対応していただく必要があります。

- 「特定技能制度」については、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を受け入れるために、平成 31 年 4 月に創設され、令和 5 年度までの 5 年間で、全国で最

大約 34 万 5 千人の外国人材を受け入れることとされていますが、昨年 10 月末現在の特定技能外国人数は、全国で 138,518 人とどまり、本県においては 2,624 人となっています。

このため、「特定技能制度」による外国人材の受入れが円滑に進み、地方の人手不足の解消に寄与するよう、国において、一元的な情報発信等による制度の浸透のほか、企業の意向等を踏まえた特定産業分野の柔軟な追加、試験会場を設ける国の数や地方での試験の開催を含めた試験回数の増加などの対策を講じていくことが必要です。

また、新たに創設される「育成就労制度」については、制度内容など国において、地方自治体や関係団体等への周知啓発を図るとともに、既存の制度についても適宜必要な見直しを行う必要があります。

さらに、「特定技能制度」や「育成就労制度」については、外国人材が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することなく、地方の人手不足の解消につながるよう、実効性のあるものとしていくことが必要です。

## ② 多文化共生社会の実現に向けた取組について

- 本県で働き、生活する外国人が増加するなかで、外国人住民と日本人住民が、互いの文化や生活習慣などを尊重し、ともにいきいきと安全・安心で豊かな生活を営むことができる多文化共生の社会づくりの取組が一層重要であり、本県では、国の「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に基づき、「かがわ外国人相談支援センター」を平成 31 年 4 月に開設し、外国人にかかる生活全般の相談に多言語で対応できる体制を整備したほか、国際化推進会議による市町等との連携体制の強化、市町における多文化共生のまちづくりに向けた取組の支援など、多文化共生の地域づくりを一層推進していくこととしており、外国人受入環境整備交付金の継続をはじめ、十分な財源が措置される必要があります。

## ③ 外国人児童生徒の受入体制の整備について

- 本県の外国人児童生徒数は、増加傾向にあるなか、外国人児童生徒が集住する地域には、国から加配措置された日本語指導のための教員を 9 名配置しておりますが、国籍や生活習慣等が多様化しているため、十分な支援が行われているとは言えない状況です。現行の義務標準法では、18 人に 1 人の日本語指導の教員が配置されることになっていますが、指導の充実を図るためには、義務標準法における配置基準の見直しが必要です。
- 一方、県内には、1～2 名の外国人児童生徒が在籍している学校が多数あり、こうした外国人児童生徒が散住する地域においても、個別の児童生徒の状況に応じた指導を行うことができるよう、県から 35 名程度の日本語指導員を派遣していますが、十分とは言えない状況にあります。また、オンラインによる授業も試みっていますが、一層指導環境を整備する必要があります。こうした日本語指導員の派遣及び環境整備をより一層推進するためには、国において新たな補助事業を創設するなどの財政支援の拡充

が不可欠です。

- また、日本語指導を担当する教員等の資質向上のためには、国の教職員支援機構が実施する中央研修の定員を増員し、学校において日本語指導の中心となるリーダーを養成するとともに、専門知識が十分でない教員でも効果的に日本語指導を行うことができるように、教科書の本文を多様な母語へ翻訳したり、視覚的理解を促す動画を再生したりできるデジタル教材の開発が必要です。さらに、外国人児童生徒が散在する地域においては、遠隔による授業を行うことも有効であり、その体制整備のための支援も必要です。

【所管府省】 法務省（出入国在留管理庁）、文部科学省（総合教育政策局）、  
厚生労働省（職業安定局、人材開発統括官）

【県関係課】 労働政策課、国際課、義務教育課

### 3 地方における外国人材の受入れ促進と多文化共生社会の実現に向けた取組等への支援について

所管府省

法務省(出入国在留管理庁)、文部科学省(総合教育政策局)、厚生労働省(職業安定局、人材開発統括官)

県関係課

労働政策課、国際課、義務教育課

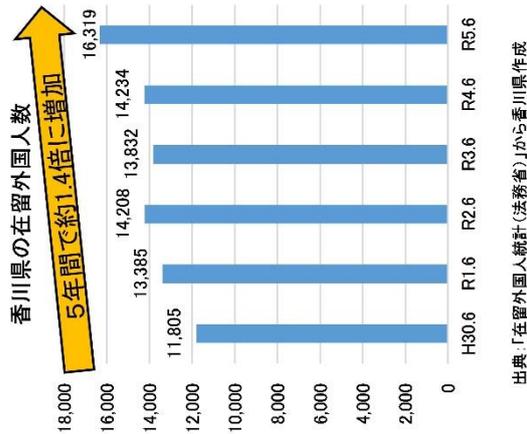
#### 提案・要望事項

- 外国人材の受入れ促進や多文化共生社会の実現、外国人児童生徒の円滑な学校生活及び学習活動等に係る地方公共団体の取組に対し、財政支援の継続・拡充を講じること。
- 外国人材の在留資格の取得や変更手続について、一層の簡素化を図ること。
- 在留資格「技術・人文知識・国際業務」などの外国人材が、日本人同様の幅広い業種や職種に従事できるよう、従事可能な業務の緩和等を行うこと。
- 新たに創設される「育成就労制度」について、地方自治体や関係団体等に周知啓発を図るとともに、既存の制度についても適宜必要な見直しを行うこと。
- 「特定技能制度」や「育成就労制度」について、外国人材が、地方の人手不足の解消に寄与するよう、実効性のある施策を実施すること。
- 日本語指導を行う教員の配置基準の見直し、指導環境整備のための財政支援の拡充、教員等の研修の充実、デジタル教材の開発等を行うこと。

#### 現状と課題

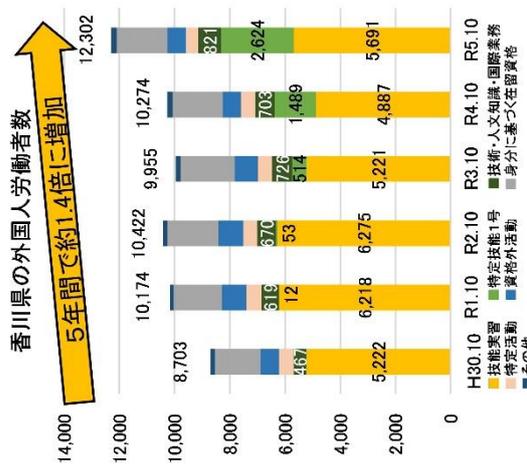
- 外国人材の在留資格の手続については、監理団体や登録支援機関等から「申請・届出手続きが煩雑すぎる」との意見が多くある。  
(「技能実習・特定技能制度見直しに関するアンケート調査結果」(2022年12月公益財団法人国際人材協力機構)、本県事業者等へのヒアリングによる)
- 多くの事業者等において人手不足が課題である状況のなか、在留資格「技術・人文知識・国際業務」などの外国人材について、従事可能な業務に制限があることで、実質的に受入れができない事業者が生じている。  
(本県事業者等へのヒアリングによる)
- 多文化共生の社会づくりを推進するため、市町等との連携を強化するとともに、地域住民の多文化共生に関する理解を深め、地域における多文化共生の取組を促進させる環境づくりが必要である。
- オンラインを活用して近隣の小中学校とつなぎ、外国人児童生徒に対する効果的な指導を実施する学校がある一方で、指導できる教員不足や、ICT環境が整っていないために、十分な指導ができないケースもある。教員配置等の指導体制の整備・強化や、個に応じた指導等を行うことができる学習環境づくりが必要である。

香川県の在留外国人数



出典:「在留外国人統計(法務省)」から香川県作成

香川県の外国人労働者数



出典:「外国人雇用状況」の届出状況まとめ(厚生労働省)から香川県作成

## 4 持続可能で安全・安心な教育環境の強化・充実について

### (1) 教員を支える体制の強化・充実

#### 【提案・要望事項】

- ① 本県では、令和4年度以降、香川型指導体制として、県内の小中学校、全学年において35人学級を実施しているところであるが、学校における働き方改革を推進するため、国においては、中学校や高等学校においても、1学級35人をベースにした教職員定数の大幅な増員を図るとともに、小学校における教科担任制の更なる拡充を図るなど学校の指導・運営体制を強化するうえで必要な財源を措置すること。
- ② スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをはじめ、教員業務支援員、特別支援教育支援員、情報通信技術支援員、部活動指導員、スクールロイヤーなどの支援スタッフ等の一層の拡充による教員の負担軽減や給与上の処遇改善等、教職の魅力化に向けた取組を総合的に推進するために必要な財源を確保すること。
- ③ 教員として優れた人材を確保できるよう、国において教員の処遇改善やイメージアップの取組を行うこと。
- ④ 各都道府県における教員採用の際の試験問題作成上の負担軽減や新たな教育課題を踏まえた適切な試験問題の実施の観点から、国において教員採用選考試験における1次試験の共通化を早期に図ること。
- ⑤ 教員を確保するための施策として、正規教員経験者が講師採用となった場合の免許外教科担任の許可ができるよう教育職員免許法の見直しを図ること。

#### 【現状・課題】

- 令和元年12月の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（給特法）の一部改正を踏まえ、本県においては、公立全校種の教員について所定の勤務時間外に業務を行う時間として外形的に把握できる「時間外在校等時間」の上限に関する規則等の整備を行い、勤務時間の縮減や業務の適正化・効率化を図るとともに、令和3年4月から1年単位の変形労働時間制を導入することで、学校における働き方改革を推進しているところです。
- 学校における働き方改革を推進し、各都道府県及び各市町村の教育委員会が定めた「時間外在校等時間」の上限に関する規則等を遵守し、心身両面の健康を維持しながら教育活動に意欲的に取り組む環境づくりを進め、ひいては、教育の質の向上と生徒の豊かな成長を実現するためには、教職員定数の改善などにより働き方改革をより一層推進する必要があります。
- 小学校の学級編制の標準については、令和3年度から5年間をかけて学年進行で35人

に引き下げられることとなりましたが、教職員が心身両面の健康を維持しながら教育活動に意欲的に取り組む環境づくりを進め、ひいては、教育の質の向上と子どもたちの豊かな成長を実現するためには、中学校や高等学校においても、1学級35人をベースにした定数改善と研修等定数の基礎定数化による人員増を早急に進める必要があります。

- また、勤務時間内に授業準備をするための時間を十分確保し、子どもとしっかり向き合うことができる人員体制づくりが必要です。国においては、令和4年度から、小学校高学年における教科担任制の導入に当たり、中学校の教員の活用や学級担任間の授業交換の促進によって実施すべきということも示されていますが、地域によっては学校間の距離があるなどの地理的条件によって実施が困難であることや、授業交換だけでは学級担任の時間の確保が難しい点、小規模校は単学級が多く、同学年で交換授業が実施できないことなどから、専科教員の拡充により学級担任が行う授業時間数の縮減を図ることが重要です。
- 「チーム学校」として学校の指導・運営体制を一層強化し、働き方改革を強力に推進するためには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをはじめ、教員業務支援員、特別支援教育にかかる支援員、情報通信技術支援員、部活動指導員及びスクールロイヤーなど、教員の負担軽減と教育活動の充実の両立を目指した、教員を支える体制の強化・充実のための支援スタッフをより一層拡充する必要があります。そのため、国においては、補助率・補助単価の引上げなど、十分な財源措置を確保することが不可欠です。特に、教員業務支援員の補助金など、市区町村が実施主体となる間接補助事業の場合、「市区町村の補助対象経費のうち都道府県が補助した額の3分の1以内」として、県が実施主体となる直接補助事業の場合（補助対象経費の3分の1以内）と補助金の額が異なっていることから、市町村が実施主体となる間接補助事業の場合であっても、市町村の補助対象経費の3分の1以内とすることが適切であると考えます。
- 一方で、多忙化等による教職に対するマイナスイメージが、近年の教職を志す人材の減少や離職による教員不足の要因となっています。その状況は全国と同様に本県においても危機的な状況であることから、職としての魅力を感じ、教員を志す若者が増えるよう、少なくとも、いわゆる「人材確保法」による給与改善後の教員の優遇分の水準を図るなど、国において教員の給与体系の見直しを含む処遇改善や福利厚生面の充実を図る取組を進めることが必要です。中高生のキャリア教育に組み込めるような教職のイメージアップに資する教材や資料の提供、保護者も対象とした広報啓発キャンペーン活動の展開など全国規模で広報に取り組む等、教職の魅力化に向けた取組を総合的に推進するために必要な財源を確保することが必要です。
- 民間企業等の就職活動が早期化する中、優秀な人材を確保するため、国からは選考時期の前倒しを積極的に進めるよう働きかけがありますが、試験問題の作成等には、相当の時間と労力を費やしており、国が進める早期化に合わせるためには、さらに作成の時

期を早めるか、時期を短くする必要があり、実施が難しい状況にあります。

- 国においては、小学校教員資格認定試験問題を自治体に提供するなど、早期化に伴って生じる自治体の負担軽減に努めているものの、現行のやり方では、各自治体が改めて試験問題を決定する必要があり、同様の負担がかかっています。

小学校のみならず、中学校及び高等学校を含めた1次選考試験の共同実施が実現すれば、負担軽減が図られ、各自治体が、2次試験での人物重視の選考に注力できることで、優秀な人材の確保がより可能となることから、1次試験の共同実施の早期の整備が必要です。

- 中学校では、特に美術や技術・家庭などの技能教科において教員不足であることに加え、小規模校の割合が高くなってきている地方においては、全教科を担当できる教員数を配置できない状況が生じています。非常勤講師を派遣する等の工夫をしているものの、離島や山間部にある小規模校については、通勤に時間を要するため、人材はいても講師を引き受ける方が少ない状況となっております。

- 今後、このような状況はさらに進むと予想されることから、学校現場の人材を維持するためには、正規教員から定年等により退職した正規職員を再び学校現場で任用し、活躍していただくことも考えられます。その一つとして、正規教員経験者を臨時的任用等、講師として任用する場合において、免許外の教科を担当することができるよう、教育職員免許法の見直しやより弾力的な運用の検討が必要です。

- 令和6年2月13日付文部科学省通知「中学校技術・家庭科（技術分野）の指導体制の一層の充実について（通知）」等により、国が免許外教科担任の数を0にする方向としていることは十分承知しているところではありますが、そのための人的環境や免許法認定講習等の制度が整備されるまでの時限的特例措置として、本措置の検討を要望します。

【所管府省】 文部科学省（総合教育政策局、初等中等教育局）

【県関係課】 教委総務課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、保健体育課、生涯学習・文化財課



## (2) 持続可能な部活動の運営確立

### 【提案・要望事項】

- ① 少子化のなかでも将来にわたり、生徒が希望するスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会の確保・充実を踏まえた部活動改革を行うには、地域クラブ活動の運営団体・実施主体となる地域の団体等の体制整備や指導者となる人材の確保、指導者の処遇改善等、地域でスポーツ・文化芸術活動が実施できる環境の整備が急務であることから、これらに必要な取組を推進するとともに財政支援の拡充を図ること。
- ② 国において、部活動改革の必要性や目的、スケジュール等について十分な広報を行うとともに、実証事業の成果を踏まえ、地域の実情に応じて部活動改革が円滑に進むよう支援すること。その際、これまで国の方針に沿って取り組んできた団体等において、改革に向けた意識や取組が後退することがないように、国の方針を着実に実行するとともに、保護者や市町の費用負担を軽減するため、国の制度改正を行うこと。
- ③ 家庭の状況に関わらずスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するため、部活動の地域移行に伴い、新たに生じる保護者等の費用負担を軽減する観点から、経済的に困窮する家庭に対する十分な支援など、国の責任において必要な財源支援を講じること。

### 【現状・課題】

- 少子化が進むなか、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が危惧される状況にあります。
- 子どものスポーツ・文化芸術活動の機会を確保・充実させ、生徒等の多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備するとともに、学校の働き方改革等を踏まえた部活動改革を行うには、地域部活動の運営主体となる地域の団体等の体制整備や指導者となる人材の確保、指導者の処遇改善等が急務であることから、これらに必要な取組を推進するとともに財政支援の拡充を図る必要があります。
- 保護者や地域のスポーツ・文化芸術活動に関わる方々から、部活動の地域移行に関してその目的や意義について、不安に感じているとの意見が多く聞かれます。そのため、国において、地域移行の必要性や部活動の教育的意義と地域移行との関係性等について十分な広報を行う必要があります。
- また、休日の部活動の地域連携・地域移行の取組については、地域によって進捗の格

差が生じていることから、地域の実情に応じて部活動の地域移行が円滑に進むよう、継続的な財政支援に加え、部活動改革のゴール像を明確に示す必要があります。

- 保護者や市町の費用負担を軽減するため、現在、部活動に従事する教職員に支払われている特殊勤務手当などの財源を活用できるよう、国において制度改革を行い、これまで国の方針に沿って取り組んできた団体等において、改革に向けた意識や取組が後退することがないように、また、円滑に地域移行を推進する必要があります。
- 部活動の地域移行に伴い、家庭の経済状況によって活動の機会に差が生じるのではないかと不安の声が聞かれます。

家庭の経済状況に関わらずスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するには、地域の団体等に支払う会費など、新たに生じる保護者等の費用負担の課題も大きく、特に、経済的に困窮する家庭に対して支援する等、国の責任において必要な財政支援を講じる必要があります。

【所管府省】 文部科学省（スポーツ庁、文化庁、総合教育政策局、初等中等教育局）  
【県関係課】 保健体育課、生涯学習・文化財課

# 4 持続可能で安全・安心な教育環境の強化・充実にについて

## (2) 持続可能な部活動の運営確立

所管府省 文部科学省(スポーツ庁、文化庁、総合教育政策局、初等中等教育局)

県関係課

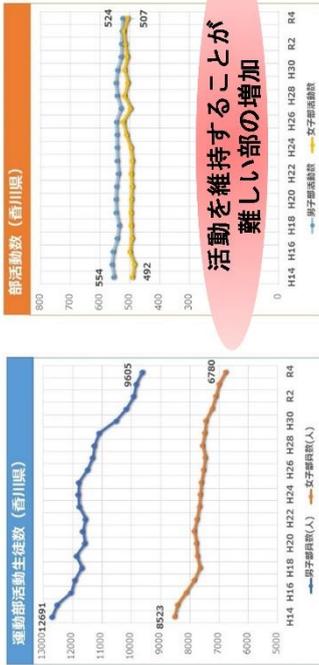
保健体育課、生涯学習・文化財課

### 提案・要望事項

- 少子化の中でも将来にわたり、生徒が希望するスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会の確保や、部活動改革への取組に必要な財源措置を講じること。
- 国において、地域移行の必要性、目的、スケジュール、部活動の教育的意義と地域移行との関係性等について十分な広報を行うとともに、地域の実情に応じて部活動の地域移行が円滑に進むよう、より実効性のある施策を講じること。

### 現状と課題

部活動加入生徒数は減少  
だが、部活動数は横ばい



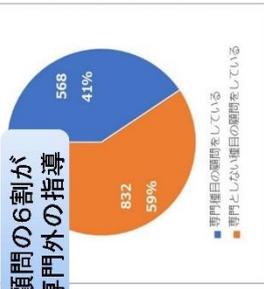
活動を維持することが  
難しい部の増加

**R4外部指導者状況 (香川県)**

1. 指導者数 306名  
2. 採用校数 53校/65校

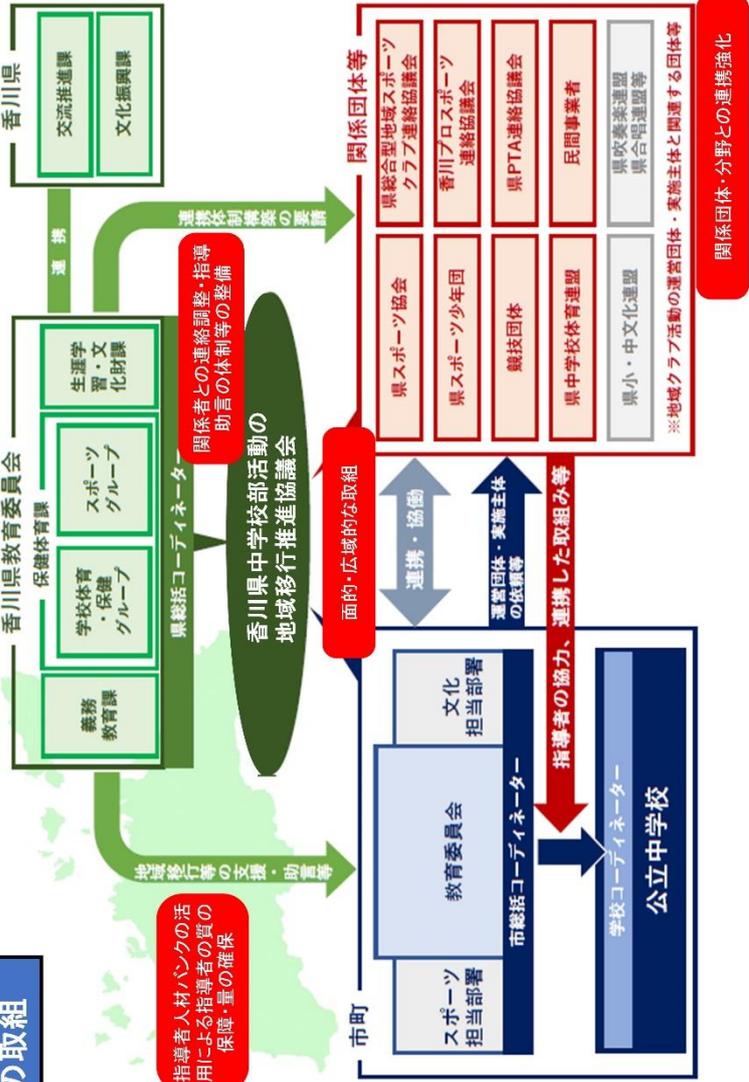
種目	人数	種目	人数
卓球	68	ソフトボール	8
バドミントン	35	ハンドボール	6
バスケットボール	26	軟式野球	6
バレーボール	25	テニス	4
新体操	23	レスリング	4
ソフトテニス	23	陸上競技	3
柔道	21	水泳	3
サッカー	17	空手道	3

顧問の6割が  
専門外の指導



指導体制を継続する  
ことが厳しい状況

### 県の取組



### (3) 子どもの安全・安心な環境等の実現

#### 【提案・要望事項】

- ① 公立学校施設の整備に当たっては、各自治体が、長寿命化改良事業や大規模改造事業などに、計画的に対応できるよう、十分な財源を確保するとともに、年度の早期から事業を確実に実施できるよう、当初予算において必要な予算額を計上すること。
- ② 小中学校の体育館に空調設備を整備する自治体が、多額の自己財源を負担する必要が生じないように、学校施設環境改善交付金の制度のさらなる拡充を行うこと。
- ③ 高等学校施設の長寿命化、体育館への空調設備の設置及び多様化する生徒や新しい時代に対応する高等学校づくりを推進するための施設整備に対する財政支援の拡充を図ること。
- ④ 児童生徒数の増加が顕著である特別支援学校の教室不足や施設の狭隘化を早急に解消するための財政支援を拡充するとともに、児童生徒の増加などに対応するため、スクールバスの導入及び運行経費にかかる財政支援の拡充を図ること。
- ⑤ 下校時の通学路や学校内の安全・安心を確保するため、人的配置や資材の整備等に対する財政支援を行うこと。
- ⑥ 夜間中学校の継続的な運営に係る財政支援制度等を充実するとともに、学齢期を経過した生徒に対する就学援助制度を創設すること。

#### 【現状・課題】

##### ①公立学校施設整備における当初予算額の確保等

- 小中学校等における施設整備は、設置者負担の原則のもと、小中学校や特別支援学校の小中学部の校舎、体育館、寄宿舎の新增築事業には国庫負担金制度が、また、耐震化や老朽化対策、その他教育環境整備事業については交付金制度が国において設けられており、各市町等では、これらの制度も活用しながら施設整備を進めています。
- このようななか、公立学校では、建築後 40 年を超える施設が増加傾向にあり、近年、校舎の天井裏や体育館の外壁などから、モルタル片が落下する事案が発生しているとともに、教育環境の変化等に伴うバリアフリー化等の改装の必要性も増大しており、児童生徒が安全かつ安心して学校施設を利用するための対策が急務となっています。
- 一方、公立学校施設整備にかかる国の予算額は、平成 24 年度以降減少傾向が続いて

おり、令和3年度当初予算においては、2年度当初予算と比較して470億円以上減少し、令和6年度当初予算においても同水準となっています。何らかの新たな措置がない場合、今後はさらに厳しいものとなることが予想されます。また、依然として、補助単価と実勢価格には大幅な乖離が生じています。

- 今後、施設の老朽化対策や耐震化、学校統廃合等に伴い増大する施設整備に適切に対応し、安全・安心かつ特色ある教育環境など学校施設の質的向上を図るため、新增築事業はもとより、改築事業、長寿命化改良事業、大規模改造事業、給食施設整備等について、補助率・補助単価の引き上げを行うとともに、各自治体が計画するすべての事業が年度の早期から確実に実施できるよう、当初予算において必要な財源を確保されることを要望します。

## ②小中学校の体育館への空調整備における財源措置の拡充

- 体育館については、近年、夏場の記録的な猛暑が続いているなかで、体育の授業や部活動中に熱中症となり救急搬送される事案なども発生しており、児童生徒の健康を最優先に考え、安全に体育館を利用するためには、エアコン等の空調設備を体育館に整備することが急務となっています。
- また、体育館は、豪雨や地震等による災害発生時の避難所に指定されている施設が多く、発災の季節によっては、熱中症や低体温症の発症などが懸念されていることから、エアコン等の空調設備の整備が不可欠です。
- 小中学校の体育館への空調設備の整備は十分に進んでおらず、令和4年9月1日時点において、本県の体育館への空調設備の設置率は8.6%であり、全国平均11.9%を下回っている状況です。
- 小中学校の体育館への空調設備の整備については、学校施設環境改善交付金の対象とされており、令和5年度に補助率の引き上げが行われたものの、整備する自治体が多額の負担を要しないよう、さらなる拡充措置を要望します。

## ③高等学校の施設整備における財源措置の拡充

- 高等学校においては、昭和40年代から50年代にかけて建設された校舎等が一斉に更新時期を迎えてきており、令和2年度に「香川県立学校施設長寿命化計画」を策定し、計画的な改修・改築等に取り組むこととしていますが、小中学校に比べ校舎等の規模も大きく、多額の負担が必要となってきます。
- 公立高等学校の体育館への空調設置率については32.2%であり、全国平均の8.1%を上回っていますが、本県の場合、全てスポットクーラーであるため、正式な空調設備ではないという状況です。

- また、専門高校などは、産業や地域の発展を支える人材を育成する重要な役割を担っていますが、情報化や人工知能などの急速な進展により、産業構造や社会システムが変化するとともに、必要とされる専門的な知識や技術も一層高度化しており、それらに対応した施設整備が求められています。
- さらに、生徒の多様化、脱炭素社会の実現、猛暑に起因する健康被害の防止など新しい時代に対応した特色・魅力ある高等学校づくりのための教育を施設面で支えることが重要であり、これら高等学校における校舎等の改修・改築、体育館への空調設備設置及び産業教育等のための施設整備に対する財政支援の拡充を図ることを要望します。

#### ④特別支援学校の教室不足解消及びスクールバスの導入・運行経費にかかる財源措置の拡充

- 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、在籍者数の増加に伴い教室不足が生じており、令和3年9月に制定された「特別支援学校設置基準」を踏まえ、早急に教室不足の解消を図るため、令和6年度までの時限的な措置とされている補助率の引き上げを恒常的な措置とするとともに、施設の新增改築等の補助単価の引き上げを要望します。
- 特別支援学校においてスクールバスは、通学を保障するものとして必要不可欠なものです。近年、児童生徒の増加などに伴い、スクールバス利用希望者も増加傾向にあります。このため、一部の児童生徒にスクールバスの利用日の調整などをお願いしているほか、車内が過密になる状況が生じています。引き続き、置去防止など安全管理の徹底も含め、児童生徒がスクールバスで安全・安心な通学ができる環境を整えるために、スクールバスの導入経費及び運行委託費を含む運行経費にかかる財政支援の拡充を図ることが必要です。

#### ⑤通学路や校内における安全・安心の確保にかかる財源措置

- 通学路や校内における児童の安全確保に向け、各学校において安全指導・安全管理を行うとともに、警察やボランティア団体等地域の関係機関・関係団体等と連携した取り組みを実施しているが、人的配置や資材の整備等に限界があり、「警戒の空白」が生じていることから、人的確保や環境整備に向けた財政面での支援を要望します。

#### ⑥夜間中学校の設置運営に伴う支援

- 夜間中学の設置運営は、言語やこれまでの教育状況等に応じ、多様な対応が求められるため、現在の定数措置では安定的な運営が難しく、教職員の定数措置や支援スタッフの増員などの財政支援の拡充と「夜間中学新設準備・運営補助」の補助期間の緩和や、補助率のかさ上げなどを要望します。

- より多くの生徒の学習を保障するため、生徒が経済的な理由で就学をあきらめることのないよう、就学援助制度の創設を要望します。

【所管府省】 文部科学省（大臣官房文教施設企画・防災部、初等中等教育局）

【県関係課】 教委総務課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、保健体育課

# 持続可能で安全・安心な教育環境の強化・充実について (3) 子どもの安全・安心な環境等の実現

所管府省

文部科学省(大臣官房文施設企画・防災部、初等中等教育局)

関係係課

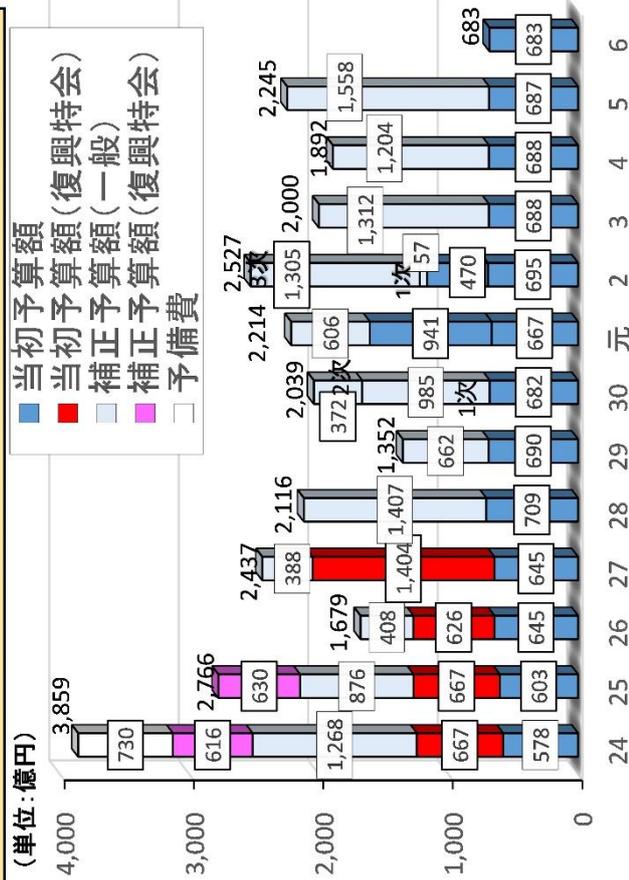
教委総務課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、保健体育課

## 提案・要望事項

- ① 公立学校施設整備における当初予算額の確保等
- ② 小中学校の体育館への空調整備における財源措置の拡充
- ③ 高等学校の施設整備における財源措置の拡充
- ④ 特別支援学校の教室不足解消及びスクールバスの導入・運行経費にかかる財源措置
- ⑤ 通学路や校内における安全・安心の確保にかかる財源措置
- ⑥ 夜間中学校の設置運営に伴う支援

## 現状と課題

公立学校施設整備予算額の推移(平成24年度～令和6年度当初予算)



※出典:「令和6年度予算案及び令和5年度補正予算案等について」(R6.1月文部科学省)

## 空調設備設置状況(小中学校・体育館)

令和4年9月1日現在

設置者	保有室数	設置室数	設置率	協定等を含む確保室数(※)		断熱室数	断熱室率
				設置室数	確保率		
香川県	244	21	8.6%	31	12.7%	23	9.4%
全国	32,765	3,886	11.9%	7,193	22.0%	5,353	16.3%

※「協定等を含む確保室数」は、設置室数と、未設置の室のうち災害時の調達協定等により緊急時には外部より空調(冷房)設備を確保可能としている室数を合計したものである。

※出典:「公立学校施設の空調(冷房)設備の設置状況調査」(R4.9月文部科学省)

## 県立特別支援学校(全9校)の教室不足状況

- ・教室不足数66教室(前回(R3)調査時:40教室)
- ・国の設置基準上の必要面積を満たす学校数:校舎5校(55.6%)、運動場3校(33.3%)

※出典:「令和5年度公立特別支援学校における教室不足調査」(R6.3月文部科学省)

## 夜間中学にかかる財政支援の必要性

- ・夜間中学は、言語やこれまでの教育状況等に応じ、多様な対応が求められるため、教職員の定数措置や支援スタッフの増員などの財政支援の拡充が必要。
- ・生徒が経済的な理由で就学を諦めることのないよう、就学援助制度の創設が必要。

## 5 四国遍路の世界遺産登録について

### 【提案・要望事項】

世界遺産国内暫定一覧表については、平成22年以降、新たな資産の追加記載が行われていないなか、四国一円に点在する札所を巡る巡礼として、地域社会と密接に関わりながら発展し、今に続く四国遍路を、暫定一覧表に追加すること。

また、世界文化遺産登録に必要な文化財調査を着実に実施できるよう、必要な財政支援を行うこと。

### 【現状・課題】

- 徳島・高知・愛媛・香川の四国4県に点在する多数の霊場を巡る四国遍路は、どこから始め、どこで終わるという決まりはなく、周回し続けることができる他地域では見られない独特の巡礼です。巡礼者は弘法大師の修行の追体験をしながら円環状の道を巡り、地域社会はお接待をすることで功德を得ることができ、四国遍路は弘法大師信仰の仕組みのもと、巡礼者と地域社会ともに救いを得る救済の場として機能しました。弘法大師信仰という宗教・宗派を超えた民間信仰を軸に、飢饉や災害などの社会の諸課題の受け皿として機能した物証として顕著な普遍的価値を有することから、世界文化遺産にふさわしいものと考えています。
- 四国では、平成20年の国の審査結果を受け、平成22年3月に産学民官が協力して「『四国八十八箇所霊場と遍路道』世界遺産登録推進協議会」<sup>\*</sup>を設立し、これまで様々な取組を積み重ねてきました。

※令和3年4月1日から「四国遍路世界遺産登録推進協議会」に改称
- これらの取組の成果として、平成28年8月8日には、新たな提案書を文化庁長官へ提出しました。また、四国各県におきましても、札所寺院や遍路道の文化財指定の実績が着実に積み上がってきています。
- 今後とも、四国4県をはじめ地域における関係団体が一丸となり、学術的観点に立った顕著な普遍的価値の研究をさらに進め、それを証する資産の調査・保護に積極的に取り組み、四国遍路という多様性に富む文化の継承に努めてまいります。また、地域社会と深く結びつきながら存続してきた四国遍路の特性を踏まえ、魅力的なまちづくりや地域の活性化につながるよう、地域コミュニティとともにある持続可能な文化遺産を目指してまいります。
- 一方、世界遺産国内暫定一覧表については、平成22年以降、新たな資産の追加記載が行われていない状況です。

- つきましては、我が国を代表する巡礼である四国遍路の世界遺産登録について、世界遺産暫定一覧表への追加記載を行うよう要望します。また、これら文化遺産の文化財調査を着実に実施できるよう、必要な財政支援を要望します。

【所管府省】 文部科学省（文化庁）

【県関係課】 文化振興課

# 5 四国遍路の世界遺産登録について

所管府省 文部科学省・文化庁

県関係課 県関係課

文化振興課 文化振興課

## 提案・要望事項

- 四国遍路を世界遺産国内暫定一覧表に追加すること
- 世界遺産登録に必要な文化財調査を着実に実施できるよう、必要な財政支援を行うこと

## これまでの経緯

- ・H18、19 4県関係市町共同提案
- ・H20 総合評価「カテゴリーI a」
- ※暫定一覧表に記載されず

## 追加登録の課題の提示

- ・H21～ 札所寺院等調査開始
- ・H22 官民一体で「世界遺産登録推進協議会設立」
- ・H28 提案書を再提出

## 四国遍路の文化的価値

- ・四国4県の弘法大師(空海)ゆかりの多数の霊場(札所)を巡る、約1,400kmを周回する大きな巡礼
- ・札所や遍路道などの資産が良好に遺され、巡礼を支える「お接待」の慣習が今も地域社会に息づく、生きた文化遺産

## 国の動き

H22～  
世界遺産国内暫定一覧表への新たな資産の追加記載無

R2～  
世界遺産国内暫定一覧表の見直し等の審議継続中  
・R3.3中間報告  
・最終答申時期未定

R6世界遺産国内暫定一覧表の動き  
※世界遺産国内一覧表記載物件の減少見込み  
・「佐渡島の金山」(令和5年1月推薦書提出)  
・「彦根城」(令和5年9月事前評価申請提出)

## 課題

### 資産の保護措置

札所寺院・遍路道の調査・史跡指定の加速化  
指定件数 ※四国4県  
(R3)4件、(R4)16件、(R5)4件

### 普遍的価値(OUV)の証明

普遍的価値の証明部会  
・R6中間まとめ(小結)

### 機運の醸成

普及・受入態勢の整備部会  
・一日一斉おもてなし遍路ウオーク(R3)1,138人→(R4)5,089人→(R5)7,524人  
・積極的な情報発信(HP・パンプ等)

## 取組状況

## 加速化の課題

財源確保  
・構成資産が多数  
・調査事業が国庫補助対象外(R6～)

## 提案・要望事項

- ・四国遍路を世界遺産国内暫定一覧表に追加すること
- ・文化財調査を着実に実施できるよう、必要な財政支援を行うこと



四国遍路(67番大興寺)



四国遍路(86番志度寺)

## 6 子ども・若者のネット・ゲーム依存症対策について

### 【提案・要望事項】

- 子ども・若者の心身の発達に悪影響を及ぼす可能性のあるネット・ゲーム依存症について、正しい知識の普及啓発を行うとともに、他の依存症対策と同様、法整備や医療提供体制の充実などの必要な施策、ネット・ゲーム依存症の危険要因を踏まえた適切な予防対策の策定及び実施を講じること。
- 全国においても、ネット・ゲーム依存症に対応できる医療機関等が不足するなか、地方におけるネット・ゲーム依存症の適切な医療等を提供できる人材や、ネット・ゲーム依存の予防対策を教員等に対して指導する人材を育成するための研修体制の構築や専門家の派遣等の支援を行うこと。
- 国においては、eスポーツの健全かつ多面的な発展に向けた取組を進めているが、eスポーツの活性化が子どものネット・ゲーム依存症につながることをないよう慎重に取り組むとともに、県民をネット・ゲーム依存症から守るため、乳幼児期からの子どもと保護者との愛着の形成や安定した関係の大切さについての啓発など、必要な支援その他必要な施策を講じること。

### 【現状・課題】

- ネット・ゲーム依存症については、世界保健機関（WHO）が平成30年6月に公表した改訂版国際疾病分類において、「ゲーム障害」という疾患として認定し、令和元年5月の総会において「物質使用症<障害>群または嗜癖行動症<障害>群」のカテゴリーに収載されたほか、厚生労働省の研究事業として（独）国立病院機構久里浜医療センターが令和3年2月に公表した10代から70代を対象とした実態調査では、ゲームの使用状況、ゲーム利用時間及びゲームによる影響が示され、ゲーム利用時間が長い人ほど成績低下や仕事に悪影響が出やすい傾向にあることが判明しました。また、国においてはゲーム依存症の認識を高めるとともに、課題や対策等を共有し、ゲーム依存症対策の推進を図るため、令和2年2月に「ゲーム依存症対策関係者連絡会議」を立ち上げ、ゲーム依存症対策について検討を行っているほか、令和2年度からは依存症対策総合支援事業の対象に新たに「ゲーム依存症」が追加され、一定の財源措置が図られたところであります。
- 本県においても、令和2年度、3年度、4年度に小中高生を抽出し実施したスマートフォン等によるインターネットやゲームの利用状況等の調査結果などからは、スマートフォン等の利用に当たり、ネット依存傾向として注意が必要な生徒が一定割合（令和4年度調査：小学生（4～6年）：3.5%、中学生：5.1%、高校生：7.1%）は存在することが明らかとなり、これまでも子ども・若者のスマートフォン等の適正利用に向けて、

フォーラムや出前講座の開催、家庭でのルールづくりなどの啓発活動に取り組むとともに、精神保健福祉センターや各保健所などにおける相談支援や、医療、保健、福祉等の関係者を対象とした研修会の開催、(独)国立病院機構久里浜医療センターが実施するインターネット依存症研修への教員の派遣などを行ってきたところです。

- また、子どもたちをはじめ、県民をネット・ゲーム依存症から守るための対策を総合的に推進するため、令和2年3月には、インターネットやゲーム依存症対策に特化した「香川県ネット・ゲーム依存症対策条例」を全国で初めて制定したところであります。
- ネット・ゲーム依存症の対策に当たっては、家庭や学校を含む社会全体で対応を行っていく必要があり、依存状態に陥ることを未然に防ぐための正しい知識の普及啓発や、医療提供体制の充実などの対策を総合的に推進する必要があります。
- ネット・ゲーム依存症は、年齢が低いほど陥りやすいとも言われていることから、乳幼児期の子どもの保護者に対しても、ネット・ゲーム依存症についての正しい知識を普及啓発することが必要です。
- ネット・ゲーム依存症については、まだ解明されていないことも多いものの、(独)国立病院機構久里浜医療センターや本県の調査結果からは、日常生活や学習面への悪影響が懸念される状況となっており、全国的な調査結果等も踏まえた適切な予防対策などを講じる必要があります。
- また、子ども・若者は、ネット・ゲーム依存症に一度陥ると抜け出すことが困難となるため、その対策が急務であり、海外では16歳未満の午前0時から6時までのゲーム利用を遮断するなど、子ども・若者の深夜のオンラインゲームを規制している例もあることから、これまでの取組に加え、これらを参考にした法整備を検討する必要があります。
- 医療面においては、ネット・ゲーム依存症対策の拠点となる病院は全国的に見ても、(独)国立病院機構久里浜医療センターなどわずかしかなく、本県においてもネット・ゲーム依存症を治療できる医療機関が不足しており、県内で中心的にネット・ゲーム依存症の治療を行っている医療機関では、初診まで2か月待ちの状況があります。拠点となる病院を中心とした医療提供体制の構築を図るとともに、小児科医と精神科医との連携などによる早期発見・早期治療に取り組む必要があります。
- 加えて、学校現場等で適切な対応を行うためには、(独)国立病院機構久里浜医療センターにおけるネット・ゲーム依存症治療の知見や全国的な実態調査を踏まえたネット・ゲーム依存の予防や依存のおそれがある場合に活用できる対応マニュアルを整備する必要があります。

- 人材面においては、早期発見・早期治療のための相談支援を行っているところですが、特に地方では、ネット・ゲーム依存症の相談や適切な医療を提供できる医師等のほか、直接児童生徒に対応する教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや保護者等に対するネット・ゲーム依存の予防対策の指導者の確保や育成が急務であります。
- eスポーツは、今後の成長分野として期待されており、国においては、令和元年9月から令和2年2月にかけて、「eスポーツを活性化させるための方策に関する検討会」を計5回開催し、同年3月に「日本のeスポーツの発展に向けて～更なる市場成長、社会的意義の観点から～」を公表したのをはじめ、令和2年7月にeスポーツ競技大会のルール形成戦略にかかる調査研究を行い、報告書を取りまとめたほか、令和3年度に「Z世代におけるeスポーツ及びゲーム空間における広告価値の検証事業」に関する報告書を公表するなど、eスポーツの健全かつ多面的な発展に向けた取組を進めていると承知していますが、eスポーツの活性化が子どものネット・ゲーム依存症につながるものがないよう慎重に取り組む必要があります。
- 子どものネット・ゲーム依存症対策においては、親子の信頼関係が形成される乳幼児期のみならず、子ども時代に愛情豊かに見守られることで、愛着が安定し、子どもの安心感や自己肯定感を高めることが重要であるとともに、社会全体で子どもがその成長段階において何事にも積極的にチャレンジし、活動の範囲を広げていけるように取り組む必要があります、そのための支援や施策を講じることを要望します。

**【所管府省】** 厚生労働省（社会・援護局）、こども家庭庁（成育局）、  
文部科学省（総合教育政策局）

**【県関係課】** 子ども政策課、障害福祉課、教委総務課、義務教育課、高校教育課、  
保健体育課、生涯学習・文化財課

## 6 子ども・若者のネット・ゲーム依存症対策について

所管府省

厚生労働省(社会・援護局)、こども家庭庁(成育局)、  
文部科学省(総合教育政策局)

県関係課

子ども政策課、障害福祉課、教委総務課、義務教育課、高校教育課、  
保健体育課、生涯学習・文化財課

### 提案・要望事項

- 子ども・若者の心身の発達に悪影響を及ぼす可能性のあるネット・ゲーム依存症について、正しい知識の普及啓発を行うとともに、他の依存症対策と同様、法整備や医療提供体制の充実などの必要な施策、ネット・ゲーム依存症の危険要因を踏まえた適切な予防対策の策定及び実施を講ずること。
- 地方におけるネット・ゲーム依存症の適切な医療等を提供できる人材や、ネット・ゲーム依存の予防対策を教員等に対して指導する人材を育成するため、研修体制の構築や専門家の派遣等の支援を行うこと。
- 国においては、eスポーツの健全かつ多面的な発展に向けた取組を進めているが、eスポーツの活性化が子どものネット・ゲーム依存症につながることをないよう慎重に取り組みとともに、県民をネット・ゲーム依存症から守るため、乳幼児期からの子どもと保護者との愛着の形成や安定した関係の大切さについての啓発など、必要な支援その他の必要施策を講ずること。

### 現状と課題

- WHOが「ゲーム障害」を病気として決定
- ゲームの長時間利用は成績低下や仕事などに悪影響
- 香川県ネット・ゲーム依存症対策条例
  - ・ 子どもたちをはじめ、県民をネット・ゲーム依存症から守るための対策を総合的に推進するため、令和2年3月に、インターネットやゲーム依存症対策に特化した条例を全国で初めて制定
- 家庭や学校を含む社会全体で対応する必要
  - ・ 乳幼児期の子どもと保護者への対応も必要
- 全国的な調査結果等を踏まえた適切な対応が必要
- 専門機関や専門家が不足
  - ・ ネット・ゲーム依存症の専門外来がある医療機関、ネット・ゲーム依存症の相談や適切な医療を提供できる医師等が不足
- 学校現場等での適切な対応が必要
- eスポーツの活性化が依存症につながるような取組が必要
- 保護者との愛着形成が依存を抑制するとの指摘もあり重要

### 今後の取組

#### 国による総合的な対策と人材育成が必要

- 未然防止のための正しい知識の普及啓発
- より詳細な実態把握と適切な予防対策
- 依存症対策のための法整備の検討
- 医療提供体制の充実
  - ・ 拠点となる病院を中心とした医療提供体制の構築、小児科医と精神科医などの連携体制の構築
- 全国的な実態調査等を踏まえた学校での予防対策
  - ・ 対応マニュアルの整備
- 人材確保・育成
  - ・ 医療、教育従事者向け研修体制の構築
  - ・ 専門家の派遣

## 7 医師確保対策について

### 【提案・要望事項】

- ① 国は、医師偏在指標が上位1／3の都道府県を医師が多数・過剰とみなし、医師確保・偏在是正の施策を実施しているが、地域枠医師の臨時定員の削減方針や専攻医養成定員のシーリングなど、地域医療の崩壊に直結するおそれのある制約を、こうした相対的な基準により、画一的に実施することは、全く受け入れられないものである。全ての地域において真に必要な医師数が確保できるまで、地域枠医師の臨時定員増の継続など必要な対策を講じることを強く要望する。
- ② 医師の働き方改革の推進に当たっては、地域の医療提供体制に深刻な影響をあたえることが懸念されることから、地域の医療提供体制を維持するため、必要な医師数の確保や助成制度の創設など必要な対策を一体的に講じることを強く要望する。

### 【現状・課題】

- 令和6年3月に公表された令和4年医師・歯科医師・薬剤師統計によると、本県の医療施設に従事する人口10万人対医師数は、290.5人と全国平均262.1人を上回るものの、県内の二次医療圏で全国平均を上回っているのは東部保健医療圏のみであり、特に小豆保健医療圏においては、163.9人と全国平均を大きく下回っています。
- さらに、二次医療圏よりも小さな圏域である、東部保健医療圏内の大川圏域と西部保健医療圏内の三豊圏域における人口10万人対医師数は、それぞれ172.0人、214.1人と、全国平均を大きく下回っています。このため、令和6年3月に策定した香川県医師確保計画において、小豆保健医療圏を医師少数区域に、大川圏域を構成するさぬき市、東かがわ市、三豊圏域を構成する観音寺市、三豊市を医師少数スポットとして定めるとともに、これら医師不足地域等に所在する医療機関を地域枠の重点配置病院群に位置付け運用するなど、地域枠医師を本県の大きな課題である地域偏在の解消に不可欠な人材と位置付けています。
- こうしたなか、地域枠医師の臨時定員増について、令和6年度末を期限とする医学部入学定員の臨時増員の枠組みは、令和7年度末まで1年間延長することとされましたが、令和8年度以降については、国のワーキンググループにおいて、各都道府県・大学の医師確保の現状を踏まえた臨時定員の設置の方針も含めて検討することとされています。また、国の検討会においては、令和7年度臨時定員の配分について、医師多数県の臨時定員を原則2割削減し、医師少数県へ配分・調整する方向で進められています。
- つきましては、医師偏在指標の多寡のみによらず、地域偏在が解消され、すべての圏

域において必要な医師が十分に確保されたことが客観的に検証されるまで、地域枠医師の臨時定員増の措置継続を強く要望します。

- また、専攻医募集シーリングについては、令和2年度の採用において、直近の医師・歯科医師・薬剤師統計による各都道府県の診療科別医師数が必要医師数を上回っているとして、本県の小児科と整形外科がシーリングの対象とされました。最終的に当面はシーリング対象外とされましたが、今後、専攻医採用数が大きく増加した場合、再びシーリングの対象にされる可能性があります。
- 令和4年10月1日時点の人口により計算した本県の令和5年度における人口10万人当たりの専攻医採用数は4.28人で、全国平均の7.46人を大きく下回っているほか、令和6年3月に公表された令和4年医師・歯科医師・薬剤師統計によると、医療施設に従事する本県の45歳未満の医師数は、全体の34.5%で全国平均の40.3%を大きく下回っている状況です。
- このように、本県にとって専攻医をはじめとする若手医師の不足は喫緊の課題であり、今後、若手医師の確保に向けた取組を一層進める必要があります。こうしたなかで、専攻医確保に向けた努力が、将来的に自県の医療提供体制を窮地に追い込むおそれとなるシーリングは、全く受け入れられるものではありません。本県のように若手医師の不足に苦しむ地方の実情に応じた抜本的な見直しを要望します。
- 一方、医師の働き方改革については、令和3年5月28日に「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」が公布され、令和6年4月から、医師に対する時間外労働の上限規制や追加的健康確保措置に関する枠組みが適用されています。
- 時間外労働の上限規制や追加的健康確保措置が徹底されることにより、特に医師不足に悩む地域の医療機関からは、将来的に、夜間救急や周産期医療等の医療提供体制を縮小せざるを得なくなるのではないかと、大学病院等による派遣医師の引き上げにより現在の医療提供体制が維持できないのではないかとといった懸念が寄せられています。
- この問題の根本的な解決のためには、医師の絶対数を増加させるとともに、医師不足地域の医療機関において医療提供体制を維持するために必要な医師数を確保することが不可欠であることから、国として、医師の働き方改革と地域の医療機関における医師確保に必要な財政的支援等を含めた対策を一体的に講じることを要望します。

【所管府省】厚生労働省（医政局）

【県関係課】医務国保課

# 7 医師確保対策について

所管府省 厚生労働省(医政局)

県関係課

医務国保課

## 提案・要望事項

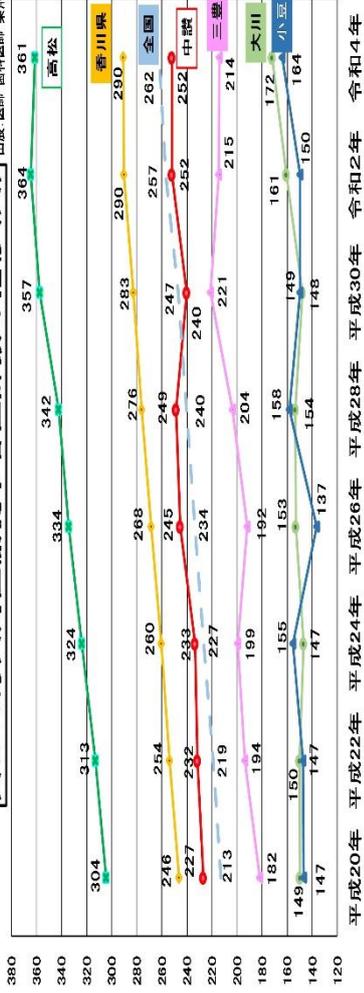
- ① 国は、医師偏在指標が上位1/3の都道府県を医師が多数・過剰とみなし、医師確保・偏在是正の施策を実施しているが、地域枠医師の臨時定員の削減方針や専攻医養成のシーリングなど、地域医療の崩壊に直結するおそれのある制約を、こうした相対的な基準により、画一的に実施することは、全く受け入れられないものである。全ての地域において真に必要な医師数が確保できるまで、地域枠医師の臨時定員増の継続などを強く要望する。
- ② 医師の働き方改革の推進に当たっては、地域の医療提供体制に深刻な影響をあたえることが懸念されることから、地域の医療提供体制を維持するため、必要な医師数の確保や助成制度の創設など必要な対策を一体的に講じることを強く要望する。

## 現状と課題

### ①-1 地域枠医師の臨時定員

- ・本県の医療施設に従事する人口10万人対医師数は全国平均を上回っているが、小豆保健医療圏をはじめ、大川圏域、三豊圏域が全国平均を大きく下回っている。
- ・本県では、小豆/大川/三豊といった医師不足地域に所在する医療機関を地域枠医師の重点配置病院群に位置付け運用するなど、地域枠医師を地域偏在の解消に不可欠な人材と位置付けている。

人口10万人対医療従事者医師数の推移(人) 出展:医師・歯科医師・薬剤師統計



⇒地域偏在が解消され、すべての圏域において必要な医師が十分に確保されたことが客観的に検証されるまで、地域枠医師の臨時定員増の措置継続を求めます！

### ①-2 専攻医募集シーリング制度

- ・本県の令和4年度における人口10万人対専攻医採用数は全国平均を大きく下回るほか、医療施設に従事する45歳未満医師の割合も全国平均を大きく下回っている。
- ・専攻医確保に向けた努力が、将来的に自県の医療提供体制を窮地に追い込むおそれとなるシーリングは、全く受け入れられない。

⇒本県のように若手医師の不足に苦しむ地方の実情に応じた抜本的な見直しが必要！

### ② 医師の働き方改革

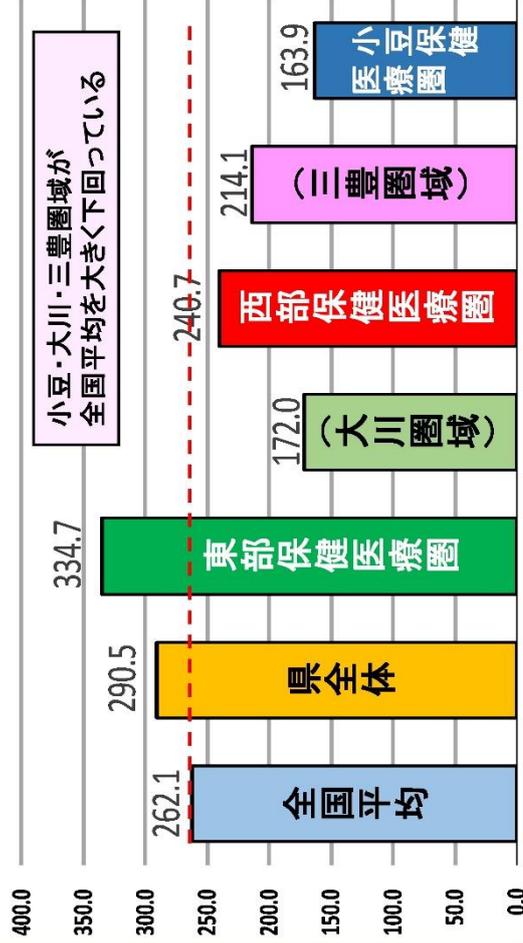
- ・時間外労働の上限規制や追加的健康確保措置が徹底されることにより、夜間救急や周産期医療等これまで医師の時間外労働によって支えられてきた医療機関により、医師が引き揚げられてしまいうのではないかと懸念された医療機関が、特に医師不足に悩む地域の医療機関から寄せられている。

⇒医師の絶対数を増加させ、医師不足地域の医療提供体制を維持するために必要な医師数を確保するため、医師の働き方改革と地域の医療機関における医師確保に必要な対策を国として一体的に講じることを求めます！

### 地域偏在の顕在

(資料)医師・歯科医師・薬剤師統計(令和4年末現在)

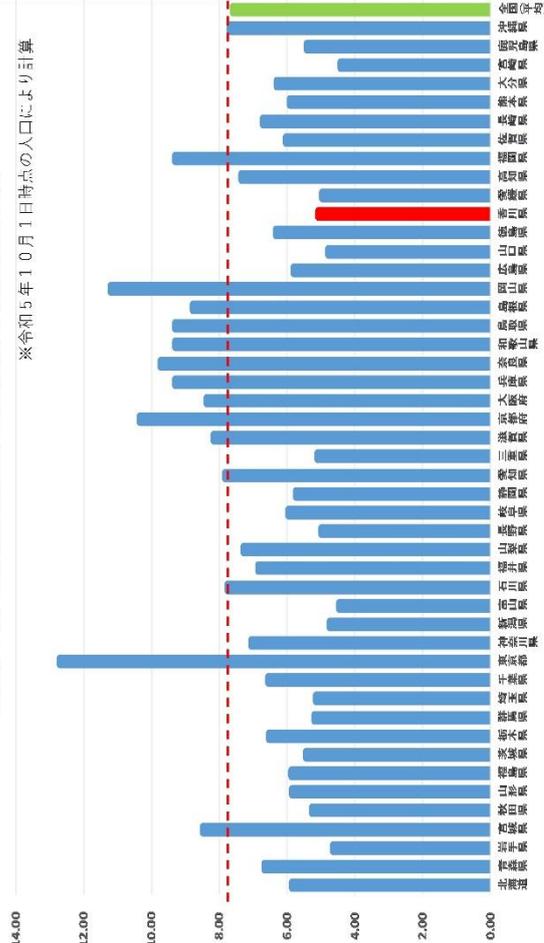
### 医療施設に従事する人口10万人対医師数



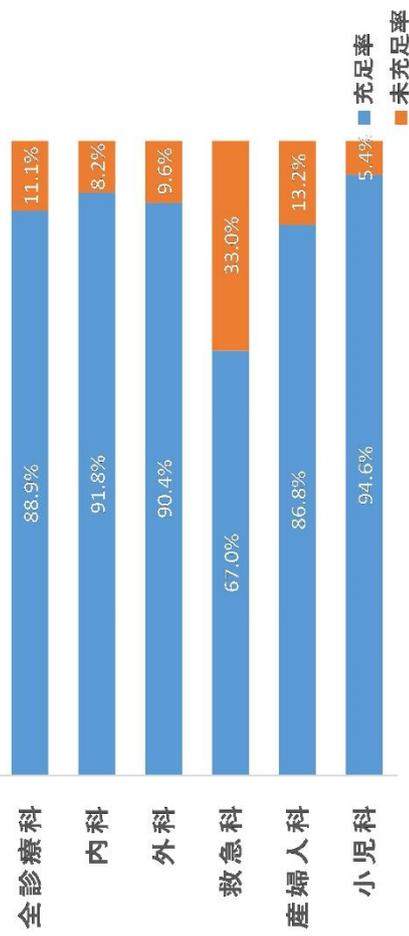
### 専攻医の不足(R6年度人口10万人対専攻医採用数)

令和6年度 都道府県別人口10万人対専攻医採用者数

※令和5年10月1日時点の人口により計算

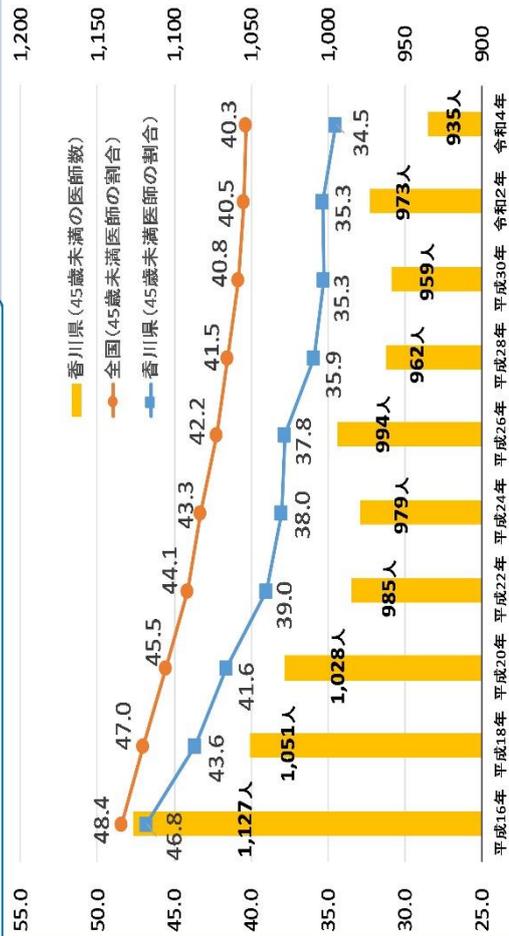


### 県内の主な医療機関における医師充足状況



「医師の充足状況等実態調査」(令和5年4月実施)  
 ※調査対象：地域単医師を配置する指定医療機関に加え、若手医師を積極的に育成している臨床研修・専門研修の基幹施設、地域医療を支えるべき地域医療拠点施設等27医療機関

### 45歳未満の医師従事者の推移



## 8 生産性を高める農業基盤の整備について

### (1) ため池の総合的な防災減災対策に必要な予算の確保と制度の拡充

#### 【提案・要望事項】

「ため池管理保全法」や「ため池工事特措法」の施行に伴い、劣化状況評価等に基づく「防災工事等推進計画」や「老朽ため池整備促進計画」を策定し、ため池の適正な管理や計画的かつ集中的な防災工事等の推進を図っており、これら対策の円滑な推進のため、近年の物価高騰も考慮のうえ、要望に見合った十分な予算の確保やソフト対策の充実を図ること。

#### 【現状・課題】

- 水不足に悩まされてきた本県では、農業用水の確保に努力を重ね、全国有数の規模を誇る満濃池をはじめ、1万2千か所余のため池が築造され、その数は全国第3位、ため池密度は全国1位となっています。しかしながら、その多くは築造後200～300年が経過しています。
- 香川用水の通水後も、農業用水の過半をため池に依存しており、水資源を確保するうえで、ため池は重要な施設であるとともに、洪水の調節などにより災害を未然に防止し、また魚・昆虫・植物等の生息地として自然生態系の保全のほか、身近な水辺空間として住民に快適な環境を提供するなど、その役割は多岐にわたっています。
- 南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率が、70～80%に引き上げられるなか、本県においても震度7が予測される地域（東かがわ市、観音寺市、三豊市）があり、ため池の震災対策の重要性と緊急性が認識され、着実な対策実施が必要です。
- このようななか、昭和43年度から「老朽ため池整備促進5か年計画」を順次策定し、令和5年度までの半世紀余にわたり3,583か所の老朽ため池を整備するとともに、ため池の耐震対策として、平成26年度から61か所のため池耐震化整備に取り組んできたところです。
- また、本県では、令和2年10月に「香川ため池保全管理サポートセンター」を設立し、劣化状況の評価や、管理状況の確認を行っており、ハード対策については、劣化状況評価等による「防災工事等推進計画」や「老朽ため池整備促進5か年計画」を策定し、計画的かつ集中的なため池の整備を進めています。
- ソフト対策については、ため池管理者の高齢化や減少により保全管理が困難となりつつあることから、水位計や監視カメラを設置し監視体制の省力化により、管理者の負担軽減を図るとともに、「サポートセンター」での管理状況の確認結果をため池管理者等

に周知して、補修・点検等に関する指導・助言などの技術的な支援や、劣化状況評価の結果、「定期的な監視が必要なため池」においては、「サポートセンター」による定期的かつ継続的なパトロールを行うこととしております。

- しかしながら、本県は県土面積に対するため池の密度では全国一であり、ハード面での対応には長い年月を要することから、ハードとソフトの総合的なため池の防災減災対策を図る必要があります。
- このことから、「香川県老朽ため池整備促進5か年計画（R5～R9）」に基づいた「防災重点農業用ため池」の全面改修150箇所と廃止90箇所の防災対策と併せ、水位計や監視カメラによる監視体制の省力化や「サポートセンター」による取組み等、ハード・ソフトの両面からため池の総合的な防災対策を計画的に実施するためには、近年の建設資材価格や労務単価の高騰も踏まえると、令和5年度補正予算割当を含む令和6年度の割当額に対し、3割程度の増額が必要です。
- さらに、ため池が多い本県においては、「サポートセンター」による「定期的な監視が必要なため池」におけるパトロールが本格化するなか、ため池の保全・避難対策にかかる監視・管理体制の強化に対する助成制度について、助成額の上限の廃止と、『農業用ため池の管理及び保全に関する法律』の対象である個人所有のため池のうち、防災重点農業用ため池に指定されていないため池について、保全・管理体制の強化に対する支援が必要です。

【所管府省】農林水産省（農村振興局）、財務省（主計局）

【県関係課】土地改良課、農村整備課

## 8 生産性を高める農業基盤の整備について

### (1) ため池の総合的な防災減災対策に必要な予算の確保と制度の拡充

所管府省

農林水産省(農村振興局)、財務省(主計局)

県関係課

土地改良課、農村整備課

#### 提案・要望事項

「ため池管理保全法」や「ため池工事特措法」の施行に伴い、劣化状況評価等に基づく「防災工事等推進計画」や「老朽ため池整備促進5か年計画」を策定し、ため池の適正な管理や計画的かつ集中的な防災工事等の推進を図っており、これら対策の円滑な推進のため、**近年の物価高騰も考慮のうえ、要望に見合った十分な予算の確保やソフト対策の充実を図ること。**

#### 現状と課題

##### 【香川県のため池】

- ・本県は、県土の総面積に対するため池の密度では**全国一位**
- ・農村地域と都市部が隣接しており、ため池下流部の**湿住化の進行**



ため池下流部の湿住化



ため池ハザードマップ防災訓練

- ・「ため池管理保全法」に基づき、545か所の特定農業用ため池を指定
- ・「ため池工事特措法」に基づき、3,107か所の防災重点農業用ため池を指定
- ・ため池の適正管理のための技術的指導・助言や、計画的な防災工事等の推進のため、「香川県ため池保全管理協議会」を設置するとともに、「香川ため池保全管理サポートセンター」を開設

・老朽ため池整備やため池耐震化整備はもとより、**管理者不在等で管理が行き届いていないため池の防災対策が喫緊の課題**

・ため池管理者による**定期的な日常管理や、豪雨・地震時における円滑な点検・連絡を行うための体制づくりが必要**

##### 【ため池整備の取組】

- 昭和43年度に**老朽ため池整備促進計画**を策定して以来、順次5か年計画を策定し、3,568か所の**老朽ため池を整備**
- 令和5年度から第12次5か年計画に基づき、総合的な防災対策を推進
- (1)防災重点農業用ため池の整備推進
  - ・**ため池の老朽度や決壊した場合の影響度などを考慮し、優先度の高いため池150か所を整備する計画**



前刃金工法によるため池改修



開削工法によるため池の廃止

(2) 受益地がないため池等の防災対策

- ・**受益地がないため池90か所の統廃合等による防災対策を行う計画**

**ため池の総合的な防災・減災対策として、計画的かつ集中的に防災工事を推進するには、国の財政支援が不可欠**

##### 【ため池管理・保全に関する取組】

**ため池の適正な管理を行うには、国のソフト対策の充実が必要**

## ため池関係予算の確保

### 要望

- 「ため池工事特措法」の有効期間内に老朽化した香川県の「防災重点農用ため池」の集中的かつ計画的な整備と併せ、水位計や監視カメラによる監視体制の省力化や「サポートセンター」の取組等、ハード・ソフトの両面からため池の総合的な防災対策を実施していくためには、**毎年度、継続的な予算の増額が必要であるため、令和6年度補正以降の予算において、十分な予算を確保すること。**

### ため池関係予算状況(ハード・ソフト)



## (2) 農業農村整備事業関連予算の確保

### 【提案・要望事項】

農業農村整備事業は、食料安全保障の確保や農業の持続的な発展、国土強靱化、多面的機能の発揮の観点から、地域のニーズに即し、計画的に進める必要があるため、農業農村整備事業関連予算について、近年の物価高騰も考慮のうえ、要望に見合った十分な予算を確保するとともに、事業実施に伴う受益者負担の軽減を図ること。

### 【現状・課題】

- 農業農村整備事業は、ほ場・水利施設の整備などにより、良好な営農条件を整備し、食料安全保障の確保や農業の持続的な発展を図るほか、農村の生活環境整備や多面的機能の発揮による地域の振興、ため池の防災対策による国土強靱化の観点からも重要な事業です。
- とりわけ、ほ場整備関連事業については、農地の集積・集約率に応じて農家負担を軽減する制度の積極的な活用により、事業要望が増加していることに加え、継続地区においても、必要予算を確保できずに事業工期が延伸している状況です。また、農業用排水路についても、築造後、相当年数が経過しており、ライフサイクルコストを低減する観点から、早急に老朽化対策を講じる必要が生じています。
- さらに、近年の農業従事者の減少や高齢化による集落機能の脆弱化に伴い、農業農村の多面的機能が低下しているため、引き続き、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を活用し、本県の農地、農業用施設を適切に保全・管理し、多面的機能の維持・発揮を促進する必要があります。
- このため、農村地域の要望にこたえた事業推進には、農山漁村地域整備交付金や非公共事業を含めた農業農村整備事業関連予算については、近年の建設資材価格や労務単価の高騰も踏まえると、令和5年度補正予算割当を含む令和6年度の割当額に対し、5割程度の増額が必要であることから、令和6年度補正以降の予算について、農業農村整備事業関連予算の十分な予算確保を要望します。
- また、農業水利施設の老朽化対策については、農村地域における混住化の進行等により、受益農家数が減少し、事業を実施する際の一戸当たりの受益者負担が増加していることから、受益者負担の軽減を図るための新たな制度の創設が必要です。

【所管府省】農林水産省（農村振興局）、財務省（主計局）

【県関係課】土地改良課、農村整備課

## 8 生産性を高める農業基盤の整備について (2) 農業農村整備事業関連予算の確保

所管府省 農林水産省(農村振興局)、財務省(主計局)

関係係課

土地改良課、農村整備課

### 提案・要望事項

農業農村整備事業は、食料安全保障の確立や農業競争力の強化、国土強靱化の観点から、地域の一歩一歩に即し、計画的に進める必要があるため、農業農村整備事業関連予算について、**近年の物価高騰も考慮のうえ、要望に見合った十分な予算を確保するとともに事業実施に伴う農家負担の軽減を図ること。**

### 現状と課題

#### 【香川県の農業農村整備事業の現状と課題】

- ・本県の農家1戸当たりの耕地面積は1.0haと全国平均(2.5ha)の半分以下
- ・高度経済成長期に建設された農業水利施設の多くが更新時期を迎えている



小規模不整形な農地



土水路による配水



更新時期を迎えた水路

- ・農地集積・集約率に応じて農家負担を軽減する国の補助事業制度の拡充に伴い、**ほ場整備の事業要望が増加しているが、継続地区においても工期が延伸しており、担い手への農地集積や高収益作物の導入が遅延**
- ・**老朽化した農業用排水路について、ライフサイクルコスト低減の観点から、機能診断に基づいた計画的な補修・更新が必要**
- ・しかしながら、農村地域の都市化・混住化の進行等により、農家数が減少し、農家一戸当たりの負担の増加により、**事業に取り組みなかつたり、施設の保全管理に苦慮する事態が見られることから、受益者負担の軽減や地域住民の協働による保全管理の推進が必要。**

- ・**地域特性を生かした生産基盤の整備や老朽化した農業水利施設の保全を通じた農業・農村の振興を計画的に推進していくことが必要**

#### 【農業農村整備事業の取組】

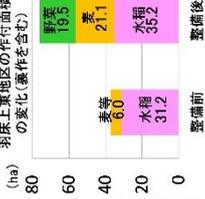
- 核となる担い手が、効率的かつ安定的な経営を行えるよう、**担い手のニーズに即したほ場整備やパイプラインなどの生産基盤整備を推進**  
(R6年度) ・経営体育成基盤整備事業 12地区 ・中山間地域総合整備事業 6地区  
・農地耕作条件改善事業 13地区
- 農業水利施設の長寿命化対策を推進** (ストックマネジメント事業 6地区)
- 地域住民の協働による農地や農業用水利施設の保全管理を推進**  
(多面的機能支払交付金 305組織、中山間地域等直接支払交付金 415協定)



パイプラインによる配水

ほ場整備後の農地

羽床上東地区の作付面積の変化(兼作を含む)



多様な二毛作

＜高収益作物の導入＞



水田で野菜作付け (フロッコリー)



兼作 (おいでまい)

一毛作 (さぬきの夢)

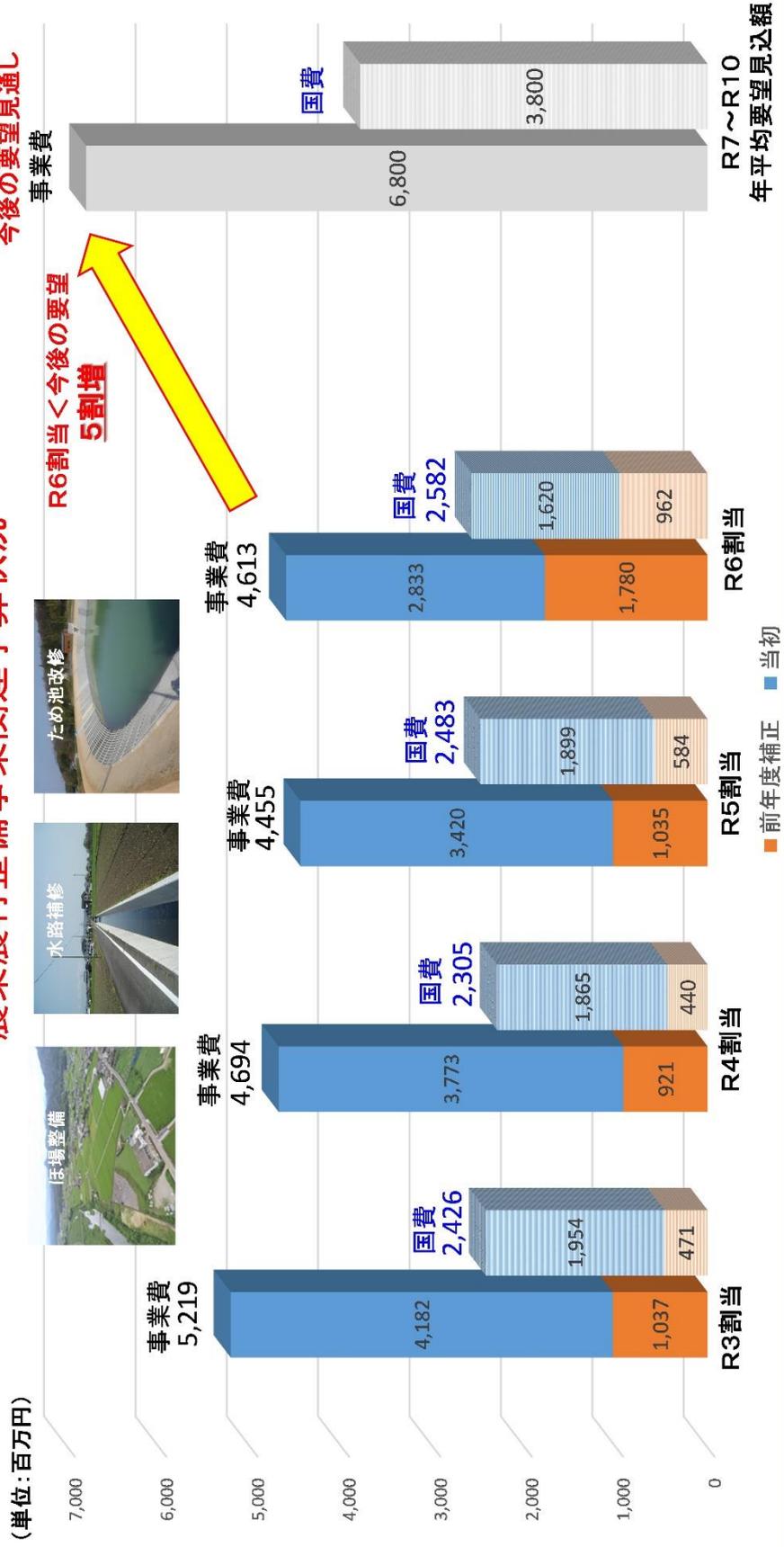
**農業競争力強化や国土強靱化の観点から、地域の实情に即した農業農村整備事業を計画的に進めるためには国の財政支援と事業における農家負担の軽減が不可欠**

## 農業農村整備事業関連予算の確保

### 要望

○ ため池関係事業以外にも、ほ場整備事業については、農地の集積・集約率に応じて農家負担を軽減する制度の積極的な活用により、事業要望が増加。また、農業用排水路についても、築造後、相当年数が経過しており、ライフサイクルコストを低減する観点から早急に老朽化対策を講じる必要が生じている。このため、**毎年度、継続的な予算の増額が必要であるため、令和6年度補正と令和7年度当初予算において、地元要望に見合った十分な予算を確保すること。**

### 農業農村整備事業関連予算状況



## ほ場整備事業関連予算の確保

### 要望

○ 本県農業の持続的発展のためには、担い手のニーズに即して、農地の大区画化や汎用化等を行う**農業競争力強化基盤整備事業**やきめ細やかに耕作条件の改善が図れる**農地耕作条件改善事業**を組み合わせさせて計画的に整備する必要があるが、**予算確保が難しいことから、継続地区において事業工期が延伸びしており、地域からの新規要望に応えられない状況**。このため、**地元要望と予算割当の乖離が特に大きいほ場整備関連事業について、令和6年度割当に対し、毎年度、8割増の継続的な予算確保が必要である**。



## 9 産業として成り立つ農業の振興について

### (1) 地域の実情に応じた麦類の生産振興に必要な支援策の充実

#### 【提案・要望事項】

小麦等の生産の推進は、食料安全保障の強化等を図るため重要である。本県では、県産小麦について、うどんの原材料として需要があることに加え、担い手の基幹作物として定着していることから、引き続き麦作の推進を図ることとしており、農地の地目にかかわらず地域の実情に応じて、持続的な経営が可能となるよう、支援策の一層の充実を図ること。

#### 【現状・課題】

- 本県農業は、耕地面積 28,500 ヘクタールの約 8 割が水田であり、古くから水稻を基幹作物として、麦や収益性の高い露地野菜を組み合わせた二毛作体系により、年間を通じて水田を有効活用しつつ、発展してきたところです。
- こうしたなか、機械化が進み、省力化が図られるとともに、国の水田活用の直接支払交付金により、安定的な収益が確保できる麦の栽培面積は年々増加してきたところです。さらに、今後、県産オリジナル小麦「さぬきの夢 2023」の生産者をはじめ関係者一体となって普及拡大していきます。
- 一方で、本県の狭小な農地や特殊な水利慣行等により、水管理に労力がかかること等から、農地の集積を進める認定農業者や集落営農などの核となる担い手においては、水稻の作付けを行わず、麦のみを作付けしている水田の割合が高くなっており、令和 4 年産では、麦の栽培面積約 3,200 ヘクタールのうち、約 4 割の 1,200 ヘクタールが麦単作の面積となっています。
- 本県では農地の維持・労働力の分散の観点から、担い手による麦単作の農地利用についても重要と考えておりますが、こうした麦単作の水田については、畦畔の劣化や水路の老朽化が進み、水張りが困難な水田が一定数あることから、国の水田活用の直接支払交付金の交付対象要件の厳格化により、交付金の対象外となれば、収益の確保が難しくなり、水田が農地所有者に返還され、遊休農地化することが懸念されます。
- 現在、国においては、食料自給率の向上や食料安全保障の強化の観点から、小麦等の海外依存度の高い品目の生産拡大について推進を図っており、今後の麦作の生産振興に当たっては、需要に応じた生産を前提に、農地の地目にかかわらず地域の実情に応じて、持続的な生産及び安定的な収益の確保につながるよう、支援策の一層の充実を要望します。

【所管府省】農林水産省（農産局）

【県関係課】農業生産流通課

## 9 産業として成り立つ農業の振興について

### (1)地域の实情に応じた麦類の生産振興に必要な支援策の充実

所管府省 農林水産省(農産局)

県関係課

農業生産流通課

#### 提案・要望事項

- 香川県の農業は、耕地面積の約8割を水田が占める中、麦類を土地利用型の基幹作物として推進しており、今後、**県オリジナル小麦「さぬきの夢2023」**を生産者をはじめ関係者一体となって普及拡大していく。
- 麦作は、担い手への農地の集積とともに栽培面積の拡大が図られてきた中、令和4年産では栽培面積約3,200ヘクタール。そのうち、約4割の1,200ヘクタールは、**本県の狭小な農地及び特殊な水利慣行から、麦単作となっている。このように、本県では農地の維持・労働力の分散の観点から、担い手による麦単作の農地利用についても重要となる。**
- このため、今後の麦類の生産振興に当たっては、**農地の地目にかかわらず地域の实情に応じて、持続的な生産及び安定的な収益の確保につながるよう、支援策の一層の充実を図ること。**

#### 現状と課題

- 国産小麦の需要
  - ・国内需要量 約 640万ト、うち国産小麦 約 100万ト、を供給
  - ・国産小麦の更なる生産拡大が必要
- 香川県の麦類栽培面積 3,200ha
  - うち 麦単作 1,200ha
- ・小麦の生産量: 全国14位(令和4年産)
- ・小麦作付面積 2,524 ha 生産量 8,622ト

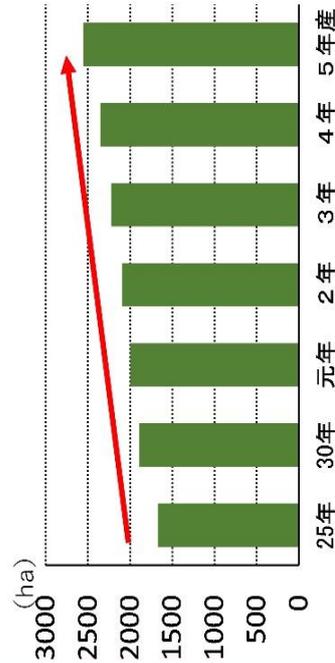


図1 「さぬきの夢2009」の作付面積の推移

- 本県では、基盤整備が進んでいない狭小な農地が多く、ため池を主体とした複雑な水利慣行や兼業農家が主体の農地所有等から、畑地化に必要な団地化が難しく、担い手への農地集積が進まない。

- 麦作において、水田活用交付金を活用しない経営や、畑地化対策の定着支援の5年後の品代とゲタ対策だけでは、麦作経営の継続は困難である。

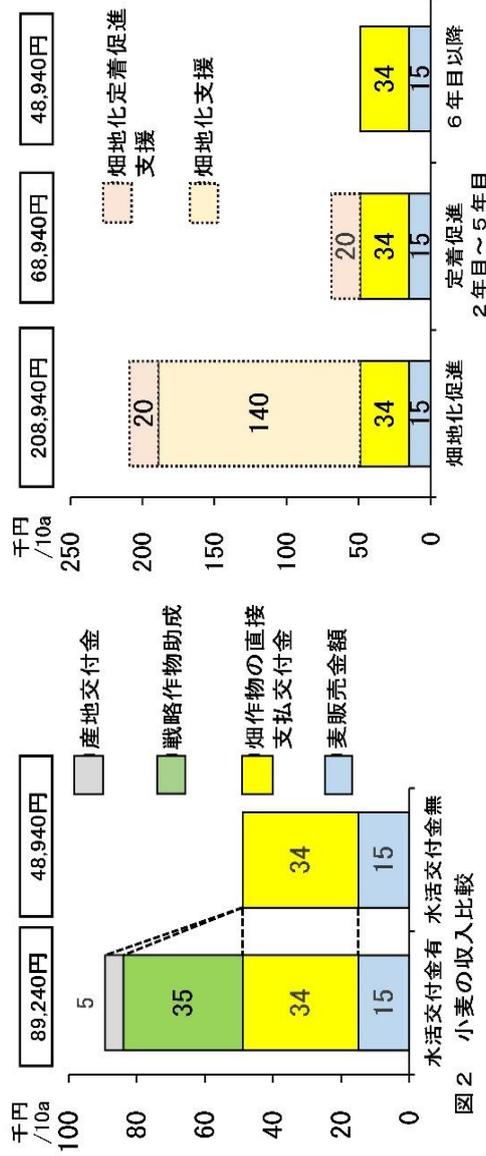


図2 小麦の収入比較

## (2) 畜産業における飼料価格高騰対策

### 【提案・要望事項】

近年類を見ない飼料価格の高騰が長期にわたり継続しており、畜産農家は廃業の検討も余儀なくされるような危機的状況にあるなか、配合飼料価格安定制度については、令和5年度は直前2.5年間の平均値を補填発動基準とする特例が設けられたが、第3四半期で終了している。今後、長期間の飼料価格高騰分を十分に補う補填金が支払われるよう、直近7年中5年の平均値を補填発動基準とするなど、配合飼料価格安定制度の見直しを行うこと。

また、粗飼料についても、大幅な価格高騰が畜産農家の経営を逼迫しており、配合飼料同様、公的なセーフティーネット制度を構築するとともに、自給飼料の生産拡大に向けた支援施策の一層の充実強化を行うこと。

### 【現状・課題】

- 畜産農家の生産にかかる費用のうち飼料代の割合は非常に大きく、畜産農家にとって、飼料価格の高騰は大きな負担になっています。  
一方、畜産物価格は、市場の需給関係によって決定されているため、飼料価格上昇分を畜産物価格に反映することは難しい状況にあります。そのため、飼料価格の高騰は、畜産経営を大きく圧迫しています。
- 配合飼料価格安定制度は、輸入原料価格の直前1か年の平均との比較による補填発動基準により運用されており、令和5年度は直前2.5年間の平均との比較とする特例が設けられましたが第3四半期で終了しています。近年類を見ない飼料価格の高騰が、長期間にわたり継続しており、現在の配合飼料価格安定制度では飼料価格高騰分を十分に補うことができないため、長期間にわたる飼料価格高騰に対応できる補填発動基準に変更するなどの見直しが必要です。
- 粗飼料については、配合飼料のような公的なセーフティーネット制度を有さないことから、価格高騰による畜産経営への影響が大きく、配合飼料価格の高騰ともあいまって、持続的な畜産経営が困難な状況になっています。このため、粗飼料についても公的なセーフティーネット制度を構築することが必要です。また、稲ホールクロップサイレージや飼料用米などの自給飼料の生産拡大に向けた支援施策の一層の充実強化が必要です。

【所管府省】 農林水産省（畜産局）

【県関係課】 畜産課

## 9 産業として成り立ち農業の振興について (2)畜産業における飼料価格高騰対策について

所管府省

農林水産省(畜産局)

県関係課

畜産課

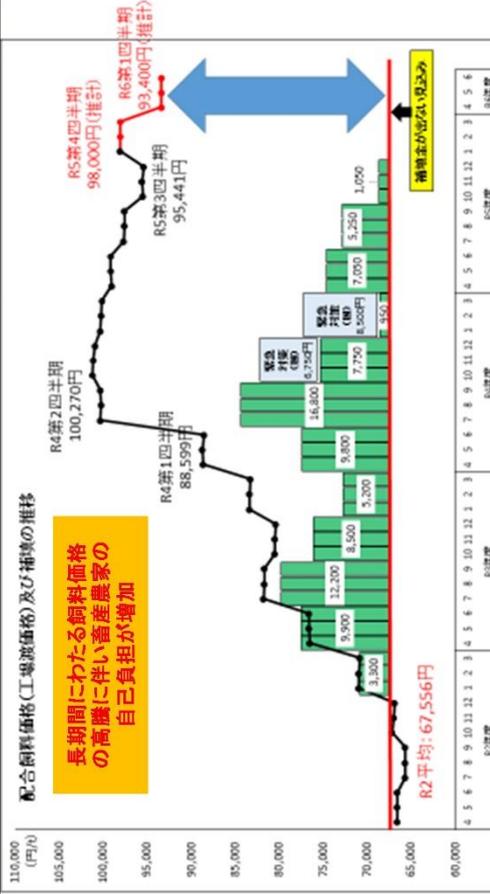
### 提案・要望事項

- 近年類を見ない飼料価格の高騰が長期にわたり継続しており、畜産農家は廃業の検討も余儀なくされるような危機的状況にあるなか、配合飼料価格安定制度については、長期間の飼料価格高騰に伴う畜産農家の経営への影響緩和のため、直近7年中5年の平均値を補填発動基準とするなど、長期間にわたる飼料価格高騰分を十分に補う補填金が支払われるよう、見直しを行うこと。
- 配合飼料のような公的なセーフティネット制度を有さない粗飼料についても、近年の大幅な価格高騰が畜産農家の経営を逼迫していることから、公的なセーフティネット制度を構築すること。また、稲ホールクロップサイレージや飼料用米などの自給飼料の生産拡大に向けた支援施策の一層の充実強化を行うこと。

### 現状と課題

- 畜産物価格は、市場の需給関係によって決定されるため、飼料価格上昇分を畜産物価格に反映することは難しく、飼料価格の高騰は、畜産経営を大きく圧迫
- 配合飼料価格安定制度は、輸入原料価格の直前1か年の平均との比較による補填発動基準により運用(令和5年第1四半期～第3四半期は、直前2.5年平均との比較とする特例設定)
- 長期間にわたり飼料価格高騰が継続すると、現在の配合飼料価格安定制度では飼料価格高騰分を十分に補うことができないため、長期間にわたる飼料価格高騰に対応できる補填発動基準に変更するなどの見直しが必要

配合飼料価格(工場流通価格)及び補填の推移



- 粗飼料は、配合飼料のような公的なセーフティネット制度を有さないため、飼料価格高騰による畜産経営への影響が大きく、配合飼料価格の高騰ともあいまって、持続的な畜産経営が困難
- 公的なセーフティネット制度の構築と稲ホールクロップサイレージや飼料用米などの自給飼料の生産拡大に向けた支援施策の一層の充実強化が必要

## 10 森林整備と森林資源の循環利用の推進について

### 【提案・要望事項】

#### ① 森林整備の担い手の育成・確保

県土の保全や水源のかん養、二酸化炭素の吸収源など、森林の有する多面的機能の発揮に向けて、森林整備と森林資源の循環利用を一層推進する必要がある、森林整備の担い手を育成・確保するため、緑の青年就業準備給付金の予算確保や高性能林業機械導入について補助要件の緩和を行うこと。

#### ② 花粉の少ない森林への樹種転換促進

花粉の少ない森林への樹種転換促進の支援対象にスギ人工林だけでなくヒノキ人工林を加えること。

#### ③ 新たな木材加工施設の整備

大型の国産材加工施設の整備に当たり、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金の活用を計画しており、交付金の活用にあたっては、総事業費の上限額 15 億円（国費 6.8 億円）を超える交付金の配分が必要と考えている。本県では初となる大型国産材加工施設の整備であり、加えて、近年の物価上昇の影響もあることから、必要な予算を確保・配分すること。

### 【現状・課題】

- 県土の保全や水源のかん養、二酸化炭素の吸収源など、森林の有する多面的機能がより一層発揮されるためには、適切な森林整備に取り組むとともに、利用期を迎えている人工林について、「伐って、使って、植えて、育てる」という循環利用を進め、木材利用を拡大することで、林業・木材産業の成長発展を図る必要があります。
- また、輸入木材の供給リスクが顕在化したことなどを踏まえた国産材への転換が求められていることから、川上から川下までの連携強化や製材工場等の供給力の向上等、より一層の国産材の安定供給・安定需要の確保に取り組むことを通じて、海外市場の影響を受けにくい木材需給構造を構築する必要があります。
- このようななか、本県の森林組合等の作業班員数は、平成7年度から約3分の1に減少しており、担い手不足により間伐が必要な人工林が多いものの、間伐面積が漸減していること等により、県産木材の搬出量は、ここ数年横ばいとなっています。
- 本県では、これまで、森林組合等の作業班員の厳しい就労環境を改善するため、技術

の向上や福利厚生の充実などの支援に取り組んできたところであり、令和6年度からは、県立農業大学校に「林業・造園緑化コース」を新たに開設し、林業への就業希望者の裾野を広げるとともに、県と市町等で構成する「かがわ森林整備担い手対策協議会」が主体となって、森林環境譲与税を活用した新たな担い手対策を実施することとしています。

### ① 森林整備の担い手の育成・確保

- 今後、一層の森林整備の担い手の確保・育成を図るためには、農業大学校の学生が利用できる緑の青年就業準備給付金の十分な予算を確保するとともに、労働安全性の確保などの労働環境の改善や生産性の向上につながる高性能林業機械の導入が重要であることから、林業経営体が小規模な本県の実情にも応じた、制度の拡充が必要です。

### ② 花粉の少ない森林への樹種転換促進

- また、国は花粉の少ない森林への樹種転換促進について、スギ人工林を支援対象に進めています。本県では、降水量が少ないといった特性から、ヒノキを中心として植栽されており、人工林のうち約6割を占めています。一方、スギは、小規模で分散し、人工林に占める割合は約1割となっており、花粉発生源対策のためには、人工林の多くを占めるヒノキについても、花粉の少ない森林への転換等を進めることが重要であり、スギと同様な支援が必要です。

### ③ 新たな木材加工施設の整備

- さらに、県産木材の利用拡大により、林業・木材産業の発展に大きく寄与する国産材加工施設の整備に当たり、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金の活用を計画しており、施設整備に必要となる予算を確保するとともに、交付対象施設等の拡大や限度額の引き上げ、交付要件の緩和など、加工流通体制の強化に向けた国の財政的支援の拡充が必要となっています。同交付金の採択に当たっては、輸入材から国産材への転換にも寄与する本県で初めてとなる大型の国産材加工施設であり、近年の物価上昇の影響もあることなどから、総事業費の上限額15億円（国費6.8億円）を超える交付金の配分が必要です。

【所管府省】 林野庁（林政部、森林整備部）

【県関係課】 森林・林業政策課

# 10 森林整備と森林資源の循環利用の推進について

所管府省 林野庁(林政部、森林整備部)

県関係課

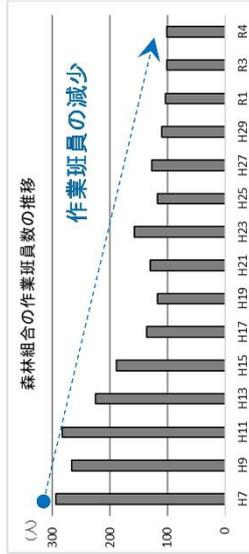
森林・林業政策課

## 提案・要望事項

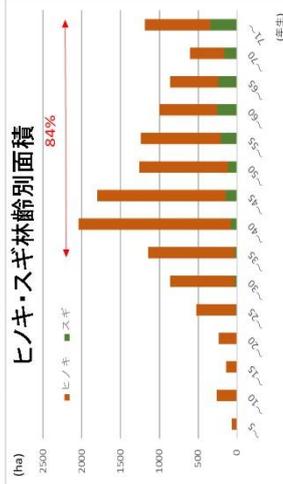
- 森林整備の担い手を育成・確保するため、緑の青年就業準備給付金の予算を確保するとともに、高性能林業機械導入について補助要件を緩和すること。
- 花粉の少ない森林への樹種転換促進の支援対象だけでなくヒノキ人工林を加えること。
- 大型の国産材加工施設の整備に当たり、総事業費の上限額15億円(国費6.8億円)を超える交付金を配分すること。

## 現状と課題

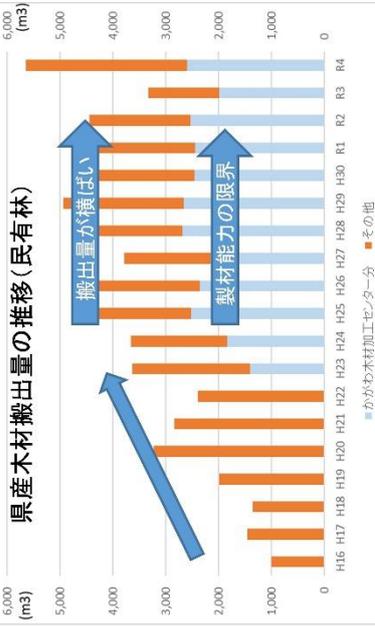
(作業班員の減少)  
令和4年度末時点では、平成7年度末時点に比べ、1/3に減少。



(利用期を迎えたヒノキ人工林)  
柱材に利用できる本ざに育った31年生以上の人工林が84%を占め、主がヒノキ人工林。



## 県産木材搬出量の推移(民有林)



(製材能力が限界に)  
県内主要製材所での取扱量が2,500m<sup>3</sup>となつて以降、県全体の搬出量はおおむね横ばいで推移。

(国産材需要の高まり)  
輸入材製品の価格急騰と供給不足に伴い、国産材製品の代替需要が高まっている。

(国産材加工施設の増強)  
県産木材の搬出量を拡大するため、新たな製材等施設の整備が求められている。

県内の取組に対する国の支援が必要

➤ 森林整備の担い手の育成・確保

- 小規模な林業経営体にも支援が届くよう、採択基準の見直し(見直しの観点：生産規模) ⇒ 労働安全対策)

- ・ 高性能林業機械の導入に当たって、「林業・木材産業成長化促進対策交付金」の採択基準の緩和を求める

- 財政的支援
- ・ 緑の青年就業準備給付金の予算確保

➤ 花粉の少ない森林への樹種転換促進

- 支援対象樹種拡大
- ・ ヒノキ人工林も

花粉発生源対策樹種に追加

➤ 新たな木材加工施設の整備

- 財政的支援
- ・ 新たな木材加工施設にかかる予算確保(交付対象施設等の拡大、限度額の引き上げ、交付要件の緩和)

## 11 四国の新幹線導入について

### 【提案・要望事項】

四国の新幹線の早期実現のため、令和5年度に実施した調査を生かし、早急に整備計画格上げに向けた法定調査を実施すること。

### 【現状・課題】

- 新幹線は都道府県の約2/3において整備されており、もはや当たり前のインフラと言えます。また、国が進める「デジタル田園都市国家構想」の実現、「シームレスな拠点連結型国土」の構築を目指すためには、現在整備中の整備新幹線だけでなく、全国各地に新幹線が整備されることが不可欠です。
- 一方、四国においては、新幹線が1973年に基本計画路線に位置付けられて以降、約50年間、同計画にとどまっており、四国だけが新幹線空白地域となっています。四国の新幹線沿線の人口集積（1km当たり人口11,050人）は、北陸新幹線（1km当たり人口6,370人）や北海道新幹線（1km当たり人口5,970人）の沿線の人口集積と比較しても何ら遜色ありません。全国的に、地方創生の取組が本格的に進められるなか、このままでは整備された地域と、そうでない地域との格差はますます広がり、交流圏や交流人口の拡大による経済発展や観光振興などの足かせになるものと強い危機感を抱いています。
- 四国の新幹線は、観光や産業面での広域的な人流を四国に呼び込むために不可欠な基本インフラです。平成26年4月、四国4県や経済界等で設置した「四国の鉄道高速化検討準備会」が行った基礎調査の結果、瀬戸大橋を経由し四国内の県庁所在地を結ぶルートにおいて、B/C（費用便益比）が「1」を上回る結果が得られており、現在整備中の新幹線と比べ、投資効率性の面からも遜色がないものとなっています。
- 平成29年7月には、四国の新幹線の実現に向け、「四国新幹線整備促進期成会」を新たに設立し、これまで、東京での決起大会、シンポジウムの開催やSNS等を活用した広報啓発活動、国等への要望活動など、地元の機運醸成に積極的に取り組んできました。  
令和元年8月には、3回目となる同期成会の東京での決起大会を開催し、「リニア中央新幹線が新大阪まで延伸されスーパー・メガリージョンが誕生する2037年を一つのターゲットとして、四国の新幹線の開業を目指す。」との中長期目標が決議されたところで  
す。
- 国においては、平成29年度から実施している新幹線基本計画路線を含む「幹線鉄道ネ

ットワーク等のあり方に関する調査」において、これまでに、瀬戸大橋等の既存インフラの活用、単線での新幹線整備の効果やコスト縮減策、新幹線整備による需要予測への誘発需要の取り込み等が検討され、今年度も、効果的・効率的な整備・運行手法等にかかる具体的な調査を行うこととされています。

本調査を通じて、現行の「鉄道プロジェクトの評価手法マニュアル」による事業評価では加味されていない新幹線の整備効果の推計手法を確立し、現在検討を進められている同マニュアルの改訂に盛り込んでいただきたいと思います。

- また、新大阪駅について、リニア中央新幹線、北陸新幹線等との乗継利便性の観点から、結節機能強化や容量制約の解消を図るための調査等が行われてきたところですが、具体的な整備方策の検討に当たっては、四国の新幹線の整備も考慮していただきたいと思います。
- 令和3年3月には、衆議院と参議院の国土交通委員会において、「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」の一部として「四国における新幹線についても検討を進めること。」が全会一致で採択され、同月、JR四国が策定した長期経営ビジョンにおいても、新幹線等による抜本的な高速化の早期実現に向けて取り組むことが明記されたところであり、地域の意見を踏まえつつ四国の新幹線について検討を進めていただくことをお願いします。
- 2037年のリニア中央新幹線の新大阪延伸にあわせて四国の新幹線が実現できるよう、「経済財政運営と改革の基本方針2023」に、基本計画路線の調査検討を行うとする旨の記載がなされたことを踏まえ、令和7年度予算編成において、整備計画格上げに向けた法定調査を実施するために必要な予算措置を確実に講じていただくことを強く要望いたします。

【所管府省】国土交通省（鉄道局）、財務省（主計局）

【県関係課】交通政策課

# 11 四国の新幹線導入について

所管省庁

国土交通省(鉄道局)、財務省(主計局)

県関係課

交通政策課

## 提案：要望事項

四国の新幹線の早期実現のため、令和5年度に実施した調査を生かし、早急に整備計画格上げに向けた法定調査を実施すること。

## 現状と課題

四国の新幹線整備のイメージ(ルートの一本化)



※図の青色実線ルートの場合  
瀬戸大橋を経由し四国内の県庁所在地を結ぶルートでは、B/C(費用便益比)が「1」を上回る調査結果が得られている。

## 国の動向

「経済財政運営と改革の基本方針2023(骨太方針2023)」抜粋

「基本計画路線及び幹線鉄道ネットワーク等の高機能化等の地域の実情に応じた今後の方向性について調査検討を行う。」

基本計画路線を初めて取り上げ、国として新幹線の基本計画路線に対する姿勢を新たに打ち出した。

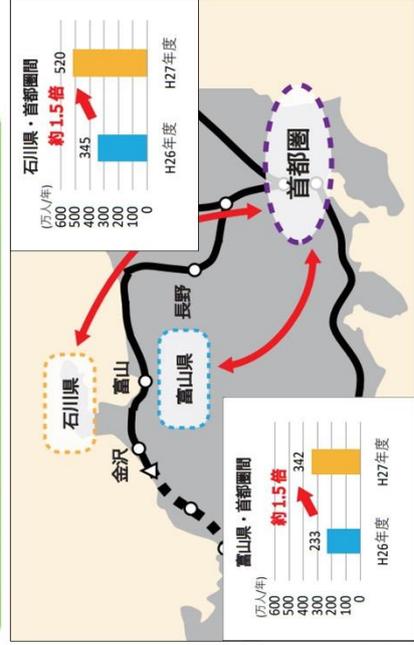
## 四国における機運の高まり



昨年8月には、各界各層の関係者約600人が一堂に会し、「四国新幹線整備促進期成会」の第5回東京大会が、過去最大の規模で開催されるなど、地元の機運は大きく高まっている。

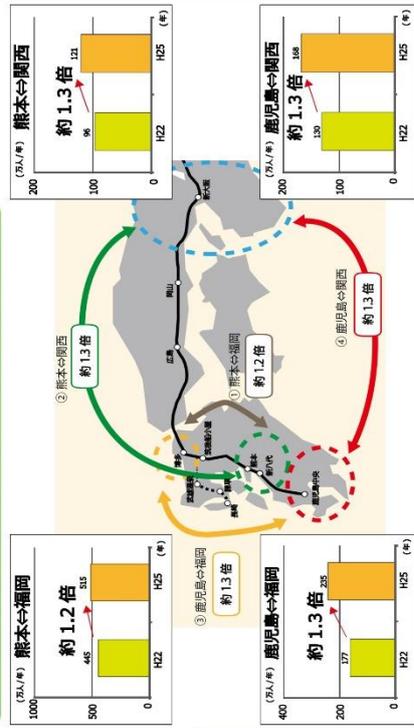
## 新幹線開業による広域的な人流の拡大

北陸新幹線開業前後における地域間流動の変化



(出典：鉄道・運輸機構HP)

九州新幹線開業前後における地域間流動の変化



## 12 公共交通への支援について

### 【提案・要望事項】

#### ① 地域公共交通への支援

- 1) 地域鉄道の安全輸送設備や車両更新への支援に必要な予算の確保を図ること。
- 2) 新駅・複線化事業への支援に必要な予算の確保を図ること。
- 3) 地域鉄道の事業規模や施設の老朽化を踏まえ、事業継続が著しく困難になる前の段階において、維持・活性化に向けた抜本的な施策が実施できるよう支援制度の創設、拡充を図ること。
- 4) 幹線バス等について、補助要件の緩和、補助上限の引き上げを図ること。
- 5) バス・タクシーの担い手確保のための要件緩和や財政支援を図ること。
- 6) 自家用車活用事業や新たな自家用有償旅客運送制度については、より使い易い制度となるよう、運用の状況や地域の実情を踏まえ、継続的な見直しを行うこと。
- 7) 市町における地域の実情に応じた公共交通維持の取組に対する支援制度の充実を図ること。

#### ② JR四国への支援

JR四国の様々な経営課題に対する継続的な支援を実施すること。

#### ③ 本四航路対策

燃油高騰に対応した助成制度を創設すること。

### 【現状・課題】

#### ① 地域公共交通への支援

○ 本県では、面積当たりの延長が0.123km/k㎡（全国平均の2倍）と重要な社会基盤である鉄道網が、地域公共交通の骨格として大きな役割を担っています。このため、鉄道を中心に、駅などの交通結節点において、バスや自動車等との乗り継ぎ機能を高め、「利便性と結節性」に優れた県全体のネットワークづくりを進めています。

1) 本県の公共交通ネットワークの基幹的な役割を果たしている「ことでん」では、安全輸送設備や車両の老朽化が進み、今後、更新費用等の増大も見込まれることから、必要な更新が行えずに安全で安定的な運行に支障を来すことがないよう、これら安全輸送設備や車両の更新を確実に実施する必要があります。そのため、本県では沿線市町や四国運輸局と将来にわたる持続的な全路線の維持に向けて議論を深め、県と沿線市町で安全輸送設備や車両の更新に対して必要な行政支援を行うこととしました。地域で鉄道の維持・活性化に向けた施策が計画的かつ着実に実施できるよう、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業等の十分な財源の確保や補助対象設備の拡充が必要です。

- 2) また、同社では地域戦略と連動しながら地域交通ネットワークの持続可能性や利便性の向上を図るため、ことぞん太田駅・仏生山駅間の新駅整備やそれに併せて複線化を進めておりますが、人口減少・少子高齢化の進展に加え、新しい生活様式の定着による需要の減少等により、厳しい経営状況が続いています。今後も引き続き、事業を円滑に推進するためには、支援にかかる十分な財源の確保が必要です。
- 3) 社会資本整備総合交付金を活用した鉄道事業再構築事業について、輸送密度 4,000 人未満の線区か否かを目安とすることや、上下分離等を伴う「事業構造の変更」など、事業活用のための要件が示されていますが、鉄道は社会経済活動を支える基幹的なインフラであることから、鉄道事業者の「事業継続が著しく困難になる前の段階」においても、事業構造を維持しながら、持続可能性や利便性の高い鉄道ネットワークの再構築に向けた取組み（新駅整備、複線化、車両更新等）が図れるよう、支援制度の一層の拡充や十分な財源の確保が必要です。
- 4) 幹線バス等についても、人口減少・少子高齢化の進展に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した利用者数の回復には至っておらず、地域公共交通確保維持改善事業の補助要件を満たすことが困難になってきている路線があることから、補助要件の緩和、補助上限額の引き上げ等の既存制度の拡充が必要です。
- 5) 加えて、バスやタクシー等の自動車運送事業においては、運転士をはじめとした運行の担い手不足が顕在化しており、担い手を確保し、地域公共交通を維持・確保していくために、安全の確保を前提とした二種免許の取得要件の更なる緩和や、二種免許取得費用、PR経費等についての継続的な財政支援が必要です。
- 6) タクシー不足への対応として、4月から運用が開始された、タクシー事業の一環として地域の自家用車・ドライバーを活用する制度や、新たな自家用有償旅客運送制度については、より使い易い制度となるよう、運用の状況や地域の実情を踏まえ、継続的な見直しが必要です。
- 7) また、市町では、デマンド交通や乗用タクシーの活用、自動運転バスの実証実験など様々な検討や取組が進められており、これらの地域の実情に応じた取組が円滑に行えるよう、効果的な支援制度の創設や既存制度の拡充が必要です。

## ② JR四国への支援

- 四国の公共交通の基幹的役割を担うJR四国は、国の経営支援を受けながら、経営自立に向け、利用者利便の向上や経費削減に取り組んでいます。また、地域においても同社と連携・協議を行いながら、県内各地で様々な利用促進策を実施しています。
- しかし、人口減少やマイカーへの転移等による長期的な需要減少に加え、資源価格

の高騰などにより、厳しい経営環境に置かれ、令和2年度、3年度にはすべての線区で赤字となり、令和5年5月20日に運賃値上げが実施されました。

- JR四国は、産業や観光の振興など、四国の活性化に欠かせないインフラであり、我が国の基幹的な鉄道ネットワークを形成しており、将来にわたって持続的に維持していくことが必要です。四国における鉄道ネットワークを維持するため、JR四国の様々な経営課題に対する継続的な支援が必要です。

### ③ 本四航路対策

- 本四間フェリーは、トラックドライバーの不足に伴うモーダルシフトが進展するなか、生活交通のみならず、物流コストの低減や船舶でしか運べない製品の輸送、強風による荒天時には本四道路や鉄道の代替輸送手段、災害時に陸路が遮断された場合には緊急輸送手段などとして、重要な役割を担っています。
- フェリー等の海上交通は、経常経費に占める燃料費の割合が陸上交通に比べて高いことから、燃油高騰時における経営への影響が大きく、本四航路事業者の経営や運賃を安定させるためには、燃油が高騰した場合に対応する助成制度の創設が必要です。

【所管府省】国土交通省（総合政策局、鉄道局、物流・自動車局、海事局）、  
財務省（主計局）

【県関係課】交通政策課

## 12 公共交通への支援について

所管府省

国土交通省(総合政策局、鉄道局、物流・自動車局、海事局)、財務省(主計局)

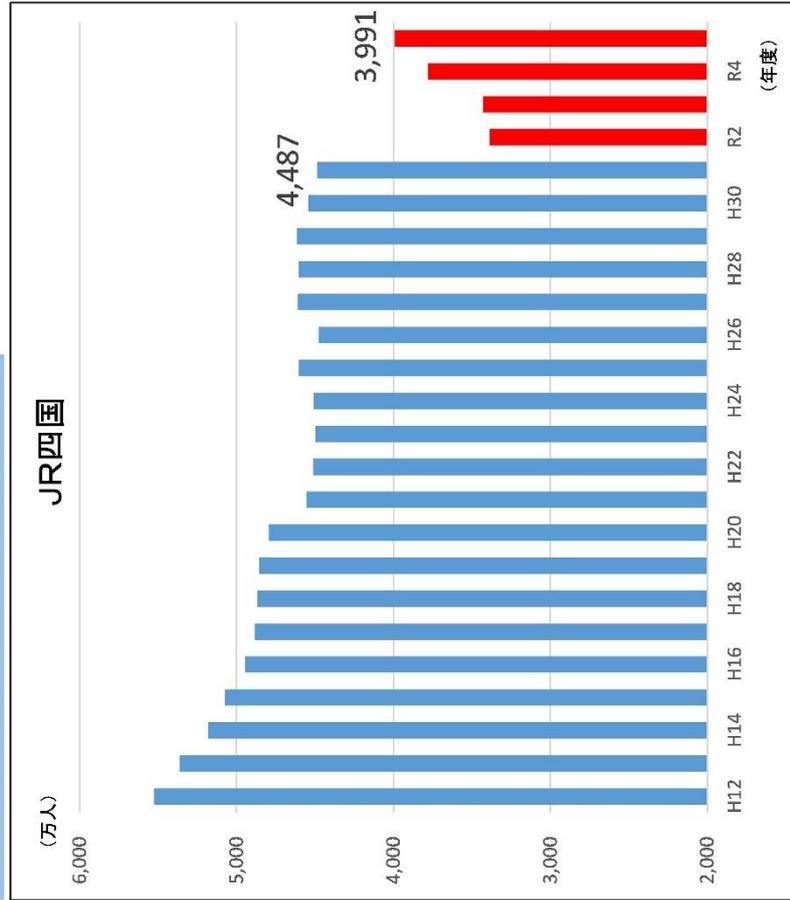
県関係課

交通政策課

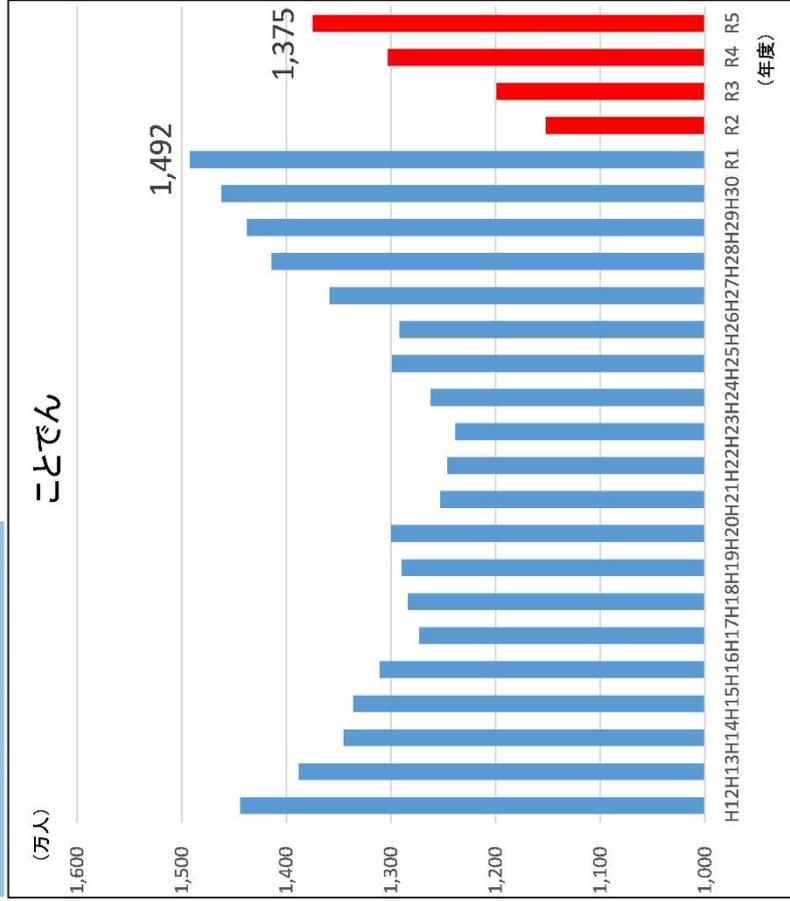
### 現状

JR四国とことでのん輸送人員は、新型コロナウイルス感染症の影響によって大幅に減少しており、徐々に回復しているが、コロナ前の水準には至っていない。

#### JR四国の輸送人員(四国四県)の推移



#### ことでのんの輸送人員の推移



## 12 公共交通への支援について

### 提案・要望事項

#### ① ことでんへの支援

- 1) 安全輸送設備について、計画的かつ着実に更新できるよう、必要な予算を確保すること
- 2) 車両についても、計画的かつ着実に更新できるよう、必要な予算を確保すること
- 3) 新駅・複線化事業について、円滑に事業が推進できるよう、必要な予算を確保すること

### 現状と課題

#### 1) 安全輸送設備の更新 (鉄道軌道安全輸送設備等整備事業)

安全輸送設備の老朽化が進み、踏切トラブルが頻発し、県民の不信感が増幅 (老朽化した安全輸送設備)



・安全輸送設備を前倒しして、計画的に更新を行うため、ことでんで対策を検討中

安全な運行のため、安全輸送設備の更新に  
少なくとも毎年5.5億円が必要



安全輸送設備更新が  
計画的かつ着実にできるよう  
十分な財源の確保が必要

#### 2) 車両の更新 (社会資本整備総合交付金)

車両の老朽化が進み、車両故障による輸送障害が頻発  
ことでんで最も新しい車両(車齢48年)

車齢	車両数
60年以上	14両
50年以上	62両
40年以上	4両
計	80両
平均車齢	54.5年



・新型車両を導入し、安全安定した運行の維持  
・利便性・快適性の向上による利用者増を図る

車両の老朽化が進み、  
更新費用(10億円/年)の確保が必要



車両更新が  
計画的かつ着実にできるよう  
十分な財源の確保が必要

#### ① ことでんへの支援

#### 3) 新駅・複線化事業 (社会資本整備総合交付金)



- ① R2.11.28  
三条駅～伏石駅～太田駅間  
(複線化) 2.3km  
※伏石駅 開業
  - ② R6年～R7年  
栗林公園駅～三条駅間  
(複線化) 1.0km
  - ③ R7年～R8年  
太田駅～新駅～仏生山駅間  
(複線化) 1.8km  
※新駅 開業
- 複線化事業**  
栗林公園駅～仏生山駅間 5.1km



→

新駅・複線化事業が  
円滑に推進できるよう十  
分な財源の確保が必要

提案・要望事項

② JR四国への支援

JR四国の様々な経営課題に対する継続的な支援を実施すること

現状と課題

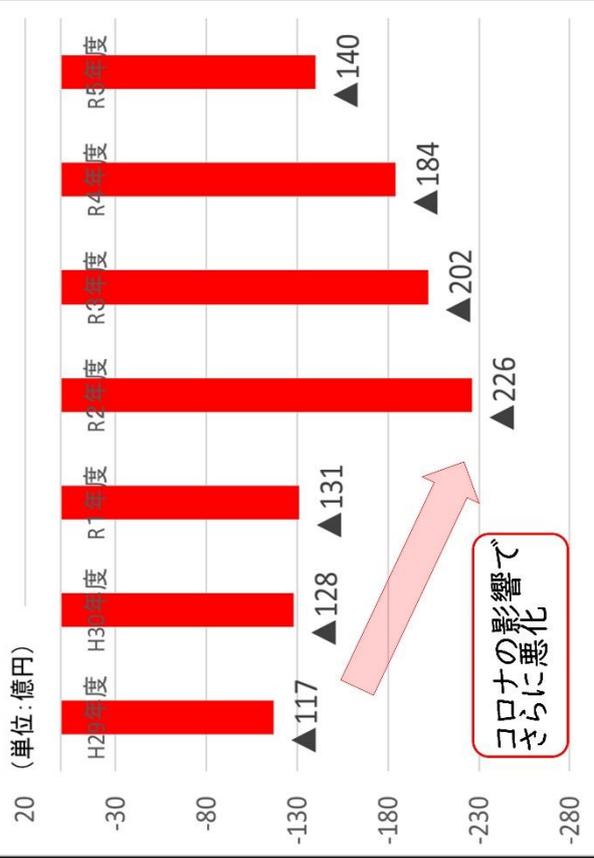
② JR四国への支援

JR四国は、国の支援を受けながら、経営自立に向け、利便性向上や経費削減に取り組んでいる。

四国の活性化に欠かせないインフラであるとともに、我が国の基幹的な鉄道ネットワークを形成しており、将来にわたって持続的な運行維持が必要

- 【R5年度に実施した取組み】
- ・8000系特急車両のリニューアル
  - ・高徳線でのパターンダイヤ導入
  - ・駅トイレの洋式化(坂出駅)
  - ・みどりの券売機プラスの導入(高松駅)

JR四国の営業利益



地域と連携した利用促進策

東讃地区の2市におけるモーダルミックスによる実証実験を実施 (R4. 10. 22～R5. 1. 31)

- ①JRとコミバスを乗継する際バス運賃を割引
- ②JR定期券で並行運行する路線バスを利用可能とする

高校生の通学利用を中心に、想定を上回る利用実績



R6.4.1~  
事業化

## 提案・要望事項

### ③ 地域公共交通への支援

市町における地域の実情に応じた公共交通維持の取組に対する支援制度の充実を図ること

#### 現状と課題

##### ③ 地域公共交通への支援

- ・ 県内の各市町においては、公共交通の維持に向け、デマンド交通や乗合タクシーの活用、自動運転バスの実証実験など、様々な検討や取組みが進められている。
- ・ 特に、自動運転は、運転士の不足などの課題の解決に資することが期待されるものであり、県内でも実証実験等の取組が行われている。



自動運転の社会実装が円滑に進むよう、実証実験の実施やサービス導入への支援など幅広い支援が必要

#### 高松市

- 事業内容: 賑わいや活性化の動きが広がる屋島において、自動運転バスの実地走行を行い、技術的、経営的観点からの評価や、社会受容性についての確認を行うもの。(地域公共交通確保維持改善事業費補助金(自動運転実証調査事業)を活用)
- 運行期間: R6年2月～3月
- 運行区間: 屋島山上観光駐車場～屋島スカイウェイ視点の間(約2km)
- その他: 本実証調査で得られた課題に対応するため、R6年度には運行需要予測や運行リスクアセスメントを行う予定としている。(地域公共交通確保維持改善事業費補助金(自動運転社会実装推進事業)の公募に応募)

#### 三豊市

- 事業内容: 大浜地域の住民、香川高専の学生を対象に買い物の交通手段を確保するため、詫間駅～大浜地域において、複数年に分けて実証を行い、経営面・技術面・社会受容性面について検証を行うもの。(地域公共交通確保維持改善事業費補助金(自動運転社会実装推進事業)の公募に応募)
- 運行期間: R7年1月～(予定)
- 運行区間: 詫間駅～大浜地区(地域交流館荘内バス停)の間(約8km)(予定)



屋島における自動運転バスの実地走行の様子

## 13 離島への航路の存続に向けた支援について

### 【提案・要望事項】

- ① 離島への航路に対し、燃油高騰時における助成制度の創設や、他の公共交通と比較した運賃の割高感軽減のための制度の充実を図ること。
- ② 船舶の建造に対する支援制度の拡充・創設を行うこと。
- ③ 船員の確保に対する支援制度の充実を図ること。

### 【現状・課題】

- ① 人口減少・少子高齢化の進行により、離島への航路の利用者数は減少し、航路事業者の経営は非常に厳しい状況に置かれています。

離島を有する県内の市町等からは、離島住民の負担軽減や、離島の交流人口の拡大を進めるうえで、航路の維持や運賃の低廉化が不可欠であるとして、離島住民の航路運賃負担を鉄道並みとするための支援を求める意見があります。

さらに、フェリー等の海上交通は、経常経費に占める燃料費の割合が陸上交通に比べて高く、燃油高騰は経営への影響が大きいことから、昨今の燃油価格の高騰は、航路事業者の経営を圧迫しています。補助対象外の小豆島航路では、令和6年4月1日に、消費税の改定を除けば16年ぶりに料金改定に踏み込むなどの経営努力を行ったところですが、今後も価格転嫁が進んでいけば、料金改定が行われていない補助対象航路の地域住民と比して小豆島の住民の負担感が増すことが懸念されます。

こうした現状や意見等を踏まえ、燃油高騰時の助成制度の創設や離島運賃の割高感を軽減する制度の一層の充実が必要です。

- ② 厳しい経営状況の中、船舶の建造には多額の費用が必要であり、昨今の鋼材価格の高騰に伴い新造船の成約価格も上昇傾向となっています。船舶の建造に対する支援制度として、船舶を公設民営化した場合や省エネルギー設備機器を有する船舶へ代替建造する場合に活用できる「地域公共交通確保維持事業」や、航路事業者と（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下、「機構」という）が費用を分担して船舶を共有建造する、「共有船建造制度」があります。しかし、「地域公共交通確保維持事業」は、補助対象航路しか活用できず、公設民営や効率船舶への代替建造以外は補助を受けることもできません。また、「共有船建造制度」は、補助対象航路の場合は、持ち分比率が「機構90%、航路事業者10%」である一方、補助対象航路以外の場合は、「機構70%～80%、航路事業者30%～20%」と、航路事業者の持ち分が大きく、当初の負担額が大きく活用がしづらいため、県内の航路事業者からは、これらの既存制度以外に、利用しやすい船舶の建造に対する補助制度を設けてほしいといった意見が見られます。こうした現状や意見等を踏まえ、現在の支援制度（地域公共交通確保維

持事業や共有船建造制度)の拡充や船舶建造に対する補助制度の創設が必要です。

- ③ 離島航路の船員数が不足すると、現状の運航に支障が出ることになり、便数の削減や航路の廃止など離島住民の日常生活に多大な影響が生じます。四国管内船員職業紹介実績では、船員の有効求人数は増加しているものの、有効求職数は減少傾向にあり、航路事業者にとって船員確保が課題となっています。

新規船員の確保・育成を支援する制度として、船員未経験者を雇用し育成が完了した時に助成金が支給される「船員計画雇用促進助成金」がありますが、交付要件の1つとして、3年間の助成対象船員の離職率を40%以下に留めることが必要となっています。しかしながら、県内の航路事業者からは、船員教育機関卒業者の採用が難しいことから、一般高校・大学等の卒業者等を採用することも多いものの、結果として船舶の仕事に慣れることができず、6～7割が離職していることから、本助成金の活用が難しいとの意見があります。航路事業者が船員を確保し、安定した離島航路を維持できるよう、本助成金について、一般高校・大学等の卒業者等の採用時には離職率の基準を適用しないなど、制度の充実を図ることが必要です。

また、航路事業者においては、船員を確保するために、船員職業安定窓口だけでなく有料の求人サイトの活用や船員教育機関へ広報するなど採用活動に尽力しています。船員を安定的に確保していけるよう、採用活動に関する経費等についての財政支援が必要です。

【所管府省】国土交通省（総合政策局、海事局）

【県関係課】交通政策課

# 13 離島への航路の存続に向けた支援について

所管府省

国土交通省(総合政策局、海事局)

関係係課

交通政策課

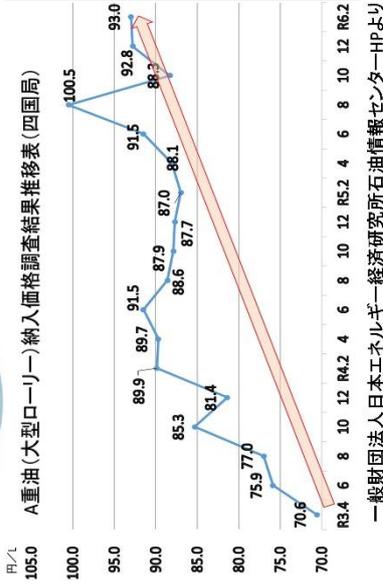
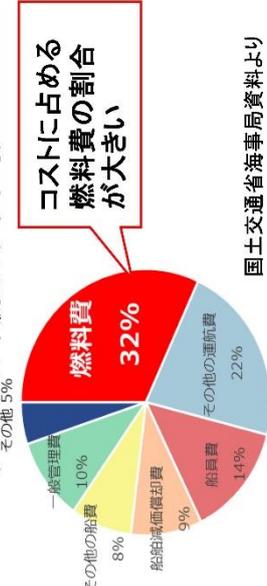
## 提案・要望事項

- ① 離島への航路に対し、燃油高騰時における助成制度の創設や他の公共交通と比較した運賃の割高感軽減のための制度の充実を図ること。
- ② 船舶の建造に対する支援制度の拡充・創設を行うこと。
- ③ 船員確保に対する支援制度の充実を図ること。

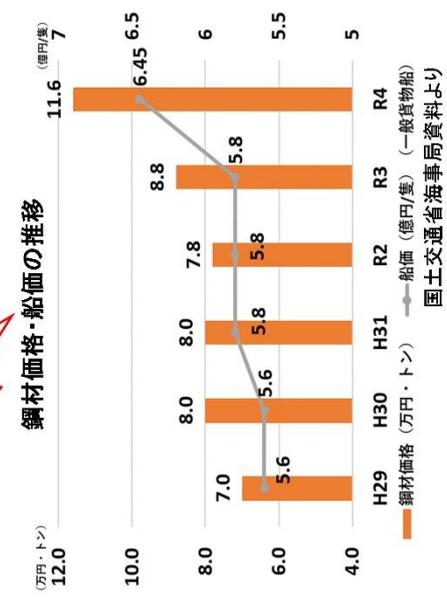
## 現状と課題

① 燃油高騰時の助成制度の創設や、他の公共交通と比較した運賃の割高感軽減のための制度の充実が必要！

旅客船事業(中長距離フェリー)の費用割合  
(2013~17年度の5ヶ年平均)



② 船舶の建造に対する支援制度の拡充・創設が必要！



③ 船員確保に対する支援制度の充実が必要！

1. 船員計画雇用促進助成金

○概要  
日本船舶・船員確保計画を作成し、船員未経験者を雇用し、訓練した場合に助成金が交付される

○交付要件(一部)  
-3年間の助成対象船員の離職率が40%以下

▶ 一般高校・大学等の卒業者等を採用することも多いため、約6~7割が離職することがあり、当該助成金の活用が困難との意見

2. 採用活動の現状

▶ 船舶教育機関へ広報するなど採用活動に尽力している事業者もいる

**計画的に船員を確保していくために**

1. 船員計画雇用促進助成金について、一般高校・大学等の卒業者等の採用時には離職率の基準を適用しないなど交付要件の見直し

2. 航路事業者の船員確保の取組に対する財政支援

## 14 高松空港の機能強化について

### 【提案・要望事項】

- ① コロナ禍により大きなダメージを受けたコンセッション空港の運営会社の経営状況に鑑み、「訪日誘客支援空港」に対する着陸料やグランドハンドリング経費等の運航経費の支援を復活させるとともに、国管理空港における非コンセッション空港とコンセッション空港との施策の均衡を図ること。
- ② 現在の高松空港の基本機能を維持しつつ、カテゴリⅢの計器着陸装置（ILS-CATⅢ）を早期に整備すること。
- ③ 滑走路端安全区域（RESA）の早期完成を図ること。

### 【現状・課題】

平成 30 年 4 月から高松空港株式会社による空港運営が開始されましたが、コロナ禍によりダメージを受けている高松空港株式会社の経営立て直しに向けては、国内線及び国際線の需要回復に加え、国際線の増便や新規路線誘致等が必須です。

また、空港運営が民間委託された後も、国は高松空港の管理者であり、運営委託の実施主体であることから、引き続き、安全・安心の確保に責任を持つとともに、地域活性化に資するものとなるよう、航空ネットワークの充実や空港の施設整備等を着実に進める必要があります。

- ① 高松空港の国際線は、コロナ前と比べて便数、利用者数ともに戻っておらず、既存路線の復便や新規路線等の就航を促進するために、訪日誘客支援空港に対する、国際線の復便・新規就航等に係る着陸料や特に、近年高騰しているグランドハンドリング経費等の運航経費支援（令和 5 年度まで実施）の復活を要望します。

訪日誘客支援空港に対する支援については、国管理空港の国際線着陸料の割引率が「1/2 以上」であるのに対し、コンセッション空港の補助率は「2/5」と低く設定されていましたが、今後、国が実施する各種支援においては、コンセッション空港が不利にならないよう施策の均衡を求めます。

- ② 高松空港は、標高 185m の高台に位置するため、降雨や濃霧など天候の影響を受けやすく、欠航に加え、他空港への着陸や出発空港への引き返しの可能性があるという条件付き運航となることも多く発生しています。

高松空港が機能を十分に発揮するためには、濃霧を要因とする欠航や条件付き運航を減らし、運航の定時性や安定性、信頼性を確保する必要があり、カテゴリⅢの計器着陸装置（ILS-CATⅢ）の早期整備が求められています。

高松空港は、国の空港防災拠点計画において、四国で唯一「航空輸送上重要な空港」に位置付けられており、ILS-CATⅢが整備されていれば、大規模災害の発災後の応急対策活動や、近隣空港及び地上交通機関の代替として、利用が増加した場合でも、確実な輸送が期待できます。

また、ILS-CATⅢの整備により、航空ネットワークの信頼性が高まり、高速で確実な移動手段が確立することで、広域交通インフラとしての空港の拠点性が向上し、都市から地域への誘客や地域間の交流人口の拡大、企業立地の促進、地域経済の活性化を図ることができます。

しかし、高松空港は、周辺に急峻な谷があるという地形的な特性から、ILS-CATⅢを整備するための用地の確保が必要となっており、費用便益比の向上を図るための工夫が必要となっています。

このため、本県では、令和元年度に費用便益比の向上について検討し、便益の追加や工事費の削減策をとりまとめて提案し、また、令和4年度以降にも新たな費用便益比の向上策を提案してきたところです。

これらの提案を費用便益比の算定に反映するなど、費用便益比の向上につながるよう引き続き検証を進め、事業評価に向けた調査に着手していただきたいと考えています。

高松空港の運営の民間委託の成果をあげるためにも、現在の高松空港の基本機能を維持しつつ、早急に ILS-CATⅢの整備を進め、就航率改善に向けて取り組んでいただくよう、強く要望いたします。

- ③ 滑走路端安全区域（RESA）については、現在、本体工事着手に向けた準備工事が進められていますが、航空機の安全運航に不可欠なものであり、早期に整備を完了させることが必要です。

【所管府省】国土交通省（航空局）

【県関係課】空港振興課

# 14 高松空港の機能強化について

所管府省 国土交通省(航空局)

県関係課

空港振興課

## 提案 ・要望事項

①国際線の復便・新規就航等による着陸料やグラントハンドリング等の運航経費の支援を復活させるとともに、国管理空港における、非コンセッション空港とコンセッション空港との施策の均衡を図ること。

## 現状

### 現状① 国内線・国際線の重要性

地域経済の回復及び高松空港(株)の経営立て直しには、国内線及び国際線の需要回復に加え、国際線の増便や新規路線誘致等が必須。  
 ○令和元年には、高松空港の国際線4路線(ソウル、上海、台北、香港)は、**週23往復**まで拡大。利用者数は283,502名となっている。  
 ○令和5年は、県内の外国人延べ宿泊者数のうち、国際4路線の国・地域のシェアは**75%**。

### 現状② 各路線の需要等の回復状況

○国内線は、コロナ前の便数まで回復したものの、需要は依然低迷している。  
 ○国際線は、香港線の増便や上海線の再開により、ほぼコロナ禍前の状況まで回復する見通し。

就航先 (就航日)	航空会社	2019年 夏ダイヤ	運航再開等の状況 (令和6年4月時点)
ソウル (H4.4.20)	エアソウル ※H28.10.7アシアナ航空から移管	7往復/週	R5.3.26～ 7往復/週(定期)
上海 (H23.7.15)	春秋航空	5往復/週	R6.4.2～ 3往復/週(定期) R6.6.23～ 4往復/週(定期)
台北 (H25.3.21)	チャイナイエアライン	7往復/週	R6.3.31～ 5往復/週(定期)
香港 (H28.7.6)	香港エクスプレス	4往復/週	R6.3.31～ 5往復/週(定期)
4か国・地域	合計	23往復/週	20往復/週 R6.6.23～ 21往復/週

### 現状③ グラントハンドリング経費の高騰

○外国航空会社から、グラントハンドリング経費が高騰しており、増便等が難しいとの報告が相次いでいる。

### 現状④ 訪日誘客支援空港におけるコンセッション空港の不利な取り扱い

○国際線着陸料の、国管理空港の割引率1/2以上。コンセッション空港の補助率2/5

## 課題

### 課題① 高松空港への支援の継続

○高松空港の国際線は、コロナ前(2019年)と比較して、便数、利用者数ともに戻っておらず、回復途上にある。  
引き続き、既存路線の復便や需要回復に取り組みとともに、県民や県内経済界からの要望が強い、東南アジアへの新規路線の誘致を進めていく必要がある。

○コロナ禍により、コンセッション空港の運営会社は、大きなダメージを受けており、その経営状況を踏まえた支援が必要

○グラントハンドリング経費の高騰(1.6倍)に高騰しているとの報告あり



○「訪日誘客支援空港」に対する国際線の復便・新規就航等の着陸料やグラントハンドリング等の運航経費(令和5年度まで実施)の支援を復活すること。

○今後、国が実施する各種支援については、国管理空港における、非コンセッション空港とコンセッション空港に対する施策の均衡を図ること。

**提案**  
・要望事項

- ② 現在の高松空港の基本機能を維持しつつ、カテゴリⅢの計器着陸装置 (ILS-CATⅢ) を早期に整備すること。
- ③ 滑走路端安全区域 (RESA) の早期完成を図ること。

**現状と課題**

② 計器着陸装置 (ILS-CATⅢ) の早期整備

- ▶ 濃霧を要因とする欠航、条件付き運航の発生 ▶ 拠点性の低下、地域経済への影響



高松空港の基本機能を維持しつつ、  
▶ **本県の提案内容を考慮し、費用便益比 (B/C) の向上を図り、カテゴリⅢの計器着陸装置 (ILS-CATⅢ) を整備することが必要**

B/C向上のための本県の提案内容

**新たな便益の追加**

- ▶ 就航率改善、条件付き運航の減少による航空利用転換便益の追加
- ▶ 大規模災害発生時における運航便増加の便益の追加
- ▶ 国際線便益の計上
- ▶ 新規路線・既存路線の追加増便による便益の追加



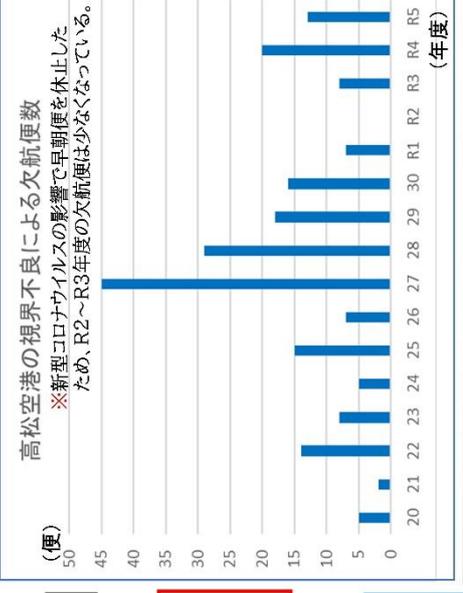
高松空港

**整備コストの削減**

- ▶ 電波高度計用地の補強土壁工法採用
- ▶ ローカラーザー用地周辺に位置する県道の線形改良事業検討
- ▶ 建設残土の流用



補強土壁工法整備例



③ RESAの早期完成

RESA (滑走路端安全区域) は航空機の安全運航に必要なものであり、早期完成が必要。



RESA整備範囲

## 15 地方創生に向けた社会資本の総合的な整備について

### (1) 国土強靱化の推進

#### 【提案・要望事項】

激甚化・頻発化する風水害や切迫する南海トラフ地震等に屈しない強靱な県土づくりをより強力に推進するとともに、持続的な経済成長の実現、分散型国づくりの推進等を含む国土強靱化を推進すること。

このため、令和7年度予算に向けては、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に必要な予算を例年以上の規模で確保するとともに、改正国土強靱化基本法を踏まえ、5か年加速化対策後も中長期的かつ明確な見通しのもと、継続的・安定的に国土強靱化を推進できるよう、令和7年度を初年度とする「国土強靱化実施中期計画」を令和6年内に策定し、必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保したうえで、社会資本整備関係予算の総枠を拡大すること。

#### 【現状・課題】

- 現在、本県は、急激に進む人口減少と少子高齢化、激甚化・頻発化する風水害や南海トラフ地震の発生確率の高まり、公共土木施設の老朽化などに加え、長引く建設資材の高騰など、内外の難局に直面しています。特に、四国圏全体での人口減少は全国より約25年早く、高齢化も約10年早く進行しており、都市部への人口流出も続いているなか、地域社会を持続可能なものとしていくためには、四国の玄関口としての本県における社会資本整備が非常に重要なものとなっています。
- また、本県は、南海トラフ地震が発生した際に四国における防災拠点の機能を果たす役割があり、空港や港湾、緊急輸送道路等を活用した緊急物資、救援物資等の搬入や輸送など、四国の復旧・復興の先頭に立つためにも、県土の強靱化が必要となっています。
- このため、本県の新たな総合計画である「『人生100年時代のフロンティア県・香川』実現計画」を着実に実行するには、激甚化・頻発化する風水害や切迫する南海トラフ地震等に屈しない強靱な県土づくりをより強力に推進し、地方創生に不可欠な基幹的インフラを整備する必要があります。
- 地方創生は、分散型国づくりや国土強靱化につながり、ひいては日本全体の成長につながるものであることから、令和7年度予算に向けて、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」期間完了後においても、継続的・安定的に国土強靱化を推進できるよう、必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保したうえで、社会資本整備関係予算の総枠を拡大することを要望します。

【所管府省】 国土交通省（水管理・国土保全局、道路局、港湾局、都市局、住宅局）、財務省（主計局）、内閣官房（国土強靱化推進室）

【県関係課】 技術企画課、土木監理課

# 15 地方創生に向けた社会資本の総合的な整備について (1) 国土強靱化の推進

所管府省

国土交通省(水管理・国土保全局、道路局、港湾局、都市局、住宅局)、財務省(主計局)、内閣官房(国土強靱化推進室)

県関係課

技術企画課、土木監理課

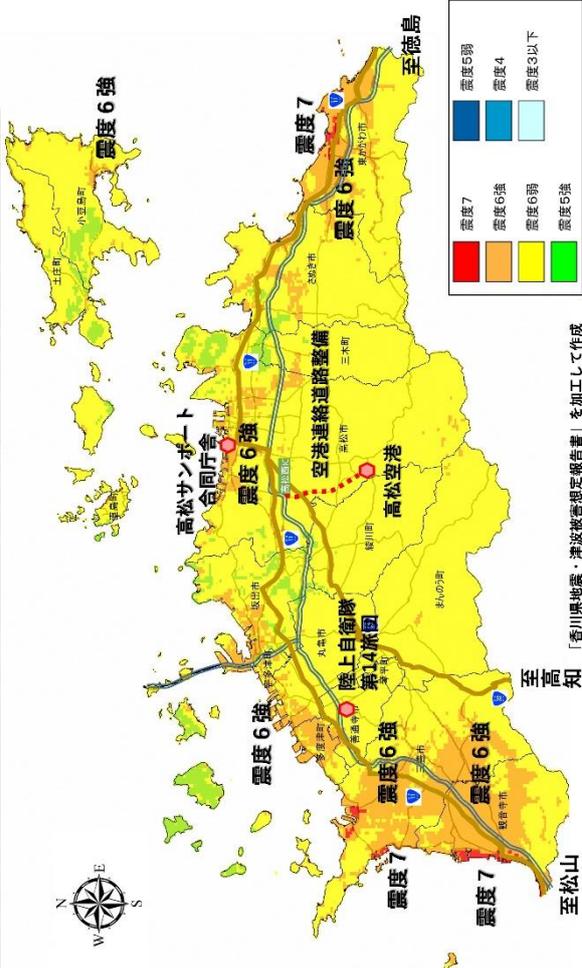
## 提案・ 要望事項

- 激甚化・頻発化する風水害や切迫する南海トラフ地震等に屈しない強靱な県土づくりをより強力に推進するとともに、持続的な経済成長の実現、分散型国づくりの推進等を含む国土強靱化を推進すること。
- 令和7年度予算に向けては、「防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策」に必要な予算を例年以上の規模で確保するとともに、改正国土強靱化基本法を踏まえ、5か年加速化対策後も中長期的かつ明確な見通しのもと、継続的・安定的に国土強靱化を推進できるよう、令和7年度を初年度とする「国土強靱化実施中期計画」を令和6年内に策定し、必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保したうえで、社会資本整備関係予算の総枠を拡大すること。

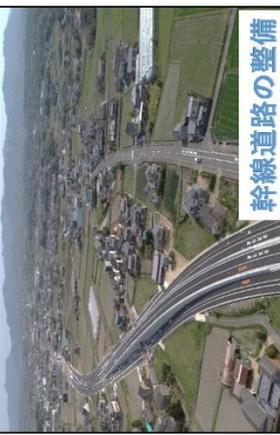
## 現状と課題

切迫する南海トラフ地震 観光需要の回復  
モノづくりの国内回帰 インフラの老朽化

香川県の震度分布図 【南海トラフの最大クラスの地震(L2)】



「香川県地震・津波被害想定報告書」を加工して作成



◆ 地方創生に不可欠な基幹的インフラを整備するため、国土強靱化に必要な予算を確保すること

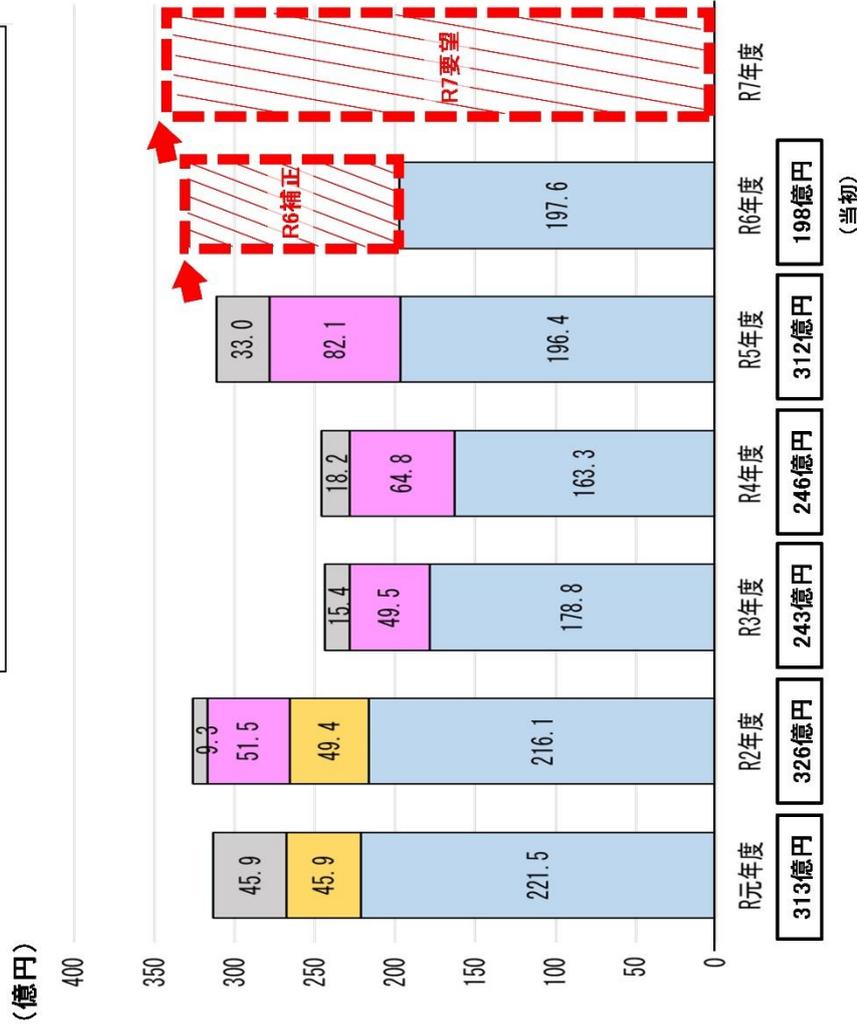
## 要望事項

- 国土強靱化を推進するため、令和6年度補正予算を例年以上の規模で確保すること。
- 令和7年度予算に向けては、計画的に国土強靱化を推進するため予算要望の増額を考えていることから、社会資本整備関係予算の総枠を拡大すること。

## 交付金・個別補助事業費の推移

(直轄除き、事業費ベース)

□ 他 補正 □ 5か年対策 □ 3か年対策 □ 当初



## ○道路施設の老朽化対策の推進

- ・国土強靱化の予算を活用し、全国を上回る着手率・完了率で修繕等措置を推進。
- ・予防保全への計画的な移行や、施設数が多い標識等(法定点検対象外)の老朽化対策に向けた予算確保が必要。



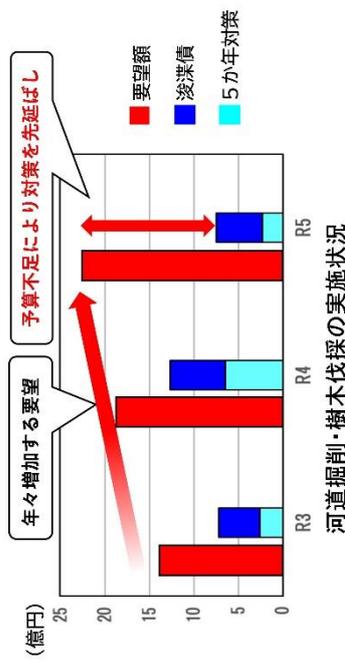
橋梁の損傷状況



標識の損傷状況

## ○河川の河道掘削・樹木伐採の推進

- ・国土強靱化の予算により、これまで実施できていなかった河道掘削や樹木伐採を推進。
- ・未だ対策が必要な箇所が多く、継続的に河道掘削等を実施するため予算確保が必要。



河道掘削・樹木伐採の実施状況

## (2) 高規格道路等の整備及び交通安全対策等道路事業の推進

### 【提案・要望事項】

#### ① 高規格道路の整備推進等

人流・物流の円滑化により、生産性向上、地域活性化等を図るため、高規格道路等の整備を強力に推進すること。

○「四国地域 新広域道路交通計画」で広域道路ネットワークに位置付けられた高松環状道路や高松空港連絡道路など、地方都市環状道路や空港・港湾アクセスとなる高規格道路の整備、計画の具体化

○災害に強い国土幹線道路ネットワークの構築のための高規格道路と平行する国道11号の4車線化によるダブルネットワークの機能強化

○令和6年能登半島地震の課題を踏まえた、半島や山間部など孤立化が生じる可能性が高い地域へのアクセス道路整備や法面对策等の道路防災事業の個別補助化などの重点支援

#### ② 交通安全対策の推進等

通学路等における交通安全対策を迅速かつ強力に推進するとともに、大規模災害時の迅速な応急復旧活動に寄与する無電柱化事業の予算を確保すること。

#### ③ 道路施設の老朽化対策の推進

道路施設全体の老朽化対策を推進するため、標識など法定点検対象外の施設も補助事業の対象とするとともに、改正国土強靱化基本法も踏まえ、引き続き予防保全への早期移行に向けた予算を確保すること。

### 【現状・課題】

#### ① 高規格道路の整備推進等

○ 四国の玄関口として、さらなる人流・物流の円滑化により、生産性の向上や地域活性化等を図るとともに、令和6年能登半島地震の課題を踏まえた広域道路ネットワークの着実な整備を推進していく必要があります。

#### 1) 地方都市環状道路となる高規格道路（高松環状道路）の整備促進

○ 「高松環状道路」は、高松中心部の慢性的渋滞の抜本的改善、高松自動車道とサンポート高松地区との連結の強化、高松空港連絡道路と併せて高松空港へのアクセス向上、大規模発生時の交通確保といった様々な観点から、重要なプロジェクトです。

○ 機能強化を進める高松港朝日地区の交通アクセス強化等のため、ボトルネックとな

っている本町踏切の対策も重要であることから、「高松市檀紙町付近から本町踏切を含む福岡町までの区間」の計画段階評価の早期完了を図るよう要望します。

## 2) 空港・港湾アクセスとなる高規格道路（高松空港連絡道路等）の推進

- 高松自動車道と高松空港を結ぶ高規格道路である、高松空港連絡道路と高松環状道路は、本県の高速交通体系のストック効果と高松空港の拠点性を最大限に生かし、地域経済の活性化を図るために重要な道路であり、現在、県道円座香南線（香南工区）6kmの整備に取り組んでいます。
- また、「災害に強い国土幹線道路ネットワーク」に位置付けられており、高規格道路のミッシングリンク解消に向けて進めている高松空港連絡道路等の整備をより一層推進するための補助予算の確保を要望します。

## 3) 高規格道路と平行する国道11号の4車線化によるダブルネットワークの機能強化

- 大規模災害時に、概ね1日以内に緊急車両の通行を確保し、概ね1週間以内に一般車両の通行を確保するための、高規格道路と代替機能を発揮する国道11号とのダブルネットワーク化が不十分であり、速やかな復旧・復興において課題を抱えています。
- 現在、大内白鳥バイパスの整備や豊中観音寺拡幅が進められており、残る2車線区間についても、早期に4車線化、バイパス化が推進されるよう要望します。

## 4) 孤立化が生じる可能性が高い地域へのアクセス道路整備等の個別補助化などの重点支援

- 令和6年能登半島地震の課題を踏まえ、半島や山間部など、大規模災害時に孤立化が生じる可能性が高い地域へのアクセスルートについて、着実な整備を図るため、社会資本整備総合交付金にくわえ、個別補助事業の創設などの重点支援を要望します。

## ② 交通安全対策の推進等

- 本県では、交通死傷事故件数は減少傾向にあるものの、人口10万人当たりの交通事故死者数は恒常的にワースト上位（令和2年：1位、令和5年：5位）という危機的な状況となっており、近年では、交通事故死者数の6割が高齢者であるほか、歩行者や自転車乗車中の交通事故死者数も全体の半数以上を占めています。
- 令和6年能登半島地震では、電柱倒壊等による緊急輸送路道路等の閉塞が応急復旧活動に支障をきたしており、無電柱化は防災機能の向上の喫緊の課題であり、着実に進めていく必要があります。

## 1) 直轄国道の交通安全対策の促進

- 近年、直轄国道で多くの交通死傷事故が発生している状況にあり、日本損害保険協会による令和4年の「全国交通事故多発交差点マップ」では、県内のワースト5全て

が国道 11 号の交差点であり、直轄国道における交通安全対策が急務となっています。

- 国道 11 号、国道 32 号などの直轄国道において、誰もが安全に利用できるよう、より一層の交通安全対策を推進されるよう要望します。

## 2) 県管理道路の交通安全対策の推進等

- 令和 3 年 6 月に千葉県やちまた八街市で発生した通学路での交通死傷事故を受け、関係機関と連携した通学路の合同点検を実施し、歩道整備などの交通安全対策に取り組んでおり、令和 5 年度末までに 187 か所（約 7 割）の対策が完了し、残る 72 箇所についても暫定的な対策を講じているものの、利用者の安全な通行を確保するためには、歩道整備等の本対策を早急に実施する必要があります。
- また、緊急輸送道路である県道高松善通寺線や県道中徳三谷高松線等で進めている無電柱化推進計画事業の令和 6 年度予算は厳しい配分となっており、防災機能の向上に遅れが生じる懸念があります。
- 以上のことから、交通安全対策補助制度（通学路緊急対策）や交通安全対策補助制度（地区内連携）、防災・安全交付金事業など、通学路における交通安全対策、無電柱化推進計画事業などを加速させるための補助予算の確保を要望します。

## ③ 道路施設の老朽化対策の推進

- 本県では、橋梁など法定点検の対象となった県管理施設 1,632 施設のうち、1 巡目点検では、208 施設（13%）が早期に措置を講ずべき状態（Ⅲ判定）、2 巡目点検では、新たに 143 施設（9%）がⅢ判定となり、予防的な保全による維持管理に早期に移行するため、道路メンテナンス事業を活用し、計画的な老朽化対策を実施しています。
- 一方で、法定点検の対象になっていない標識や照明灯などの小規模附属物のほか、舗装、法面などの道路施設については、施設数が非常に多く、点検や対策が十分に行き届かない状況にあります。
- 以上のことから、道路施設全体の老朽化対策を着実に推進するため、橋梁や門型標識だけでなく、小規模附属物についても継続して必要な機能を発揮できるよう、補助事業の対象とするとともに、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」期間完了後においても国土強靱化に必要な予算を通常予算とは別枠で確保して安定的・継続的に取り組むことを要望します。

【所管府省】国土交通省（道路局）、財務省（主計局）

【県関係課】道路課

# 15 地方創生に向けた社会資本の総合的な整備について (2) 高規格道路等の整備及び交通安全対策等道路事業の推進

所管府省

国土交通省(道路局)、財務省(主計局)

県関係課

道路課

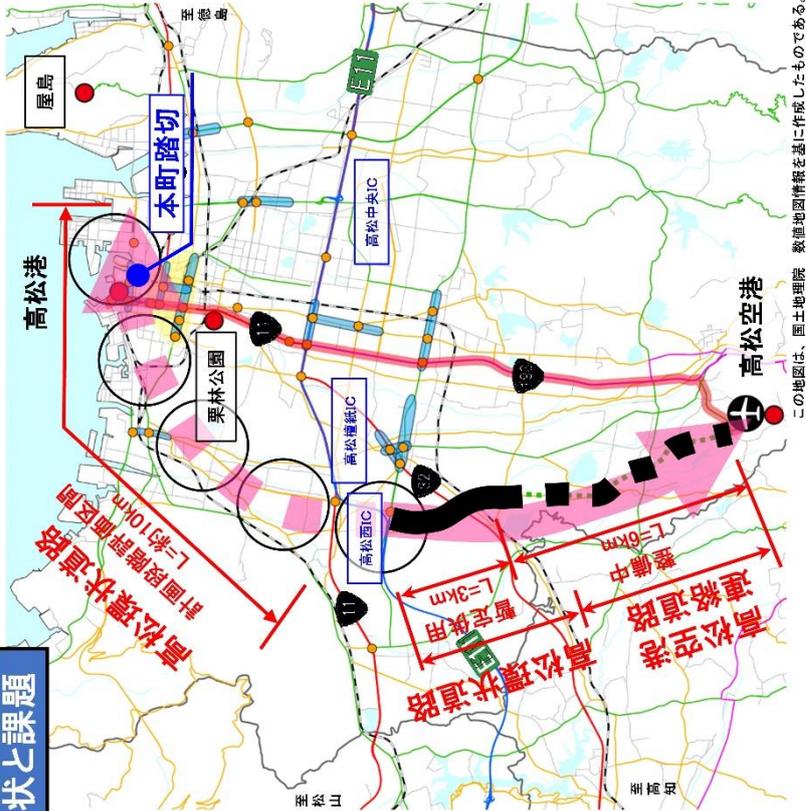
## 提案・ 要望事項

### ① 高規格道路の整備推進等

- 1) 地方都市環状道路となる高規格道路(高松環状道路)の計画段階評価の早期完了を図ること。
- 2) 空港・港湾アクセスとなる高規格道路(高松空港連絡道路等)の整備のための予算を確保すること。

【事業費進捗率(R6.3月末時点):26%、高架区間:令和9年度供用開始予定】

## 現状と課題



### ■ 高松環状道路

〈スケジュール〉

- R4.12 第1回四国地方小委員会  
・計画段階評価に着手
- R5.11 第2回四国地方小委員会  
・延伸の決定
- R6.3 第3回四国地方小委員会  
・ルート帯案の提示
- 令和6年度以降  
環境影響評価及び都市計画決定

計画段階評価の早期完了

- 高松空港連絡道路等  
高松空港へのアクセス向上  
及びミッシングリングの解消  
を図る。(一部、高松環状道路を含む)

事業費進捗率  
26% (R6.3月末時点)



整備が進む高松空港連絡道路等



この地図は、国土地理院 数値地図情報をもとに作成したものである。

### 3) 高規格道路と平行する国道11号の4車線化によるダブルネットワークの機能強化

大内白鳥バイパス及び豊中観音寺拡幅の早期完成を図ること。

2車線区間の4車線化、バイパス化に早期着手すること。

【大内白鳥バイパス 事業費進捗率(R6.3月末時点):約92%、豊中観音寺拡幅 事業費進捗率(R6.3月末時点):約61%】

### ②交通安全対策の推進等

1) 直轄国道の交通安全対策を推進すること。

## 提案・ 要望事項

## 現状と課題

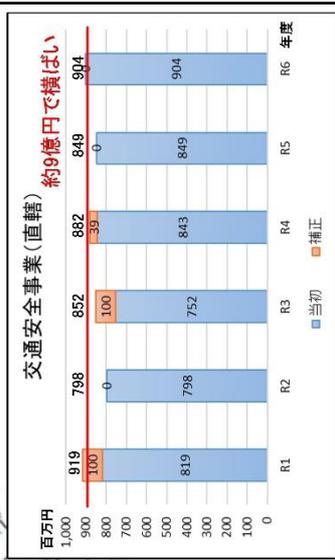
- 凡例
- 4車線以上区間  
L=約52km
  - 2車線区間  
L=約70km(事業中含む)
  - 整備中



香川県東部(さぬき市)渋滞状況 R6.4



香川県西部(三豊市)渋滞状況 R6.4

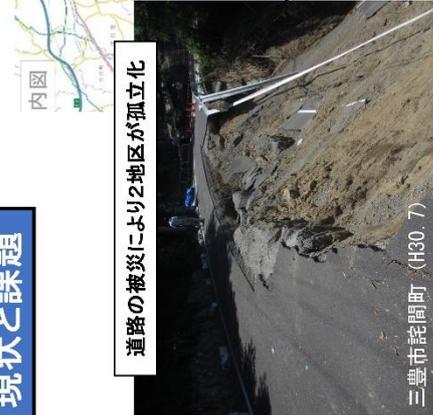


この地図は、国土地理院長の承認(平成20年度 第1号)を得て、同院発行の5万分の1地形図を一部加工したものである。

**提案・  
要望事項**

4) 孤立化が生じる可能性が高い地域へのアクセス道路整備等の個別補助化などの重点支援  
令和6年能登半島地震の課題を踏まえ、半島や山間部など、大規模災害時に孤立化が生じる可能性が  
高い地域へのアクセスルートについて、着実な整備を図るため、社会資本整備総合交付金にくわえ、個別  
補助事業の創設など重点支援すること。

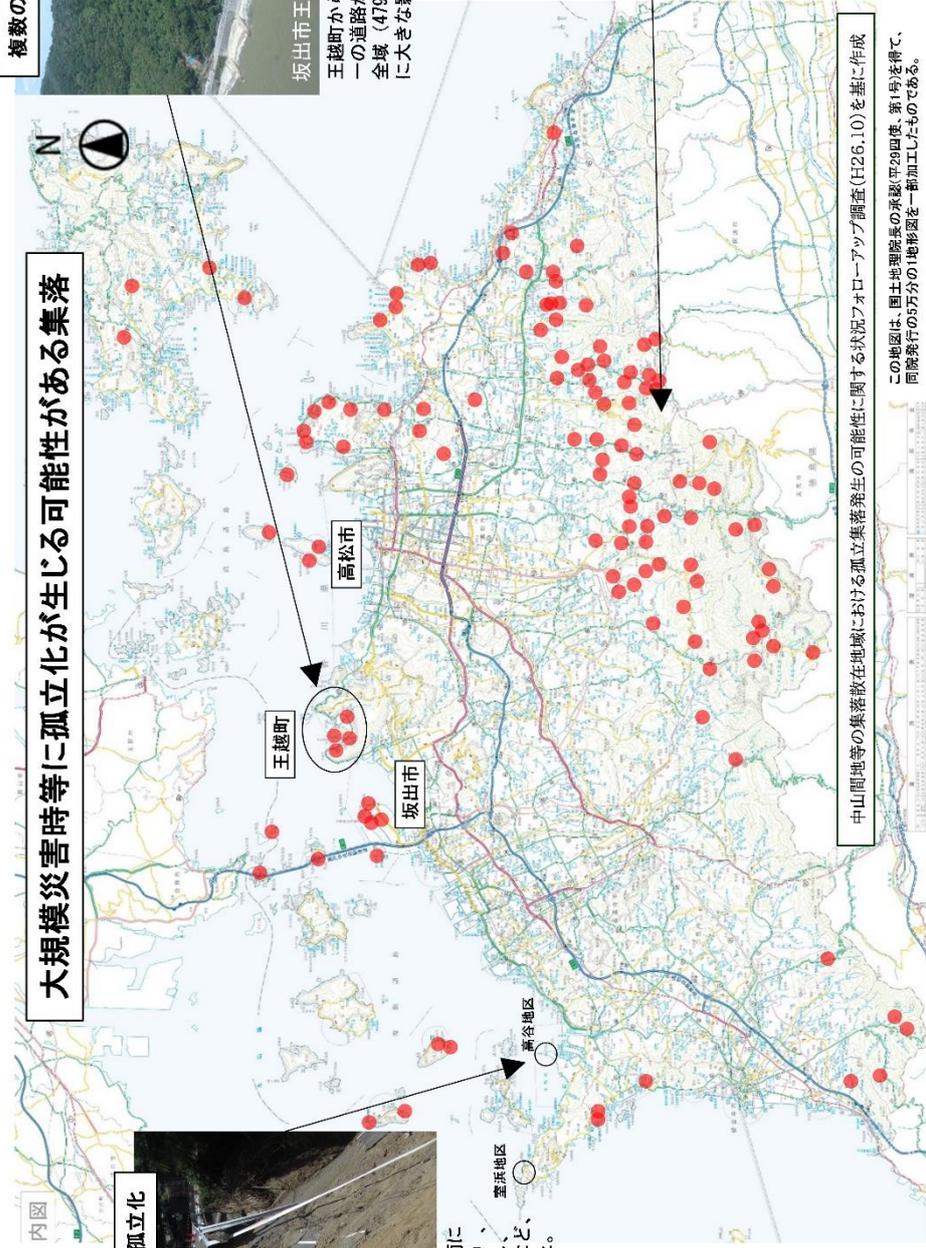
**現状と課題**



道路の被災により2地区が孤立化

三豊市詫間町 (H30. 7)

集落への唯一の道路がH30年7月豪雨により被災し、高谷地区 (9世帯30人)、室浜地区 (16世帯26人) が孤立化し、近くの漁港から物資の運搬を行うなど、住民の生活に大きな影響を及ぼした。



大規模災害時等に孤立化が生じる可能性がある集落

中山間地等の集落散在地域における状況フォローアップ調査 (H26.10) を基に作成

この地図は、国土地理院長の承認 (平29四使、第1号) を得て、同院発行の5万分の1地形図を一部加工したものである。



極数の土砂崩れにより町全体が孤立化

坂出市王越町 (H30. 7)

王越町から高松市、坂出市それぞれに通じる唯一の道路がH30年7月豪雨により被災し、王越町全域 (479世帯958人) が孤立化し、住民の生活に大きな影響を及ぼした。



落石による通行止めで  
住民生活に影響

木田郡三木町 (R6. 8)

巨大な落石の撤去から仮設防護柵の設置までの約3週間にわたり通行止めとなり、利用する住民の生活に大きな影響を及ぼした。

提案・  
要望事項

2) 県管理道路の交通安全対策の推進等  
通学路の台同点検を踏まえた交通安全対策において、残る歩道整備等の本対策を早急に実施する  
ための予算を確保すること。

長期的な整備目標

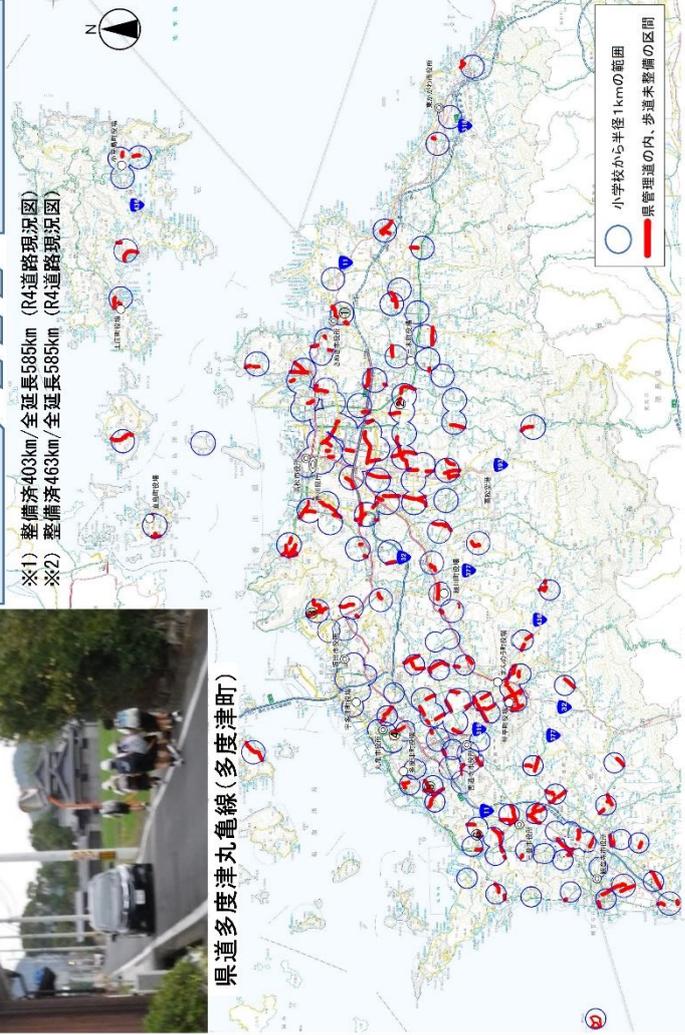


県道多度津丸亀線(多度津町)

小学校から半径1km以内の歩道整備率



※1) 整備済403km/全延長585km (R4道路現況図)  
※2) 整備済463km/全延長585km (R4道路現況図)



この地図は、国土地理院長の承認(平29四度、第1号)を得て、同院発行の5万分の1地形図を使用して作成した地図を、一部加工したものである。

小学校から半径1km以内の県管理道585kmの内、現在、182kmが歩道未設置となっており、子供の安全な通行を確保するため、歩道の設置等を早急に進めていく必要がある。

当面の整備目標(5か年)

国庫補助事業対象道路  
における道路整備率



R5年度末    R6年度末    R7年度末    R8年度末    R9年度末    R10年度末

<中間目標>

R5年度末実績		R8年度末目標		R10年度末目標	
整備延長	整備率	整備延長	整備率	整備延長	整備率
24.8km	52.9%	38.6km	82.4%	46.8km	100.0%

<最終目標>

提案・  
要望事項

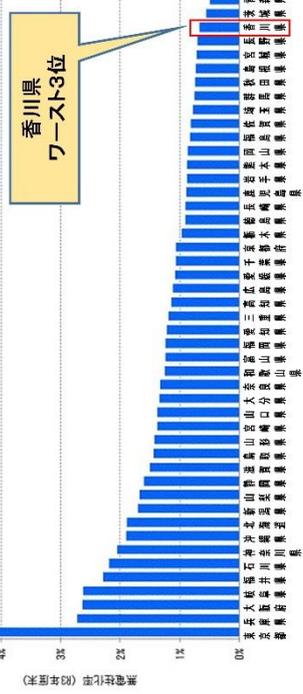
大規模災害時の迅速な応急復旧活動など、防災機能の向上に寄与する無電柱化を引き続き推進するための予算を確保すること。

現状と課題

- ・ 本県の無電柱化率は0.6%と低く、全国ワースト3位。
- ・ 緊急輸送道路における無電柱化率は県道が3.1%、市町道が4.1%と、直轄国道と比較して大幅に遅れている。
- ・ 現在、事業中・計画中の延長15.39kmの整備を加速。

都道府県別無電柱化率

※令和3年度末（国土交通省HPより）



香川県  
ワースト3位

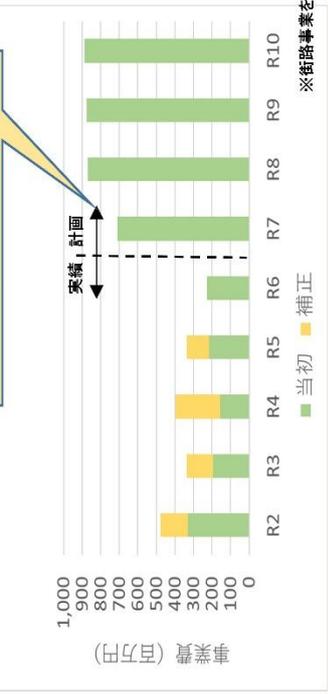
緊急輸送道路における無電柱化

緊急輸送道路	道路延長	無電柱化延長	無電柱化率	【参考】事業中・計画延長
道路延長	815.3km	174.7km	10.7%	43.24km
直轄国道	180.2km	134.2km	37.2%	22.36km
内県管理道	586.4km	36.5km	3.1%	15.39km
市町村道	48.7km	4.0km	4.1%	5.49km

※令和3年度末（無電柱化DBより）  
※無電柱化延長には構梁やトンネル等の整備不要箇所を含む  
※事業中・計画延長には緊急輸送道路以外を含む

事業費の推移

第8期の計画的整備のため、R7以降の予算の増額が必要



無電柱化の整備効果

金刀比羅宮周辺における無電柱化（琴平停車場琴平公園線）



現代アートの聖地（直島）における無電柱化（北風戸積浦線）



**提案・  
要望事項**

**③道路施設の老朽化対策の推進**  
 標識等の小規模附属物を含む道路施設全体の老朽化対策を着実に推進するため、橋梁や門型標識だけでなく、小規模附属物についても継続して必要な機能を発揮できるよう補助事業の対象とすること。  
 予防保全への早期移行に向け、5か年加速化対策期間完了後も安定的・継続的に取り組むための予算を確保すること。

**現状と課題**

**＜橋梁＞ 老朽化対策の予防保全への計画的な移行**

**＜橋梁＞ 判定区分Ⅲ、Ⅳの修繕等措置の実施状況(1巡目)**

管理区ごとの着手率及び完了率(1巡目(2014～2018)のⅢ・Ⅳ)	Ⅲ・Ⅳ施設数		着手率	完了率		
	Ⅲ	Ⅳ	完了数	完了率		
国土交通省(全国)	3,359	17	3,337	2,344	99%	70%
香川県内	17	17	17	17	100%	100%
都道府県・政令市等(全国)	20,071	184	17,770	12,974	89%	65%
香川県	184	184	184	154	100%	84%
市町村(全国)	41,395	41,395	28,273	21,363	68%	52%
香川県内	360	360	299	252	83%	70%

(2023年3月末時点)

**○国土強靱化の予算を活用し、令和6年度の事業費は約30億円を確保。**  
**着手率、完了率とともに全国を上回る結果となっている。**

**R4事業費(R3補正+R4当初)約20億円** → **R5事業費(R4補正+R5当初)約30億円**  
**R6事業費(R5補正+R6当初)約30億円**

**○令和7年度以降も15年程度の間、約30億円を確保することにより、予防保全への計画的な移行。**

### (3) 海岸堤防・河川堤防における地震・津波対策の推進

#### 【提案・要望事項】

南海トラフ地震への対策として海岸堤防や河川堤防における地震・津波対策を計画的かつ着実に推進するため、南海トラフ地震防災対策推進地域を対象に、個別補助事業の採択要件や防災・安全交付金事業の重点配分要件を緩和し、重点的に予算配分・支援すること。

#### 【現状・課題】

- 本県は、全域が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定され、他県から重点的に警察や消防などの応援を受ける重点受援県ですが、国の現地対策本部が設置される高松サンポート合同庁舎をはじめ、防災拠点空港としての高松空港、陸上自衛隊第14旅団などが存在することから、四国の防災拠点としての機能が求められており、その機能を果たすには、海岸堤防等の耐震化など地震・津波への対策を進め緊急輸送体制等の確保を図る必要があります。
- そのため、本県では、平成27年3月に「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」を策定し、平成27年度から令和6年度までの10年間のⅠ期計画とその後のⅡ・Ⅲ期計画に分けて整備することとしています。  
 今後は、Ⅰ期計画の整備を本年度に完了させ、令和7年度以降も引き続き、Ⅱ・Ⅲ期計画区間として59kmの整備を計画的かつ着実に進める必要があります。
- 防災・安全交付金により支援いただいているところですが、計画的に取り組むため、個別補助等による重点的な支援が必要となっています。
- 以上のことから、南海トラフ巨大地震による国家的危機に備え、海岸堤防や河川堤防における地震・津波対策を計画的かつ着実に推進するため、南海トラフ地震防災対策推進地域に対し、海岸堤防における個別補助事業の採択要件である、津波防災地域づくりに関する法律に基づく、津波災害警戒区域若しくは津波災害特別警戒区域指定要件や、河川堤防における防災・安全交付金事業の津波到達時間120分以内、氾濫区域内人口5,000人以上等の重点配分要件を緩和して重点的に配分し、安定的・継続的に国土強靱化を推進できるような重点的支援を要望します。

【所管府省】国土交通省（港湾局、水管理・国土保全局）、財務省（主計局）

【県関係課】港湾課、河川砂防課、土地改良課、水産課

# 15 地方創生に向けた社会資本の総合的な整備について

## (3) 海岸堤防・河川堤防における地震・津波対策の推進

所管府省

国土交通省(港湾局、水管理・国土保全局)、財務省(主計局)

泉関係課

港湾課、河川砂防課、土地改良課、水産課

### 提案・要望 事項

南海トラフ地震への対策として海岸堤防や河川堤防における地震・津波対策を計画的かつ着実に推進するため、南海トラフ地震防災対策推進地域を対象に、個別補助事業の採択要件や防災・安全交付金事業の重点配分要件を拡充・緩和し、重点的に予算配分・支援すること。

### 事業の整備効果と実施状況(事例)

#### 高松市の例

R7からのII期以降も引き続き整備が必要



#### 高松市内の整備効果 (県及び市I期～III期)

地震津波対策による整備効果  
約3,050億円  
(整備前浸水被害想定額)



事業費  
約175億円

#### 高松港(生島地区)

整備前



整備後



#### 香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画

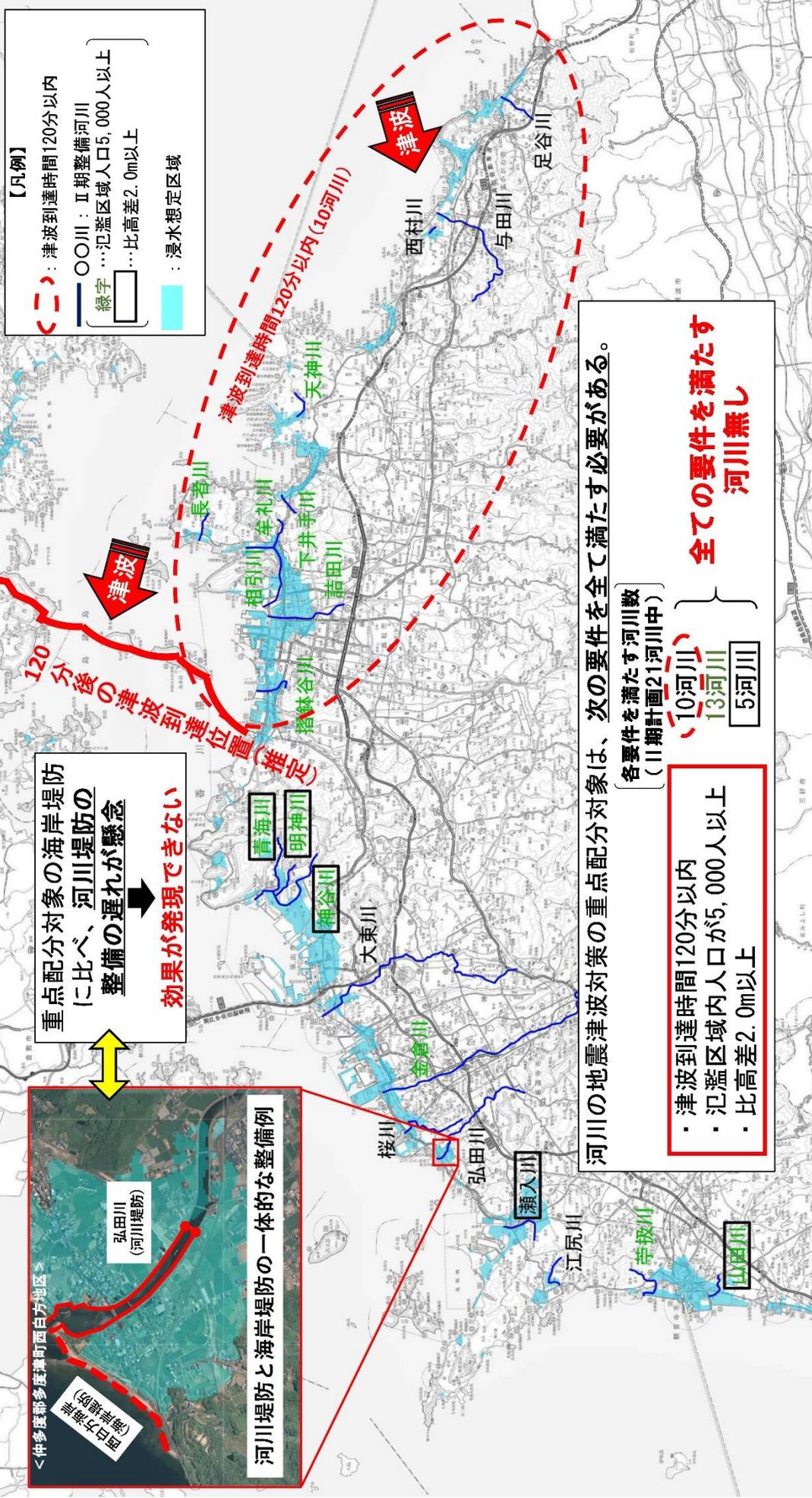
事業区分	全体計画		I期計画		II期計画		III期計画	
	整備延長(km)	概算事業費(億円)	整備延長(km)	概算事業費(億円)	整備延長(km)	概算事業費(億円)	整備延長(km)	概算事業費(億円)
県管理海岸堤防	72	288	29	132	30	111	13	45
市町管理海岸堤防	40	236	7	27	16	99	17	110
県管理河川堤防	36	210	20	87	9	66	7	57
合計	148	734	55	247	55	276	37	212





# 河川堤防等の地震・津波対策事業に係る重点配分対象の要件緩和について

本県は、南海トラフ地震防災対策推進地域であるとともに、四国全体の防災拠点としての機能が求められていることから、**海岸と同様に津波到達時間、氾濫区域内人口、比高差の要件をなくすなど、重点配分対象要件を緩和し、重点的に予算を配分すること。**



#### (4) 「流域治水」に基づく防災・減災対策の推進

##### 【提案・要望事項】

これまでとは次元の異なる風水害や土砂災害に対し、「流域治水」を加速化・深化し、県民の生命・財産・暮らしを守り、災害に屈しない強靱な県土づくりを進めていくため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」期間完了後においても、「激甚化する風水害への対策」や「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策」を推進できるよう「国土強靱化実施中期計画」に下記項目を位置付け、重点的に支援すること。

- ・ダム建設事業を推進するための予算を確保すること。
- ・河川整備計画に基づく整備を対象期間内に完了するための予算を確保すること。
- ・土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設や保全人家が100戸以上ある箇所対策を今後10年間で集中整備するための予算を優先的に確保すること。
- ・老朽化した小規模施設等の計画的な維持管理・更新や、水門の遠隔化・自動化等の高度化を図るため、複数水系を圏域単位で包括した流域治水プロジェクト内の河川管理施設が一体的に採択されるようメンテナンス事業の制度を見直すこと。
- ・河川等の浚渫・樹木伐採を継続的に推進するための予算を確保するとともに、「緊急浚渫推進事業債」の事業期間を延長すること。
- ・市町が所管する普通河川や用悪水路の整備に対する支援制度を創設すること。

##### 【現状・課題】

- 近年、全国各地で水害等による甚大な被害が発生しているなか、本県では「香川県流域治水プロジェクト」に基づき、「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」として、「大規模特定河川事業」、「事業間連携事業」、「防災・安全交付金」を活用した河川改修や砂防ダムの整備、「メンテナンス事業」を活用した老朽化対策のほか、ダムの整備を計画的・集中的に取り組むこととしています。
- 特にダム事業は、綾川治水ダム建設事業（長柄ダム再開発）、湊川総合開発事業（五名ダム再開発）とともに、用地買収及び付替道路工事を推進することとしています。
- また、県内には、未整備の河川や土砂災害警戒区域、リスク情報空白域等が多く存在していることから、これまでとは次元の異なる風水害や土砂災害の頻発化に対し、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」予算を活用し、河川改修や砂防ダムの整備、河道掘削などを推進しています。

- しかし、河川整備計画に基づく整備を対象期間内に完了するためには、令和7年度の必要額は約26億円、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設や保全人家が100戸以上となる箇所を今後10年間で集中的に対策するためには、毎年約40億円が必要ですが、令和6年度の当初予算と「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」予算をあわせた15か月予算の配分は、河川事業が約17億円、砂防事業が約29億円と、計画的に整備を進めるために必要な予算を確保できていない状況にあります。
- 以上のことから、改正国土強靱化基本法を踏まえ、今後も県民の生命・財産・暮らしを守り、災害に屈しない強靱な県土づくりを進めていくため、「大規模特定河川事業」、「メンテナンス事業」、「事業間連携事業」、「防災・安全交付金」予算の例年以上の規模での確保を要望します。また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」期間完了後においても国土強靱化に必要な予算を通常予算とは別枠で確保するとともに、「国土強靱化実施中期計画」に位置付けて、重点的に支援するよう要望します。
- また、河道掘削や樹木伐採についても、未だ対策が必要な箇所が多く、引き続き抜本的な流下能力対策を推進できるよう、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」期間完了後も継続して対策を推進できるよう別枠で予算を確保するとともに、引き続き緊急対応が必要な箇所の対策を積極的に推進できるよう、「緊急浚渫推進事業債」の事業期間延長を要望します。
- 加えて、老朽化した小規模施設等の計画的な維持管理・更新や水門等の開閉操作にかかる操作員の安全確保と負担軽減を図るための遠隔化・自動化等の高度化が必要ですが、現在のメンテナンス事業の採択要件は「個別施設毎に4億円以上」など、主に大規模施設が対象となっていることから、複数水系を圏域単位で包括した流域治水プロジェクト内の河川管理施設をパッケージ化し、一体的に採択されるようメンテナンス事業の制度の見直しを要望します。
- さらに、近年の気候変動の影響に伴う局所的な集中豪雨により、市町が所管する普通河川や用悪水路周辺の住宅地等においても浸水被害が頻発していることから、下水道事業等に位置付けられない普通河川や用悪水路についても河川等の整備と一体的に流域治水対策に取り組めるよう、効果的な支援制度の創設を要望します。

【所管府省】国土交通省（水管理・国土保全局）、財務省（主計局）、総務省（自治財務局）

【県関係課】河川砂防課

## 15 地方創生に向けた社会資本の総合的な整備について (4)「流域治水」に基づく防災・減災対策の推進

所管省庁	関係課	河川砂防課
国土交通省(水管理・国土保全局)、財務省(主計局)、総務省(自治財務局)	県関係課	
<b>提案</b> <b>・要望事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ダム建設事業を推進するための予算を確保すること。</li> <li>○ 河川整備計画に基づく整備を対象期間内に完了するための予算を確保すること。</li> <li>○ 土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設や保全人家が100戸以上ある箇所の対策を集中整備するための予算を優先的に確保すること。</li> <li>○ 老朽化した小規模施設等の計画的な維持管理・更新や、水門の遠隔化・自動化等の高度化を図るため、複数水系を圏域単位で包括した流域治水プロジェクト内の河川管理施設が一体的に採択されるようメンテナンス事業の制度を見直すこと。</li> <li>○ 河川等の浚渫・樹木伐採を継続的に推進するための予算を確保するとともに、「緊急浚渫推進事業債」の事業期間を延長すること。</li> <li>○ 市町所管の普通河川・用悪水路の整備に対する支援制度を創設すること。</li> </ul>	

### 綾川治水ダム建設事業（長柄ダム再開発）

綾川水系綾川（綾歌郡綾川町）の既設ダムを嵩上げ

- 令和4年3月に全体計画を策定
- 令和5年2月に用地買収、同年8月に付替道路工事に着手
- 令和14年度事業完了に向け、令和7年度は引き続き**用地買収及び付替道路工事**を推進

長柄ダム建設箇所



既設ダムの嵩上げ

ダムサイト

用地進捗率 58.7%

(R6.4末時点)

### 湊川総合開発事業（五名ダム再開発）

湊川水系湊川（東かがわ市）の既設ダム下流に新たなダムを建設

- 令和5年6月に全体計画を策定
- 令和20年度事業完了に向け、令和6年度は**用地買収及び付替道路工事**に着手予定
- 令和7年度は引き続き**用地買収及び付替道路工事**を推進

五名ダム建設箇所



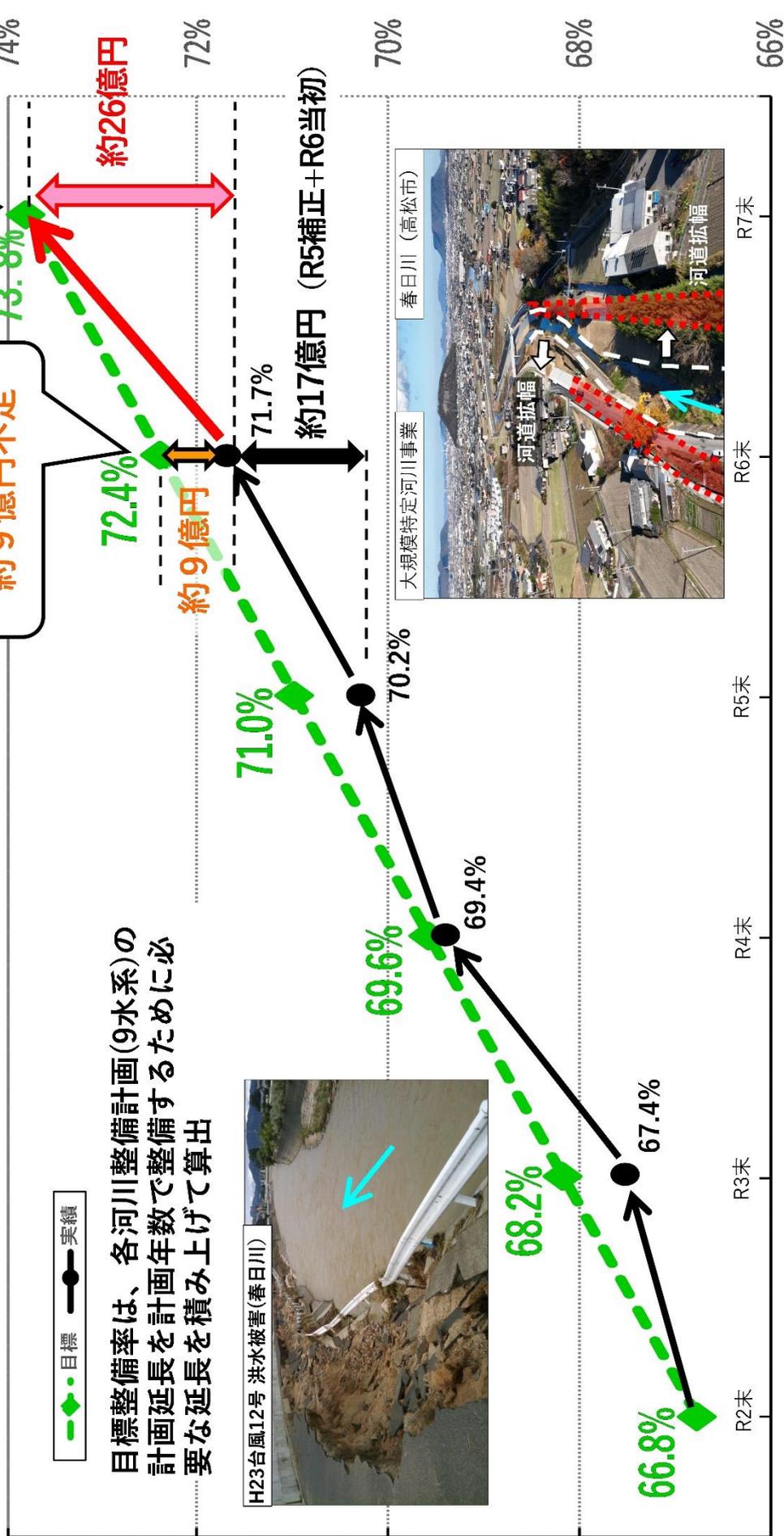
既設五名ダム

下流に新たなダムを建設

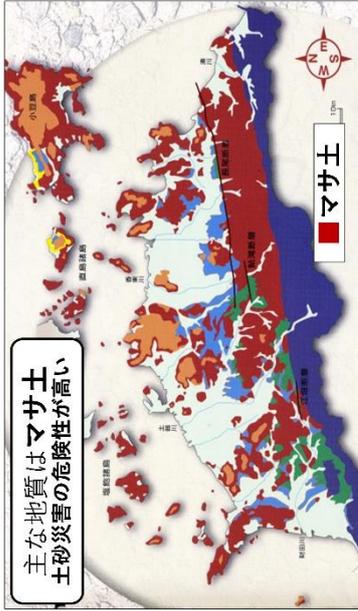
ダムサイト

### 国庫補助事業対象河川の整備率

R5年度末実績		R6年度末想定		R7年度末目標	
整備延長	整備率	整備延長	整備率	整備延長	整備率
59.5km	70.2%	60.7km	71.7%	62.6km	73.8%



### 県土の特徴



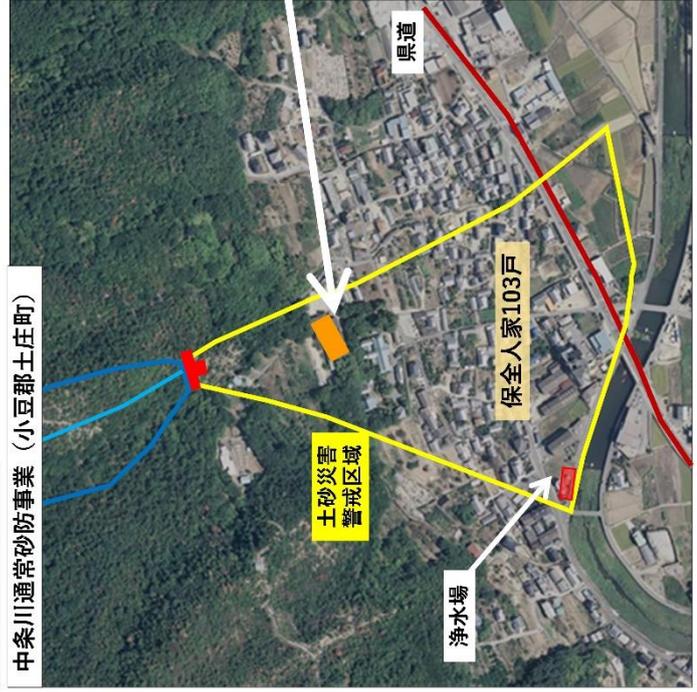
### 被災状況



### 土砂災害警戒区域内の施設整備状況(R6.3末)

発生原因となる 自然現象	警戒区域 公表数	うち、人家5戸以上		
		区域数	概成数	整備率
土石流	3,272	1,713	415	24.2%
地滑り	123	73	8	11.0%
急傾斜地の崩壊	4,653	612	182	29.7%
合計	8,048	2,398	605	25.2%

### 要整備箇所



土砂災害警戒区域内に以下の施設が含まれる 未整備箇所数	
要配慮者利用施設がある箇所	50 箇所
保全人家100戸以上の箇所	53 箇所
整備が急がれる箇所数 (重複箇所 7 箇所)	<b>96 箇所</b>

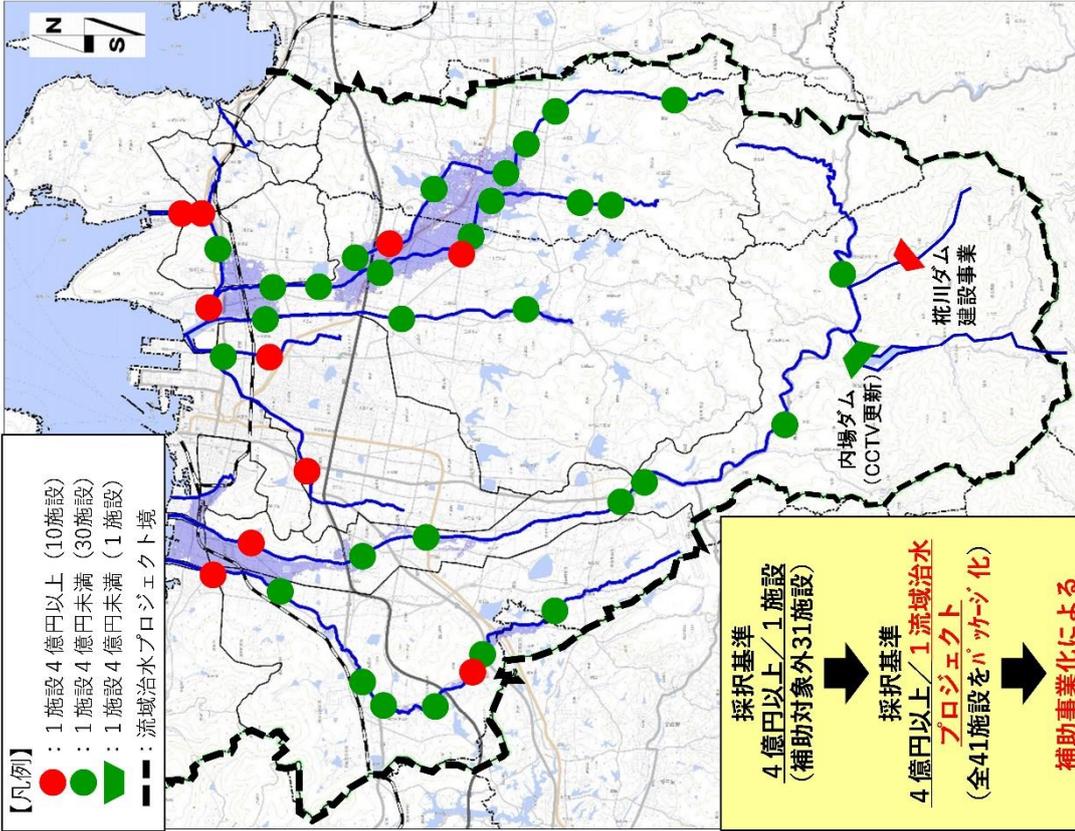


- 土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設や保全人家が100戸以上ある未整備箇所96箇所の対策を優先して推進する必要がある
- これらを今後10年間で集中的に整備するには、5か年加速化対策期間の年平均事業費約24億円に対し、**毎年約40億円が必要**となるなど、**配分総額の増額が必要**

[ R5補正予算(約16億円) + R6当初予算(約13億円) ⇒15か月予算(約29億円) ]

### 流域治水プロジェクト内の河川管理施設

(例：香川県流域治水プロジェクトにおける高松ブロック)



● 浜内樋門 (老朽化対策・無動カ化必要)



● 山田川大水門 (老朽化対策・自動化必要)



● 相引川排水樋管(門) (老朽化対策・自動化必要)



施設 (R6.3末)	水門	樋門	排水機場	堰	計
県内全管理施設	33	92	1	9	135
うち対策費 4 億円未満	19	92	0	3	114 (全施設の85%)

設計寿命の差異に起因する突発的な故障の  
対応 (長寿命化計画に沿わない) に苦慮

### ダムメンテナンス事業の課題

主なダム管理設備の寿命と更新費用	平均寿命 (年)	更新費用 (百万円)
ダム管理用制御処理設備 (ダムコン)	8	150
CCTV設備	11	70
多重無線設備	12	100
テレメータ設備	13	80



○ 老朽化した小規模施設等の計画的な維持管理・更新や水門の遠隔化・自動化等の高度化を図るため、複数水系を圏域単位で包括した流域治水プロジェクト内の河川管理施設をパッケージ化し、一体的に採択されるようメンテナンス事業の制度を見直すこと。

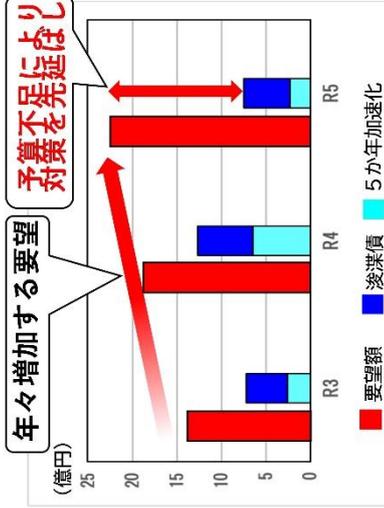
### 起債事業期間の推移

事業期間	事業期間										
	H29	H30	H31(R1)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	・・・
緊急自然災害 防止対策事業債				事業期間(当初)	5年間延長						
公共施設等適正 管理推進事業債				事業期間(当初)	5年間延長						
緊急浚渫推進 事業債				事業期間(当初)	事業期間の延長						

### 河川の樹木繁茂・土砂堆積状況



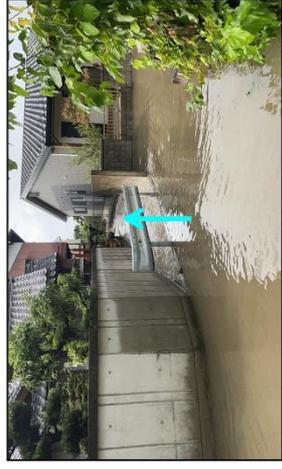
○本県の河川の特性として、  
平常時は河道にほとんど流水  
が見られない河川が多く、河  
道内全面に樹木等が繁茂し、  
土砂堆積が生じやすい



### 河道掘削・樹木伐採の実施状況

継続的に河道掘削等を実施できるよう  
○「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」後も  
「国土強靱化実施中期計画」に位置付け支援すること  
○事業期間が令和6年度までとされている  
「緊急浚渫推進事業債」の事業期間を延長すること

### 普通河川・用悪水路整備の課題



- 近年の局所的な集中豪雨により、住宅地等を流れる普通河川・用悪水路からの溢水等による浸水被害が頻発
  - 市町の厳しい財政状況の中、必要な予算の確保が困難
  - 下水道事業等に位置付けられない普通河川・用悪水路の整備に対する補助制度なし
- ⇒対策が後回しに

○流域治水に基づく普通河川・用悪水路の整備には、一定の期間と多額の費用を要し、河川等の整備と一体的に取り組むことが重要であることから、下水道事業等に位置付けられていない普通河川・用悪水路に対する支援制度を創設すること

## (5) 港湾事業の推進

### 【提案・要望事項】

#### ① 高松港・坂出港の港湾機能強化の推進

効率的な輸送体系の構築による地域産業の競争力強化や船舶の大型化に対応した岸壁整備を推進するとともに、残土処分場及び産業用地の需要にも対応できるよう、港湾計画の改訂と計画の早期実現に向けた取組について支援すること。

#### ② 訪日クルーズ運航再開後の観光需要を取り込むための高松港玉藻地区における港湾整備への支援

クルーズ再興に向けた訪日クルーズ本格回復への全国的な取組が進められているなか、本県では、クルーズ客船の乗客からも好評を得ているサンポート高松地区において、大型クルーズ客船（11万GT級）に対応した岸壁の整備を進めているところである。

クルーズの再興・拠点形成に向けて、特定利用港湾でもある高松港における受入れ環境整備について、より重点的に支援すること。

#### ③ 更なるにぎわいの創出に向けた港湾・海岸緑地整備への支援

港湾や海岸の緑地の利用ニーズが多様化しているなか、改修等のための補助事業は、その適用範囲が限定的であり、ニーズに対応した改修が困難な状況である。

特に、サンポート高松地区においては、香川県立アリーナの整備や外資系最高級ホテルなどの進出が予定されており、それらとの相乗効果が期待できる瀬戸内国際芸術祭等に資するにぎわい空間として高度利用する必要がある。

このような多様なニーズに対応できるよう、港湾・海岸環境整備事業等の適用範囲の拡充を行うとともに、整備を推進するための必要な予算を確保すること。

#### ④ 地方港湾の耐災害性強化に向けた支援

令和6年能登半島地震において、道路等の寸断により孤立した被災地域への対応として、海上からの物資輸送の重要性が改めて認識されたところである。

本県の島嶼部等の市町管理港湾を含めた地方港湾においては、岸壁等の耐震性能が十分に確保されていないため、発災時に孤立が想定される地域があることから、地方港湾の岸壁等について、耐災害性強化に向けた支援を行うこと。

### 【現状・課題】

#### ① 高松港・坂出港の港湾機能強化の推進

- 高松港では、効率的な輸送体系の構築による地域産業の競争力強化や、大規模震災時における緊急輸送機能を確保するため、船舶の大型化に対応した岸壁（-14.0m）を整備する等の港湾計画の改訂の検討を進めていることから、引き続き、御指導をお願い

いするとともに、改訂後の計画の早期実現が可能となるような支援を要望します。

- 高松港朝日地区は、物流拠点として日本各地はもとより、阪神港を經由して世界へ輸送する複合一貫輸送の一役を担っており、近年のモーダルシフトの進展により、今後より一層、海上輸送の機能強化に資するターミナル整備が必要となっています。南海トラフ地震の発生確率が高まるなか、発災直後に緊急物資等を海上輸送する四国の防災拠点としての機能を果たすためにも、当地区における耐震強化岸壁の整備が重要であることから、国において「高松港朝日地区複合一貫輸送ターミナル」の整備が促進されるための必要な予算の確保を要望します。
  - 高松港が国家安全保障戦略等に基づく総合的な防衛体制の強化等に資する取組の一つ（公共インフラ整備）である特定利用港湾とされている観点からも、必要な予算の確保を要望します。
  - また、開発保全航路である備讃瀬戸航路の浚渫は、瀬戸内海を航行する船舶にとって、安全確保上からも重要であることから、着実に事業が推進されることを要望します。
  - 浚渫土砂処分場や臨海部における産業用地等の需要にも対応する埋立事業の推進も含めて、高松港・坂出港の港湾機能強化の推進のための支援を要望します。
- ② 訪日クルーズ運航再開後の観光需要を取り込むための高松港玉藻地区における港湾整備への支援
- サポート高松地区は、風光明媚な瀬戸内海に隣接し、商業、官公庁、文化、交流、情報などが集積する四国の中枢拠点であり、現在、香川県立アリーナの整備を進めているほか、周辺では、JR高松駅の新駅ビルが開業し、大学の移転及び外資系最高級ホテルの進出も予定されています。
  - この地区に位置する高松港の客船専用岸壁では、令和5年の訪日クルーズ客船の寄港が14回と、寄港回数が最も多かった令和元年に迫る水準となっており、クルーズ客船の乗客からも好評を得ていることから、近年の大型クルーズ客船（11万GT級）の寄港ニーズにも対応した施設へ改修する必要があります。
  - 高松港玉藻地区における、大型クルーズ客船（11万GT級）に対応した港湾整備については、訪日クルーズ運航再開後の観光需要を取り込み、瀬戸内海クルーズ振興の実現に向けた取組であるとともに、特定利用港湾として、自衛隊等によるニーズがあることも想定されることから、整備の推進に必要な予算の確保を要望します。

### ③ 更なるにぎわいの創出に向けた港湾・海岸緑地整備への支援

- 港湾や海岸の緑地は、地域の交流拠点としての役割を担い、安全で魅力的な港湾・海岸空間の形成はにぎわいの創出に非常に重要です。
  
- なかでも、サンポート高松地区の緑地は優れた景観を有しており、世界的に人気が高い瀬戸内国際芸術祭では島々をめぐる際の拠点となるため、にぎわい空間として高度利用するなどして、インバウンド等の需要に対応していく必要があります。
  
- このように利用ニーズが多様化している一方で、老朽化・陳腐化が進み、にぎわい空間としての機能が十分発揮できていない緑地も存在します。
  
- 以上のことから、これまでに整備された緑地が更なるにぎわい拠点として新たな役割を果たせるよう、老朽化対策も含めた港湾・海岸環境整備事業等の適用範囲の拡充を行うとともに、整備を推進するための必要な予算の確保を要望します。

### ④ 地方港湾の耐災害性強化に向けた支援

- 令和6年能登半島地震において、道路の寸断などで孤立した被災地域への対応として、海上からの物資輸送の重要性が改めて認識されたところです。
  
- 本県における島嶼部や半島部にある市町管理港湾を含めた地方港湾の岸壁等は、輸送結節点としての役割を担うものの、大規模地震に対する耐震性が十分に確保されていないことから、被災により緊急物資の輸送や住民の避難ができず、地域が孤立する可能性を危惧しています。
  
- 本県では、海上からの輸送体制の確保について、関係市町とも連携しながら研究を進めているところであり、地方港湾の岸壁等の耐災害性強化に向けて積極的な支援を要望します。

【所管府省】国土交通省（港湾局）、財務省（主計局）

【県関係課】港湾課

# 15 地方創生に向けた社会資本の総合的な整備について

## (5) 港湾事業の推進

所管府省

国土交通省(港湾局)、財務省(主計局)

県関係課

港湾課

### 提案・要項

#### ① 高松港・坂出港の港湾機能強化の推進

地域産業の競争力強化や船舶の大型化に対応した岸壁整備を推進するとともに、残土処分場及び産業用地の需要にも対応できるように、港湾計画の改訂と計画の早期実現に向けた取組について支援すること。

#### 高松港朝日地区

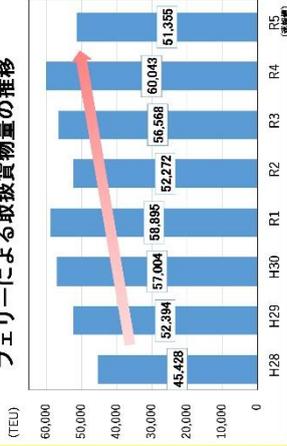
大規模災害時の緊急物資輸送体制等の構築  
【継続事業】必要な予算を確保  
複合一貫輸送ターミナル整備

フェリー岸壁 新設  
(-7.5m, L=約200m)

泊地浚渫

泊地浚渫

フェリーによる取扱貨物量の推移



コンテナターミナル取扱貨物量の推移



地域産業の競争力強化  
【将来施工】取組みの支援  
国際物流ターミナル整備

民間物流センター  
(R4.10 稼働)

民間物流センター  
(R5.5 稼働)

耐震強化岸壁 延伸  
(-12.0m, L=約30m)

コンテナヤード  
拡張区域

コンテナ岸壁 増深・延伸  
(-14.0m, L=約270m)

凡例

継続事業

将来施工

R5.9撮影

**提案・要項  
事項**

② 訪日クルーズ運航再開後の観光需要を取り込むための高松港玉藻地区における港湾整備への支援  
クルーズの再興・拠点形成に向けて、高松港における受入れ環境整備について重点的に支援すること。

**香川県立アリーナ**



R6.3.27撮影

令和6年度 開設予定

**外資系最高級ホテル**



出典：合同会社四国まちづくり&おきてなしプランニングによるプレス発表資料

令和9年夏 開設予定

**高松港玉藻地区**

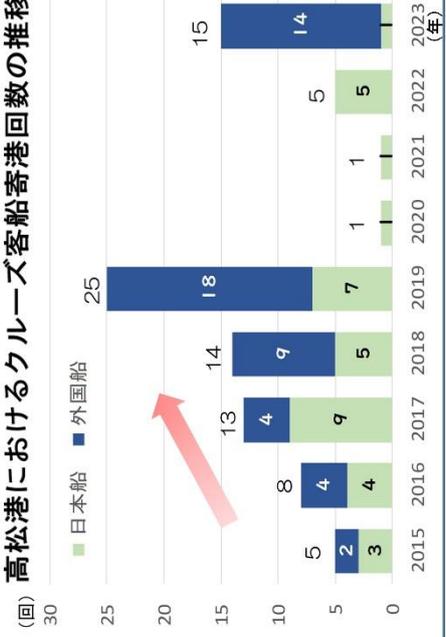


**大型クルーズ客船受け入れ施設**

[整備内容] 11万GT級対応



**高松港におけるクルーズ客船寄港回数の推移**

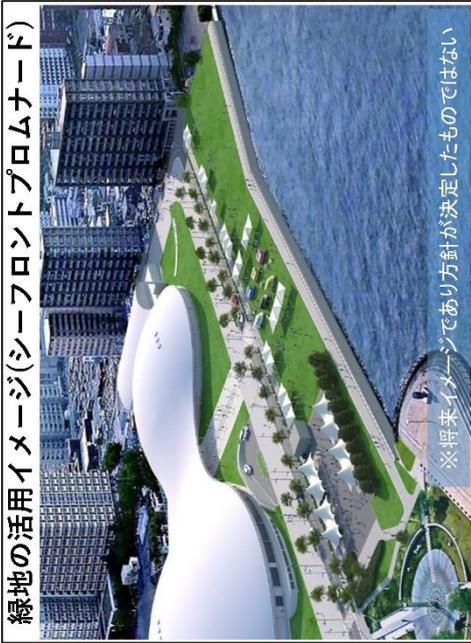


提案・要望  
事項

③ 更なるにぎわいの創出に向けた港湾・海岸緑地整備への支援  
港湾・海岸環境整備事業等の適用範囲の拡充を行うとともに、整備の推進に必要な予算を確保すること。

にぎわい空間としての高度利用が求められる緑地（サンポート高松地区）

サンポート高松地区周辺の緑地



緑地の多様なニーズへの対応

アート作品の設置(瀬戸内国際芸術祭)



大巻伸嗣「Liminal Air」 - core - JPhoto:Keizo Kioku

新たなにぎわい施設の整備イメージ



桁下空間の有効活用

老朽化対策が必要な緑地

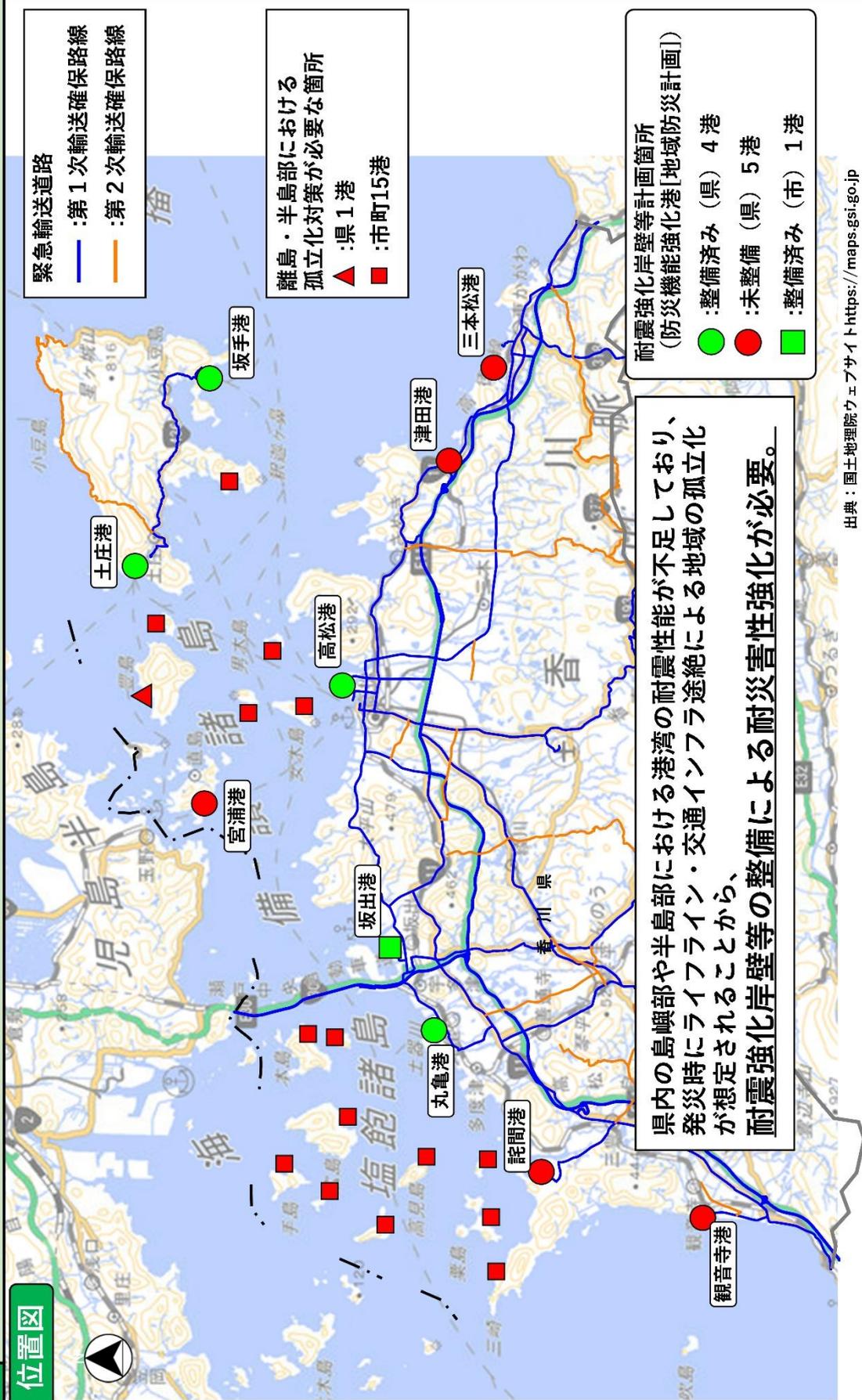
施設の老朽化(高松港詰田川緑地)



提案・要項  
事項

④ 地方港湾の耐災害性強化に向けた支援  
地方港湾の岸壁等について、耐災害性強化と孤立対策の支援を行うこと。

位置図



## (6) 安全・安心な水道水供給に向けた水道事業の推進等

### 【提案・要望事項】

#### ① 広域施設整備の推進等

人口減少等に伴う給水収益の減少が進むなか、水道水の安定供給に繋がる広域的な施設整備への先進的な取組に対する予算を確保するとともに、必要な支援を継続すること。

#### ② 老朽化・地震対策の推進等

地震発生時においても、生活に欠かせないライフラインである水道の機能を維持できるよう、地震対策及び老朽化対策推進のための支援を拡充すること。

### 【現状・課題】

- 水道事業については、全国的に、人口減少等に伴う給水収益の減少が見込まれるなか、老朽施設の大量更新や耐震化への対応、熟練技術者の大量退職に伴う次世代への技術の継承など様々な課題を抱えています。
- こうした課題に対応していくため、本県では、平成 29 年 11 月、全国に先駆け、「県内一水道」（岡山県から受水している直島町は除く）となる「香川県広域水道企業団」を設立し、平成 30 年 4 月から事業を行っているところです。
- 安全・安心な水道水を将来にわたり安定的に供給していくため、課題の解決に向けた対策に積極的に取り組んでおりますが、料金収入だけで対応していくことは困難な状況であり、国における継続的な支援が必要です。
- 令和 6 年能登半島地震では、水道施設が甚大な被害を受けましたが、今後 30 年以内の発生確率が 70～80%とされている南海トラフ地震では、本県においても甚大な被害が想定されており、水道事業者には、こうした大規模地震発生時でも水道機能を維持し、生活に不可欠な水道水を供給することが求められています。

#### ① 広域施設整備の推進等

企業団においては、広域化による経営基盤の強化を早期かつ確実に実現するため、平成 30 年の事業開始から令和 9 年度までの 10 年間に、円滑な水融通のための連絡管の布設や統合浄水場の整備などの広域施設整備に加え、経年施設の更新や耐震化など、総額 1,300 億円余の整備事業を実施する計画としており、事業の実施に当たっては、国の交付金事業を最大限活用しています。

しかしながら、当初見込みを上回る人口減少による給水収益の減少に加え、昨今の資材、燃料費の高騰等により、企業団の経営は急速に悪化しており、施設整備を後年

度に遅らさざるを得ない状況となっております。

水道の広域化は、水道事業が抱える課題を解決するための有用な施策であり、近年、全国各地で検討が進められていますが、全国初の県内一水道を実現した本県の取組は全国的にも注目を集めております。

効率化・集約化を目的とした水道施設の広域施設整備については、多額の費用と長い年月を要するものであることから、企業団が広域化を着実に推し進め、リーディングケースとしての役割をしっかりと果たしていけるよう、今後も必要な予算を確保していただくとともに、広域化関連の交付金交付が終了する令和10年度以降についても、引き続き、広域施設整備について国費による支援をしていただくよう要望します。

## ② 老朽化・地震対策の推進等

県内の浄水場や管路等の水道施設については、施設の老朽化の進行や耐震化の遅れが喫緊の課題となっており、緊急度や重要度等に基づき総合的に判断し、優先度の高いものから順次、施設の経年更新等を実施しているところですが、令和4年度末の基幹管路の耐震適合率は37.9%で、全国平均42.3%に比べ低い状況にあります。

また、災害復旧において早期に水道水を県民に供給するためには、基幹管路以外の配水管等についても、着実に耐震化を図っていく必要があります。

このような状況を踏まえ、生活に不可欠な水道水を将来にわたり安定的に供給するため、運営基盤強化等事業（老朽化対策）が広域化事業と同額までしか要望できない要件の緩和や、交付率（1/3）を下水道事業と同程度（1/2）まで引き上げるなど、老朽化・地震対策に係る支援の拡充を要望します。

【所管府省】国土交通省（水管理・国土保全局）、財務省（主計局）

【県関係課】水資源対策課

# 15 地方創生に向けた社会資本の総合的な整備について (6)安全・安心な水道水供給に向けた水道事業の推進等

所管府省 国土交通省(水管理・国土保全局)、財務省(主計局)

県関係課

水資源対策課

## 提案・要望事項

- ① 広域施設整備の推進等  
人口減少等に伴う給水収益の減少が進む中、水道水の安定供給に繋がる広域的な施設整備への先進的な取り組みに  
対する予算を確保するとともに、必要な支援を継続すること。  
・ 令和10年度以降も**広域施設整備について国費による支援の継続**
- ② 老朽化・地震対策の推進等  
地震発生時においても、生活に欠かせないライフラインである水道の機能を維持できるよう、地震対策及び老朽  
化対策推進のための支援を拡充すること。  
・ **運営基盤強化等事業(老朽化対策)が広域化事業と同額までしか要望できない要件の緩和**  
・ **交付率(1/3)を下水道事業と同程度(1/2)まで引き上げ**

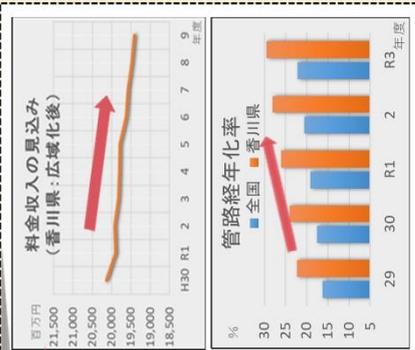
### 水道事業者が抱える課題

人口減少による給水収益の減少

老朽施設の大量  
更新、耐震化

職員の大量退職  
に伴う次世代へ  
の技術継承

渇水への対応 など

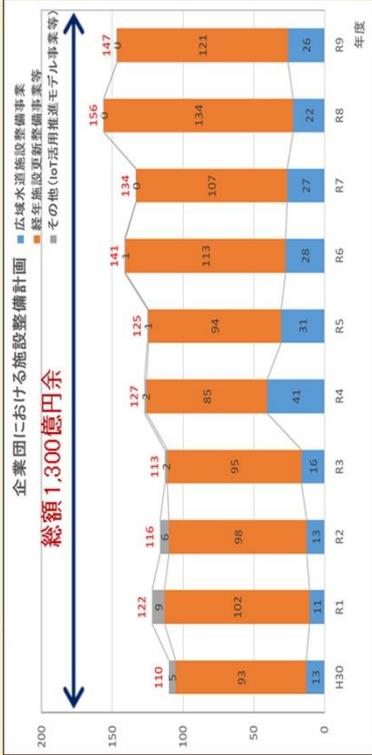


(単位:百万円)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
要望額①	507	113	1,506	1,405	1,176	1,206	965	1,209	906
交付額②	329	84	1,506	1,405	1,176	1,206	965	1,209	839
②/①	64.8%	74.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.03%	100.0%	92.7%

全国初!  
目的 県内一水道の実現  
香川県広域水道企業団  
(平成30年4月事業開始)  
スケールメリットを生かして経営基盤を強化

対応策



## ① 広域施設整備

・人口減少が進む中、広域的な施設整備による経営基盤強化が喫緊の課題

### 肥土山浄水場更新工事

中山浄水場及び湯船浄水場を廃止し肥土山浄水場に統合する広域化事業  
肥土山浄水場から中山浄水場へ、中山浄水場から湯船浄水場へ計画浄水量を送水することとしている。



## ② 老朽化・地震対策

・施設の経年更新等に伴う必要額の増大

・南海トラフ地震に備えた地震対策が喫緊の課題

### 中部浄水場の機械設備更新工事

設置後46年が経過し老朽化した脱水設備更新を行う事業



### 新岡本線送水管新設工事

送水管の老朽化・多重化対策（東部浄水場から岡調整池までの送水管を新たに整備することを目指す事業）



### 善通寺浄水場の浄水施設耐震補強工事

浄水場主要構造物の耐震補強を目的とした事業



### 東部浅野線導水管新設工事

緊急時に東部浄水場と浅野浄水場との間で原水融通を行う目的の事業



## 16 脱炭素・地球温暖化対策の推進について

### 【提案・要望事項】

#### ① 国を挙げた地球温暖化対策の推進

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、脱炭素技術の技術開発・社会実装の早期の実現に国が主導的に取り組むとともに、既に展開しているデコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）を中心に、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって脱炭素に向けて取り組む機運を醸成すること。

#### ② 地域における脱炭素化の促進

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、様々な脱炭素対策を実施するため、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」を継続・拡充するとともに、補助対象となる高効率空調機器等の導入における省エネ基準や敷地外の太陽光発電設備の上限の緩和など、自治体が利用しやすいものとする。

また、各都道府県が地域の実情を踏まえた地球温暖化対策を効果的かつ迅速に進めることができるよう、関連する都道府県別エネルギー消費統計などの統計資料を早期に提供すること。

#### ③ 脱炭素に向けた施設・設備等の整備

地域の企業が事業活動での脱炭素化により、サプライチェーンで選ばれ続ける企業となるため、工場等での脱炭素・省エネルギー型の設備投資や、再生可能エネルギーの積極的な導入ができるよう、税制の優遇措置や補助金等による十分な支援策を講じること。

建築物の省エネルギー化については、本県においてもZEHや家庭用蓄電池等の導入に向けた補助を行っており、多くご利用いただいている。今年度は、ZEH導入支援の補助枠を倍増しており、国においても、ZEHやZEB、EV、FCVなどの導入促進や充電・充填インフラの整備、運営への支援の充実など、脱炭素に向けた施設・設備等の整備が促進されるよう十分な支援策を講じること。

また、「脱炭素化推進事業債」について、国庫補助事業の地方負担分や県単独で実施しているZEH導入促進補助等に活用できるようにすること。

併せて、地方公共団体自らが建築物の省エネルギー化や、既に開発が進展しているペロブスカイトなどの次世代型太陽電池や水素利用技術の実装に向けて率先して取り組めるよう、十分な技術支援や財政措置を講じること。

#### ④ 「熱中症特別警戒情報」の効果的な周知・伝達手法の構築

気候変動適応法の改正に伴って今年度から運用が始まった、「熱中症特別警戒情報」の伝達方法については、当該情報がメールで都道府県に送信され、それを受けた都道府県知事が市町村長に通知することとなっており、情報伝達が迅速・正確に行われぬおそれがあることに加え、休日の迅速な対応など自治体職員に過度の作

業負担が生じることが予想されるなど、運用が極めて困難と考えている。

このため、全国瞬時警報システムなど、デジタル技術を使って一斉に情報発信することにより、住民や関係機関に迅速かつ正確に伝達する手法を構築すること。

## 【現状・課題】

### ① 国を挙げた地球温暖化対策の推進

- 地球温暖化の進行に伴い、近年、国内外で深刻な気象災害が多発しており、今後、気候変動の影響によるリスクがさらに高まることが予想されているなか、平均気温の上昇や局地的な豪雨の増加がみられるなど、地球温暖化防止に向けた取組は喫緊の課題となっています。
- 本県においては、国と方向性を一にして取り組んでいくため、令和3年2月に「気候が危機的な状況にあることを認識し、2050年までに二酸化炭素の排出を実質ゼロにする」ことを目標に掲げる旨の表明を行い、同年10月には、第4次の「香川県地球温暖化対策推進計画」を策定しました。
- また、令和4年4月には、関係団体や地元大学、市町等で構成する「香川県地域脱炭素推進協議会」を設置、昨年2月には、同協議会において改めてその方向性や進め方を共有すべく「香川県地域脱炭素ロードマップ」を策定し、現在、産学官一体となって脱炭素に取り組んでいるところです。
- 脱炭素につながるライフスタイル、ワークスタイルの定着に向けては、県民、事業者一人ひとりの意識を改革し、行動変容につなげる必要があります。既に展開されている「デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）」をはじめ、国を挙げてのあらゆる機会を捉えた広報・啓発の実施などにより、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって脱炭素に向けた取組を進められるよう機運を醸成することが必要です。

### ② 地域における脱炭素化の促進

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、様々な脱炭素対策を実施するため、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」を継続・拡充するとともに、この度、採択をいただいた「重点対策加速化事業」については高効率空調機器・高効率給湯機器等の省エネ基準の緩和、「脱炭素先行地域づくり事業」については系統を用いて電力を供給する太陽光発電設備の上限の緩和を行うほか執行額の年度間調整など柔軟で弾力的な運用を図るなど、自治体に一定の裁量を持たせ、自治体が利用しやすい交付金とすることが必要です。
- 施策の評価を行い、地域の実情を踏まえた地球温暖化対策を効果的かつ迅速に進めるためには、温室効果ガスの排出量を迅速に把握することが重要です。現在、本県で

は、関連する都道府県別エネルギー消費統計などの統計資料等を基に排出量を算出していますが、令和5年11月から資源エネルギー庁において「市町村別発電・需要実績」が提供され始めた一方で、統計資料の一部は調査から公表まで2年程度を要しており、国においてこれらの情報を早期に提供することが必要です。

### ③ 脱炭素に向けた施設・設備等の整備

- 本県における企業の大半は中小企業であり、そうした地域の企業が、事業活動での脱炭素化などにより、サプライチェーンで選ばれ続ける企業となるため、工場等での省エネルギー型の設備投資や、再生可能エネルギーの積極的な導入が行えるよう、税制の優遇措置や補助金等による十分な財政支援策が必要です。
- 国においては、2030年までに新築建築物について、ZEH・ZEB水準の省エネ性能の確保を目指すこととされていますが、本県における令和4年度の新築住宅におけるZEH導入割合は3割強、またZEBの累計導入件数は12件となっています。建築物の省エネルギー化を促進するために、本県においてもZEHや家庭用蓄電池の導入に向けた補助を行っており、今年度は、ZEH導入支援の補助枠を前年度から倍増し、多くご利用いただいています。国においてもZEHの導入について十分な支援策を講じたうえでZEHの早期の適合義務化を図るとともに、業務用建物にかかる各省庁の補助制度はZEBを前提としたものにするなど、ZEH・ZEB化に誘導していくことが必要です。
- 国の「グリーン成長戦略」において2035年までに乗用車新車販売で電動車100%を実現させることを目標としていますが、本県における令和4年度末の自動車保有台数におけるEVやFCVの割合は0.4%程度にとどまっており、目標達成に向けてはEVやFCVに対する購入補助や税制の優遇措置を拡充するとともに、充電、充填インフラなどの必要十分な整備に向けて整備費用や運営経費の支援の充実を図るなど、利用者や設置者にとってメリットがある環境を整備することが必要です。
- 「脱炭素化推進事業債」については、対象事業が公共施設等の脱炭素化のための単独事業に限定されており、国庫補助事業の地方負担分や県単独で実施しているZEH導入促進補助等に活用できるようにすることが必要です。
- 県民や事業者の取組を進めるためには、県や市町といった行政自らが率先して取り組む必要があることから、公共施設のZEB化に対する技術的、財政的支援や設備の省エネルギー改修、EVやPHVをはじめとする電動車の導入などに対する財政措置が必要です。

また、既に開発が進展しているペロブスカイトなどの次世代型太陽電池や水素利用技術の実装に向けて、地方公共団体が率先して取り組めるよう、十分な技術支援や財

政措置を講じる必要があります。

④ 「熱中症特別警戒情報」の効果的な周知・伝達手法の構築

- 熱中症特別警戒情報については、法律改正により新たに創設され、今年度から施行されており、現在国が示す方法によれば、当該情報が発出される際には、事務連絡がメールで都道府県に送信され、それを受けた都道府県知事が市町村長に通知することとなっています。このため、情報伝達が迅速・正確に行われないおそれがあることに加え、休日の迅速な対応など自治体職員に過度の作業負担が生じることが予想されるなど、運用が極めて困難と考えます。
  
- こうしたことから、国が情報を発信する場合は、全国瞬時警報システムなど、デジタル技術を使って一斉に情報発信することにより、住民や関係機関に迅速かつ正確に伝達するとともに、都道府県・市町村職員の作業負担の軽減を可能とするような伝達手法を構築していただくことを要望します。

【所管府省】 環境省（大臣官房、地球環境局、水・大気環境局）、  
資源エネルギー庁（省エネルギー・新エネルギー部）、  
中小企業庁（経営支援部）、国土交通省（住宅局）、総務省（自治財政局）、  
消防庁（国民保護・防災部）

【県関係課】 環境政策課、産業政策課

## 16 脱炭素・地球温暖化対策の推進について

環境省（大臣官房、地球環境局、水・大気環境局）、資源エネルギー庁（省エネルギー・新エネルギー部）、中小企業庁（経営支援部）、国土交通省（住宅局）、総務省（自治財政局）、消防庁（国民保護・防災部）

県関係課

環境政策課、産業政策課

### 提案・要望事項

#### ① 国を挙げた地球温暖化対策の推進

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、脱炭素技術の技術開発・社会実装の早期の実現に国が主導的に取り組むとともに、既に展開しているデコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）を中心に、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって脱炭素に向けて取り組む機運を醸成すること。

### 現状と課題

#### ○国を挙げた地球温暖化対策の推進

2050年カーボンニュートラルは非常に高い目標であり、達成に向けては

- ・各種技術の革新的イノベーション
- ・すべての主体が一体となって取り組む機運醸成

が必要。

#### 【本県の取組】

- ・県内で部局横断的に取り組む「香川県脱炭素・地球温暖化対策本部」、関係団体、市町等で構成される「香川県地域脱炭素推進協議会」を設置し、県内一丸となって脱炭素に向けて取り組む体制を構築。
- ・「香川県地域脱炭素推進協議会」において、「香川県地域脱炭素ロードマップ」を策定し、産学官一体となった脱炭素を推進。



フィルム型パワースタイル太陽電池  
(出典：積水化学工業(株))

国との連携・協働



気候変動講演会

### 提案・要望事項

#### ○脱炭素技術の技術開発・社会実装の早期の実現

- ・次世代型太陽電池技術
- ・大型蓄電池等による電力の貯蔵技術
- ・水素の利用・輸送・製造技術等

#### ○国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって脱炭素に向けて取り組む機運の醸成

提案・要望事項

② 地域における脱炭素化の促進

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、様々な脱炭素対策を実施するため、「地域脱炭素移行・再工ネ推進交付金」を継続・拡充するとともに、支給要件の緩和や柔軟で弾力的な運用などにより、自治体が利用しやすいものとする。

各都道府県が地域の実情を踏まえた地球温暖化対策を効果的かつ迅速に進めることができるよう、関連する都道府県別エネルギー消費統計などの統計資料を早期に提供すること。

現状と課題

○2050年カーボンニュートラルの実現に向けた財政的支援

・2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、「地域脱炭素移行・再工ネ推進交付金」の活用を促進するとともに、自治体に一定の裁量を持たせることが必要。

【交付要件の例】

重点対策加速化事業の活用に関して、高効率空調機器等の導入は30%以上の省CO2効果が得られることが要件  
脱炭素先行地域づくり事業の活用に関して、システムを用いて電力を供給する太陽光発電設備は原則2MWまでが要件

十分な  
財政支援



住宅用太陽光発電設備

提案・要望事項

○地域脱炭素移行・再工ネ推進交付金の継続・拡充

○地域脱炭素移行・再工ネ推進交付金の要件緩和、柔軟で弾力的な運用

データの適時、  
積極的な提供

○温室効果ガスの迅速な算定  
・地球温暖化対策を効果的かつ迅速に進めるためには、温室効果ガスの排出量を迅速に把握することが重要。

○都道府県ごとのエネルギー消費統計の早期提供

## 提案・要望事項

### ③ 脱炭素に向けた施設・設備等の整備

地域の企業が事業活動での脱炭素化により、サプライチェーンで選ばれ続ける企業となるため、工場等での脱炭素・省エネルギー型の設備投資や、再生可能エネルギーの積極的な導入ができるよう、税制の優遇措置や補助金等による十分な支援策を講じること。

ZEHやZEB、EV、FCVなどの導入促進や充電・充填インフラの整備、運営への支援の充実など、脱炭素に向けた施設・設備等の整備が促進されるよう、十分な支援策を講じること。

また、「脱炭素化推進事業債」について、国庫補助事業の地方負担分や県単独で実施しているZEH導入促進補助等に活用できるようにすること。併せて、地方公共団体自らが建築物の省エネルギー化や、既に開発が進展しているペロブスカイトなどの次世代型太陽電池や水素利用技術の実装に向けた支援等に率先して取り組めるよう、十分な技術支援や財政措置を講じること。

## 現状と課題

### ○企業向け支援

- ・本県の企業の大半は中小企業
- ・地域の企業が将来にわたってサプライチェーンで選ばれ続けるためには、脱炭素に向けた取組が必要不可欠。



ZEB (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)

### ○建築物の省エネルギー化の促進

- ・国は2030年までに新築建築物について、ZEH、ZEB水準の省エネルギー性能の確保を目指す。
- ・本県における令和4年度の新築住宅におけるZEH導入割合は3割強、ZEBのこれまでの累計導入件数は12件にとどまっている。



移動式水素ステーション

### ○環境にやさしい自動車の導入促進

- ・2035年までに乗用車新車販売で電動車100%を実現することを目指す。
- ・本県における令和4年度末の乗用車保有台数におけるEV、FCVの割合は0.4%程度にとどまっている。



EV (県公用車)

### ○地方公共団体自らの取組

- ・県民や事業者の取組を進めるためには、県や市町自らが率先して脱炭素に取り組む必要がある。

## 提案・要望事項

- 企業の脱炭素に向けた取組に対する税制の優遇措置や補助金等による財政支援策の充実

十分な支援

- ZEHやZEBの導入に対する補助制度の充実

ZEH、ZEB化への誘導

- EVやFCVに対する購入補助や税制優遇の拡充
- 充電・充填インフラなどの整備費用や運営経費に対する支援の充実

支援の拡充

- 省エネルギー化、既に開発が進展している次世代型太陽電池や水素利用技術の実装に向けた支援の充実

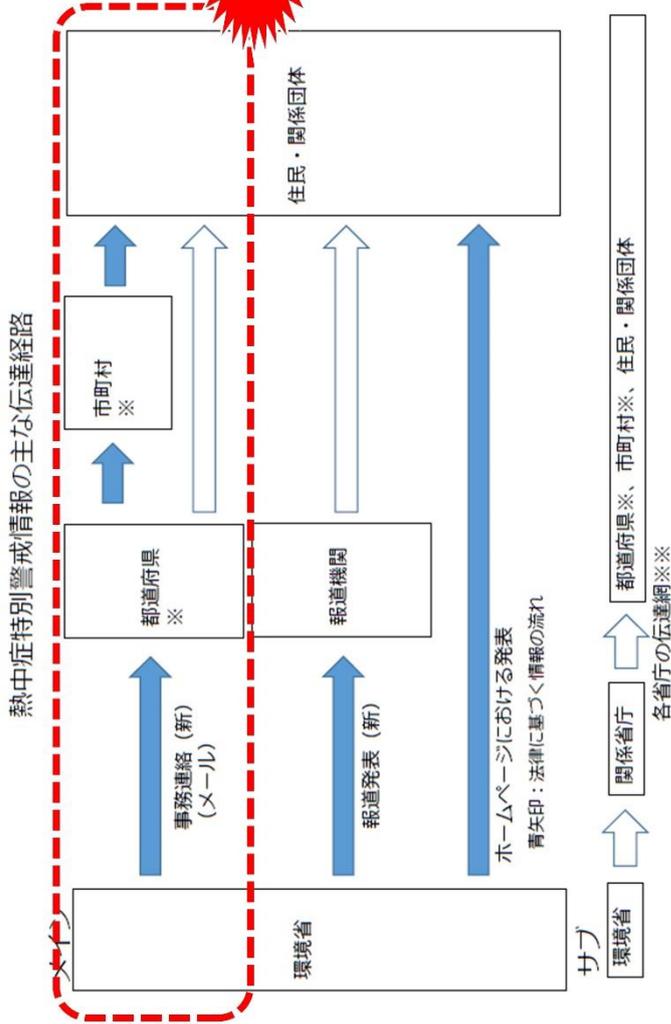
率先した取組への支援

**提案・要望事項**

④ 「熱中症特別警戒情報」の効果的な周知・伝達手法の構築  
 気候変動適応法の改正に伴って今年度から運用が始まった、「熱中症特別警戒情報」の伝達方法について、デジタル技術を活用して都道府県・市町村などの関係機関や住民に即時に一括して情報伝達できる手法を構築すること。

**現状と課題**

環境省からメールでの事務連絡を受信し、都道府県が市町村に通知



**課題**

情報伝達が迅速・正確に行われないおそれがあることに加え、休日の迅速な対応など自治体職員に過度の作業負担が生じることが予想されるなど、運用が極めて困難

**提案・要望事項**

○デジタル技術を活用して都道府県・市町村などの関係機関や住民に即時に一括して情報伝達できる手法を構築

